

大阪府最低賃金専門部会

資料目次

資料 1	令和7年度大阪府最低賃金専門部会委員名簿	1
資料 2	大阪府最低賃金専門部会運営規程	3
資料 3	大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）写	5
資料 4	令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	7
資料 5	令和7年度地域別最低賃金の審議の進め方（案）	9
資料 6	令和6年度大阪府最低賃金の改正決定について（答申）写	11
資料 7	令和7年春季賃上げ妥結状況（大阪府）	
	（7-1）（最終報）	15
	（7-2）（詳細分析報告）	23
資料 8	令和7年度 全国財務局長会議資料（近畿財務局）	29
資料 9	関西金融経済動向（2025年7月8日 日銀大阪支店）	49
資料 10	「第98回経営・経済動向調査」結果について （関西経済連合会・大阪商工会議所）	51
資料 11	生活保護と最低賃金（令和7年度第2回目安小委員会資料No.2）	67
資料 12	足下の経済状況等に関する補足資料 （令和7年度第1回目安小委員会資料No.4）	71
資料 12-2	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋） （令和7年度第2回目安小委員会資料参考資料No.2）	155

大阪府最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月24日任命

	氏 名	現 職
公益委員	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授 法学部長
	村上 礼子	近畿大学経済学部総合経済政策学科 准教授
	森 詩恵	大阪経済大学 経済学研究科長 経済学部 教授
労働者委員	狼谷 將之	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長
	澤谷 誓之	日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長
	清水 隆生	JAM大阪 書記長
使用者委員	柴田 昌幸	大阪府中小企業団体中央会 専務理事
	中村 裕子	大阪商工会議所 総務企画部長 企画広報室長
	平岡 潤二	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部長

(50音順)

大阪地方最低賃金審議会 大阪府最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

- 第4条 委員は部会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事要旨は、原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成25年7月30日から施行する。

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

改正 この規程は、令和5年12月7日から施行する。



大労発基 0714 第 1 号
令和 7 年 7 月 14 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
高橋 秀誠

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和 7 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第364回審議会総会（第 2 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月14日（月）10：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		7 月14日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月22日締切 意見聴取公示 7 月29日締切 7 月23日（水） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月25日（金）10:00 4 号館 2 階第1共用会議室	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第365回審議会総会（第 3 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 6 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7 月30日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（月）13：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（水）14：00 2 号館 9 階共用 B 会議室 第 4 回 8 月 4 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（火）9：30 2 号館 9 階遠隔審理室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第366回審議会総会（第 4 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 6 日（水）13：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第367回審議会総会（第 5 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（木）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（水）
9 月～ 10 月			



令和6年8月1日

大阪労働局長
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年7月2日付け大労発基 0702 第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（同日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員一任により、別紙のとおりとする結論に達したためここに答申する。

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、景気は緩やかに回復しているものの、円安傾向や原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年以上に高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数がいまだ高い水準であること、中小企業の業況判断はマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日の在り方については、労使で議論を尽くしたが、現行制度の枠組においては本審議会で一定の結論を得ることは極めて難しいことを確認した。効力発生の日については、令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和6年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と

物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月)の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと



- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,114 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 10 月 1 日

令和7年6月6日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:509組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

□ 妥結額 15,948円(前年:14,578円)

□ 賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、妥結額は16,000円に迫る水準、賃上げ率は5%を超える水準となっている。
- 企業規模別では、「300～999人」「1,000人以上」の規模において妥結額が15,000円を、賃上げ率が5%を超えている。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた668組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな509組合(163,943 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・石破総理は、令和 7 年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を2020年代に全国平均 1,500 円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和6年11月28日に公表した「2025 春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものであってはならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつろう！賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和7年1月7日の経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023 年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024 年はそれが大きく「加速」した年となった。2025 年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約7割を雇用する中小企業と、約4割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和7年1月 23 日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月中旬までに要求書を提出、3月12日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2025 春季生活闘争の方針と課題）」 (令和 6 年 12 月) ・「未来づくり春闘」を掲げたこの 3 年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。 ・この 3 年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることでスピードアップをはかる必要がある。 ・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることがめざす必要がある。 ・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分 3 %以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 5 %以上 ・中小労組などは格差是正分 1 %以上を加え 18,000 円以上、6 %以上を目安。 ・雇用形態間格差是正の観点から経験 5 年相当で時給 1,400 円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に時給 1,250 円以上で締結。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「25 国民春闘方針」 (令和 7 年 1 月) 〈基本的な考え方〉 ・2024 年 8 月消費者物価指数は、4 年前の 109.1%、前年比 3.0%増、食品、電気代、日常消耗品費は 4 年前の 1.2 倍。 ・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わせられ総額人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。 ・大企業・投資家・富裕層の富は増大し続けている。法人企業統計によると内部留保は 539.3 兆円と過去最大を更新。2012 年と比べると 200 兆円以上も増加している。 ・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ：月 32,000 円以上、時給 200 円以上(10%以上) ・企業内・産业内最低賃金：月 225,000 円以上、時給 1,500 円以上	○経団連「2025 年版経営労働政策特別委員会報告」（令和 7 年 1 月） 〈連合「2025 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025 闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むこと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がり」と格差是正「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。 ・また、2024 闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025 年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。 ・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の 7 割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。 一方で「18,000 円・6 %以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。 〈基本的な考え方〉 ・2023 年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。 ・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金（基本給）や初任給、諸手当、賞与・一時金（ボーナス）など多様な方法・選択肢について、企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切な方法を見出し実行することが必要。 ・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想いは 2025 年の春季労使交渉・協議においても共通認識とすべき。 ・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 15,948 円(前年:14,578 円)、賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%を超える水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、11,349 円（対前年比:432 円増、4.0%増）

「300 から 999 人」が、15,651 円（対前年比:1,337 円増、9.3%増）

「1,000 人以上」が、16,486 円（対前年比:1,469 円増、9.8%増）

となり、全ての規模で前年より増加しました。

(3) 産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

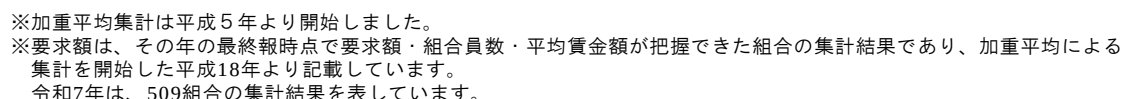
産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 18,016 円、非製造業の妥結額平均が 13,706 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(15,948 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「輸送用機械器具(21,343 円)」、「機械器具(20,462 円)」、「非鉄金属(18,713 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(10,838 円)」、「卸売・小売業(12,763 円)」、「電気機械器具(14,220 円)」等となりました。

【加重平均】

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412
521	18,055
481	19,720



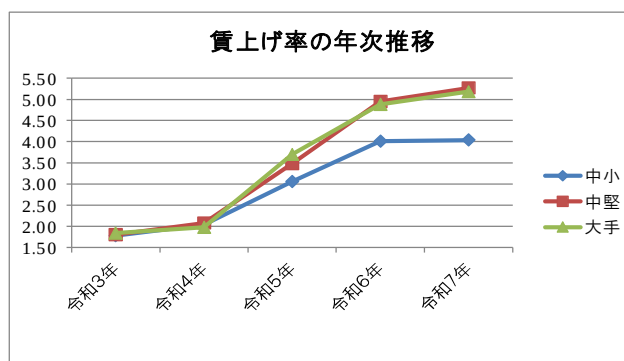
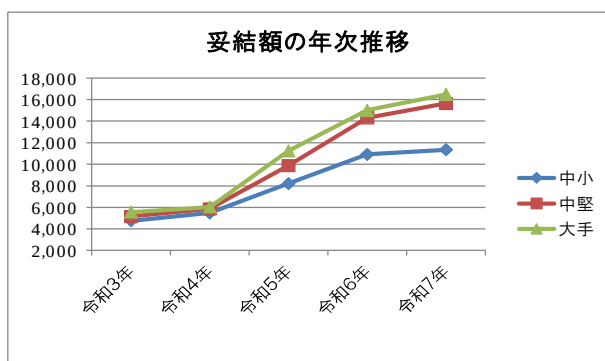
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	305,463	7,152	2.34
	30～99人	89	275,829	9,757	3.54
	100～299人	120	281,516	11,851	4.21
299人以下		235	280,946	11,349	4.04
300～999人		111	297,207	15,651	5.27
1,000人以上		163	318,089	16,486	5.18
総平均		509	311,876	15,948	5.11

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34
	30～99人	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54
	100～299人	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21
299人以下		4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04
300～999人		5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27
1,000人以上		5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:509組合)【加重平均】

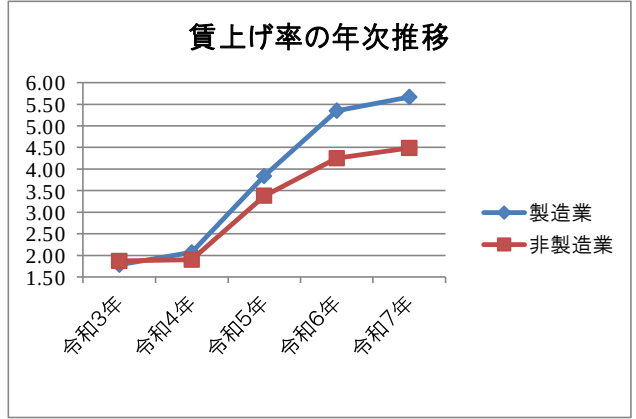
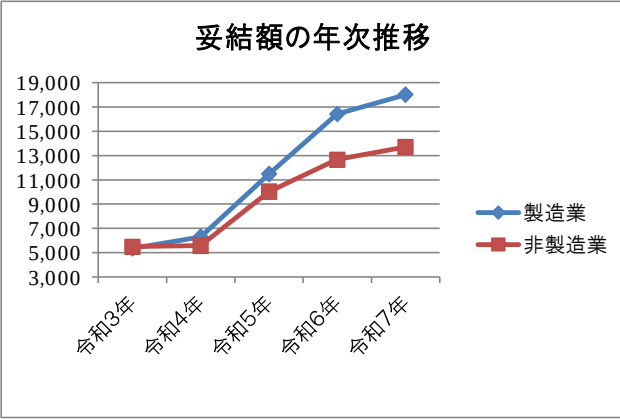
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		509	163,943	311,876	15,948	5.11	19,720
製造業	製造業平均	342	85,264	317,768	18,016	5.67	20,523
	食料品・たばこ	29	4,277	317,861	16,805	5.29	17,936
	繊維、衣服	25	4,690	320,168	16,556	5.17	18,667
	木材、家具・装備品	4	865	296,182	17,576	5.93	20,489
	パルプ・紙・紙加工品	7	603	310,796	17,552	5.65	19,241
	印刷・同関連	7	2,336	287,802	11,339	3.94	20,946
	化学	47	6,486	346,140	16,846	4.87	20,895
	石油・石炭製品	2	340	309,688	18,848	6.09	18,883
	プラスチック製品	3	536	273,337	6,038	2.21	14,828
	ゴム、皮革製品	2	117	229,075	13,436	5.87	10,297
	窯業・土石製品	3	278	251,672	8,898	3.54	12,139
	鉄鋼	37	7,984	306,471	18,268	5.96	20,684
	非鉄金属	18	4,723	333,086	18,713	5.62	20,173
	金属製品	48	10,068	277,395	15,558	5.61	18,838
	機械器具	73	24,501	333,398	20,462	6.14	22,619
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	7,400	2.50	7,600
	電気機械器具	10	2,591	295,584	14,220	4.81	18,292
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75	23,400
	輸送用機械器具	17	12,219	324,712	21,343	6.57	21,890
	その他の製造	8	2,630	305,083	8,099	2.65	12,438
非製造業	非製造業平均	167	78,679	305,491	13,706	4.49	18,600
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利						
	建設業	12	4,609	316,638	14,849	4.69	20,782
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,281	312,741	10,838	3.47	15,888
	うち、通信・放送	1	398	252,722	18,500	7.32	21,000
	うち、情報サービス	2	25	390,257	10,860	2.78	17,127
	うち、情報制作(出版等)	14	858	338,323	7,283	2.15	13,481
	運輸業・郵便業	56	31,446	303,652	14,359	4.73	19,016
	うち、私鉄・バス等	18	23,488	305,706	15,020	4.91	20,402
	うち、道路貨物輸送	18	5,043	319,953	10,516	3.29	15,505
	うち、郵便業						
	うち、その他	20	2,915	258,909	15,674	6.05	20,781
	卸売・小売業	50	32,584	310,699	12,763	4.11	17,842
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	310,288	18,713	6.03	20,443
	うち、金融・保険業	1	9	395,000	24,490	6.20	27,650
	うち、不動産業	2	798	309,333	18,648	6.03	20,361
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	241,389	10,976	4.55	20,500
	飲食店、宿泊業	4	910	270,939	16,699	6.16	17,144
	生活関連サービス業、娯楽業	3	38	292,058	11,964	4.10	16,202
	医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	283,614	8,351	2.94	30,857
	うち、教育・学習支援業	3	97	240,238	8,894	3.70	17,588
	うち、医療・福祉	2	218	302,914	8,110	2.68	36,761
	複合サービス事業、サービス業	15	6,632	285,300	14,271	5.00	19,660
	うち、複合サービス事業	5	3,769	243,364	13,322	5.47	18,896
	うち、自動車整備・機械修理	1	74	206,445	10,000	4.84	18,575
	うち、賃貸・広告業	1	202	320,837	21,738	6.78	21,738
	うち、その他	8	2,587	345,877	15,194	4.39	20,642

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな481組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67
非製造業	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和7年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
第1報	3月31日	626組合	611組合	203組合	206組合	105組合	117組合
		24,567円	21,435円	14,571円	14,231円	16,177円	16,817円
第2報	4月21日	733組合	743組合	511組合	472組合	366組合	326組合
		23,753円	21,244円	12,433円	11,469円	14,552円	13,623円
第3報	5月16日	760組合	779組合	597組合	576組合	471組合	440組合
		23,543円	21,106円	12,375円	12,056円	13,760円	13,726円
最終報	6月6日	782組合	804組合	671組合	683組合	668組合	678組合
		23,319円	20,950円	12,314円	12,034円	12,356円	12,095円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	125組合	年間一時金	1,463,225円
	281組合	夏季一時金	713,740円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和7年6月12日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

【全体結果】(表1)

項目	令和7年	令和6年	対前年比
妥結額	16,056円	14,729円	1,327円増 (9.0%増)
賃上げ率	5.14%	4.83%	0.31ポイント増

【注】最終報(6月6日公表)の509組合(妥結額15,948円:賃上げ率5.11%)のうち今年、前年の妥結額が把握できた466組合による比較

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を上回っている。
- すべての企業規模で前年を上回っている。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を上回っている。

また、製造業では8割弱の業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月26日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた509組合のうち、前年の妥結額についても把握できた466組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:466組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,056円(前年:14,729円)が、対前年比1,327円増・9.0%増となり、前年を上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比 722 円増・6.6%増（令和7年:11,610 円 令和6年:10,888 円）

「300 から 999 人」が、対前年比 1,778 円増・12.5%増（令和7年:16,042 円 令和6年:14,264 円）

「1,000 人以上」が、対前年比 1,303 円増・8.6%増（令和7年:16,479 円 令和6年:15,176 円）となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和7年	令和6年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	20	8,445	6,865	1,580	23.0	
	30～99人	80	10,312	9,290	1,022	11.0	
	100～299人	112	11,965	11,327	638	5.6	
299人以下		212	11,610	10,888	722	6.6	↗
300～999人		97	16,042	14,264	1,778	12.5	↗
1, 000人以上		157	16,479	15,176	1,303	8.6	↗
全体加重平均		466	16,056	14,729	1,327	9.0	↘
全体単純平均(参考)			13,577	12,874	703	5.5	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 18,271 円(対前年比 1,486 円増、8.9%増)、非製造業が 13,737 円(対前年比 1,161 円増、9.2%増)となりました。

製造業では、19 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位 2 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7		全体の8割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7		全体の6割強にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0		全体の8割弱にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲6,638	▲26.7		全体の5割強にあたる組合が前年よりマイナス妥結しており、全体としてもマイナスとなっているが、妥結額の平均は製造業全体とほぼ同水準であり、同業種が不調とまでは評価し難い。
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲622	▲4.6		全体の6割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。なお、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、全体平均を押し下げ、結果として前年比マイナスとなっている。

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	318	81,212	18,271	16,785	1,486	8.9	
食料品・たばこ	27	4,255	16,830	16,742	88	0.5	
繊維、衣服	25	4,690	16,556	15,004	1,552	10.3	
木材、家具・ 装備品	4	865	17,576	14,353	3,223	22.5	
パルプ・紙・ 紙加工品	6	497	18,519	16,573	1,946	11.7	
印刷・同関連	6	1,804	13,791	8,586	5,205	60.6	
化学	44	5,942	16,941	14,789	2,152	14.6	
石油・石炭製品	2	340	18,848	3,158	15,690	496.8	
プラスチック製品	3	536	6,038	10,549	▲ 4,511	▲ 42.8	
ゴム、皮革製品	2	117	13,436	5,998	7,438	124.0	
窯業・土石製品	2	228	9,753	8,098	1,655	20.4	
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲ 26.7	
非鉄金属	17	4,693	18,765	17,194	1,571	9.1	
金属製品	44	9,650	15,780	14,985	795	5.3	
機械器具	68	23,056	20,713	20,415	298	1.5	
電子部品・ デバイス	1	10	7,400	4,012	3,388	84.4	
電気機械器具	9	2,548	14,342	13,441	901	6.7	
情報通信 機械器具	1	10	15,400	15,400	0	0.0	—
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	
その他の製造	6	2,548	7,849	13,857	▲ 6,008	▲ 43.4	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	148	77,587	13,737	12,576	1,161	9.2	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利							↘
建設業	10	4,362	14,725	13,149	1,576	12.0	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	↗
うち、通信・放送	1	398	18,500	15,000	3,500	23.3	↘
うち、情報サービス	2	25	10,860	13,331	▲ 2,471	▲ 18.5	
うち、情報制作(出版等)	14	858	7,283	6,604	679	10.3	
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	↗
うち、私鉄・バス等	18	23,488	15,020	11,496	3,524	30.7	↘
うち、道路貨物輸送	14	4,837	10,497	8,327	2,170	26.1	
うち、郵便業							
うち、その他	19	2,880	15,804	17,249	▲ 1,445	▲ 8.4	
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲ 622	▲ 4.6	↘
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	18,713	18,309	404	2.2	↗
うち、金融・保険業	1	9	24,490	19,722	4,768	24.2	↘
うち、不動産業	2	798	18,648	18,294	354	1.9	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	2	57	10,976	12,842	▲ 1,866	▲ 14.5	↘
飲食店、宿泊業	3	701	16,430	14,926	1,504	10.1	↗
生活関連サービス業、娯楽業	3	38	11,964	11,522	442	3.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	8,351	7,154	1,197	16.7	↗
うち、教育・学習支援業	3	97	8,894	4,847	4,047	83.5	↘
うち、医療・福祉	2	218	8,110	8,181	▲ 71	▲ 0.9	
複合サービス事業、サービス業	12	6,542	14,331	12,713	1,618	12.7	↗
うち、複合サービス事業	5	3,769	13,322	10,353	2,969	28.7	↘
うち、自動車整備・機械修理							
うち、賃貸・広告業	1	202	21,738	19,571	2,167	11.1	
うち、その他	6	2,571	15,228	15,635	▲ 407	▲ 2.6	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

令和 7 年度 全国財務局長会議資料

Ⅰ．近畿財務局管内の経済情勢 (P 2 ～ 3)

Ⅱ．足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に関する
調査 (P 4 ～ 1 6)

Ⅲ．持続的な賃金上昇に向けた特徴的な企業事例等 (P 1 7 ～ 1 9)

令和 7 年 4 月 22 日
近 畿 財 務 局

資料 8

I. 近畿財務局管内の経済情勢

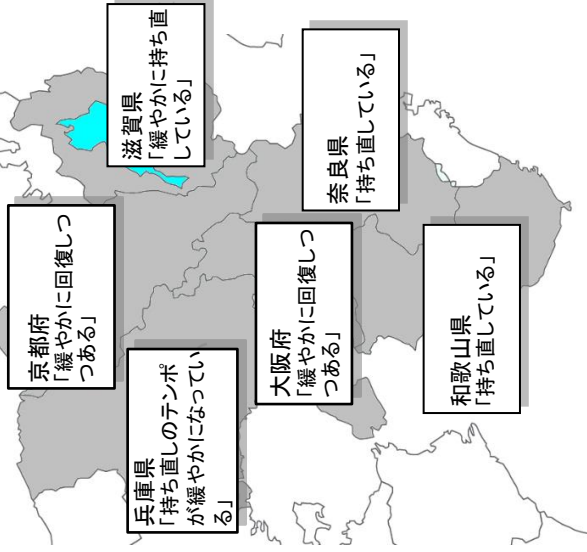
～ 総括判断 ～

7年1月判断	7年4月判断	総括判断の要点
緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	個人消費は、インバウンドの増加もあり、緩やかに回復しつつある。 生産活動は、一部に弱い動きがみられるものの、企業の堅調な設備投資を受け、汎用・業務用機械などが上昇しており、緩やかに持ち直しつつある。 雇用情勢は、有効求人倍率がおおむね横ばいで推移するなか、完全失業率は低水準で推移しており、緩やかに持ち直している。

～ 情勢判断の主なポイント ～

	7年1月判断	7年4月判断
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある
生産活動	緩やかに持ち直しつつある	一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している
設備投資	6年度は前年度を上回る見込みとなっている	6年度は前年度を上回る見込みとなっている
企業収益	6年度は減益見込みとなっている	6年度は減益見込みとなっている
住宅建設	前年並みとなっている	前年を上回っている
輸 出	前年を上回っている	前年を上回っている

＜府県別の経済情勢＞ ※7年4月判断



～ 先行き ～

先行きについては、雇用・所得環境の改善や、各種政策効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

II. 足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に関する調査

1. 調査の概要

足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組の状況について把握するため、近畿財務局管内の企業に調査（ヒアリング）を実施。

（1）調査期間：2025年3月中旬～2025年4月上旬

（2）調査対象：近畿財務局管内の経済情勢報告を取りまとめる際に従来から継続的にヒアリングを実施している企業（計113社）。

（3）調査方法：近畿財務局においてヒアリング調査を行い、回答を分類。

2. 注意事項

（1）結果数値（％）は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

（2）複数回答の質問は、回答数を総回答社数で割った比率を回答割合としているため、合計が100%を超える場合がある。

（3）あくまで近畿財務局がヒアリングを行った企業についての調査結果であるため、管内企業全体の動向を網羅した調査結果ではない。

今回調査により、「物価上昇」や「人材流出防止等」への対応を背景とした賃上げの広がりや、賃金上昇分の価格転嫁の理解が進展している状況、持続的な賃上げのためには「製品・サービスの高付加価値化」等によって売上げを増加させることを重視する企業が多いことが確認された。

- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は約半数にのぼる。
- 2025年度の賃金改定率の決定に影響を与えた要素について、ベースアップには「物価上昇への対応」が、定期昇給には「人材流出防止、従業員のモチベーションアップ」、賞与等には「自社の業績・生産性」と回答する企業が多かった。
- 重点的に賃上げをしている層について、年齢層別では「新卒採用」や「若年層」、スキル別では「スキルによる重点は置かず賃上げ」と回答する企業が多かった。
- 賃金上昇分の価格転嫁をこれまで可能とした背景・理由としては、「価格転嫁への理解の進展」と回答する企業が多く、今後価格転嫁を進める上では、「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上」が課題と回答する企業が多かった。
- 持続的な賃上げのためには、「売上増加」や「製品・サービスの高付加価値化」が重要と回答する企業が多かった。

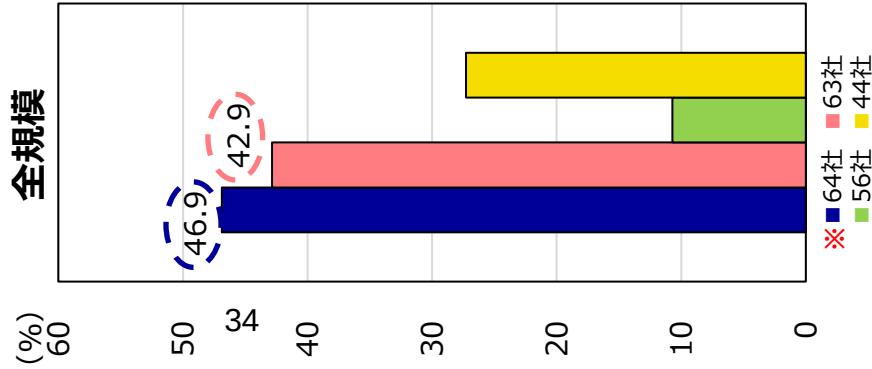
1. 足下の賃上げ動向について①

- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は、賃金改定率全体でみると、企業の規模・業種を問わず、約5割にのぼる。
- ベースアップについては企業規模を問わず、約4割の企業が2024年度を上回る賃上げを見込む、一方、非製造業においては約3割となった。

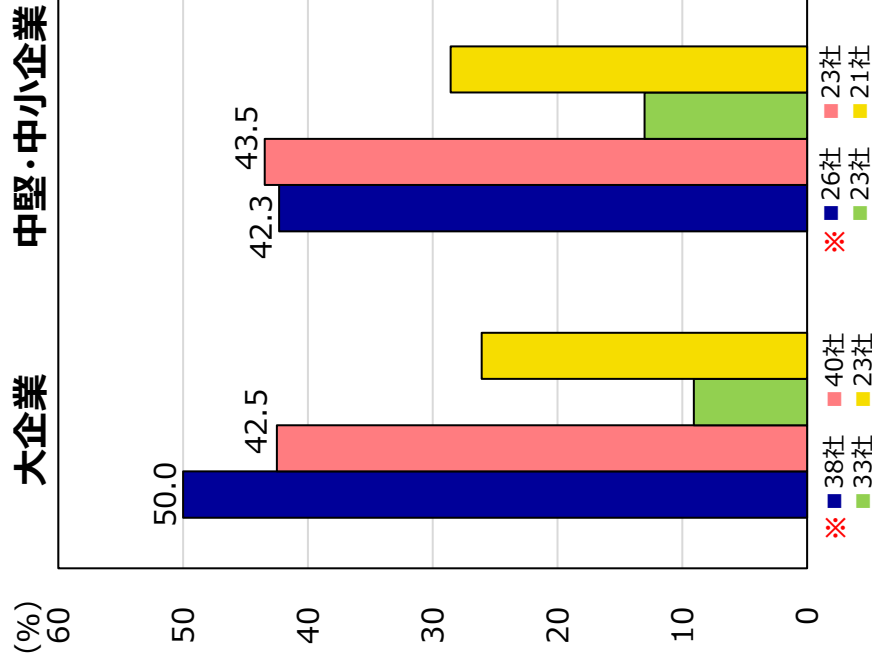
■ 2024年度を上回る賃上げを実現する企業の割合

回答社数：101社（大企業64社、中堅・中小企業37社）（製造業52社、非製造業49社）
※うち2024年度および2025年度の両年回答企業で算出

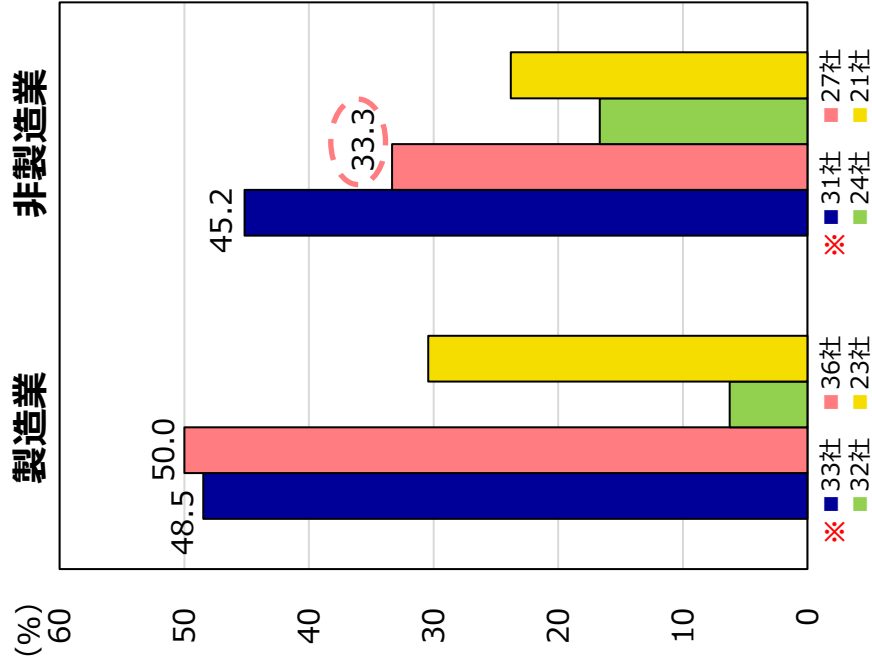
全体



規模別比較



業種別比較



■ 全体

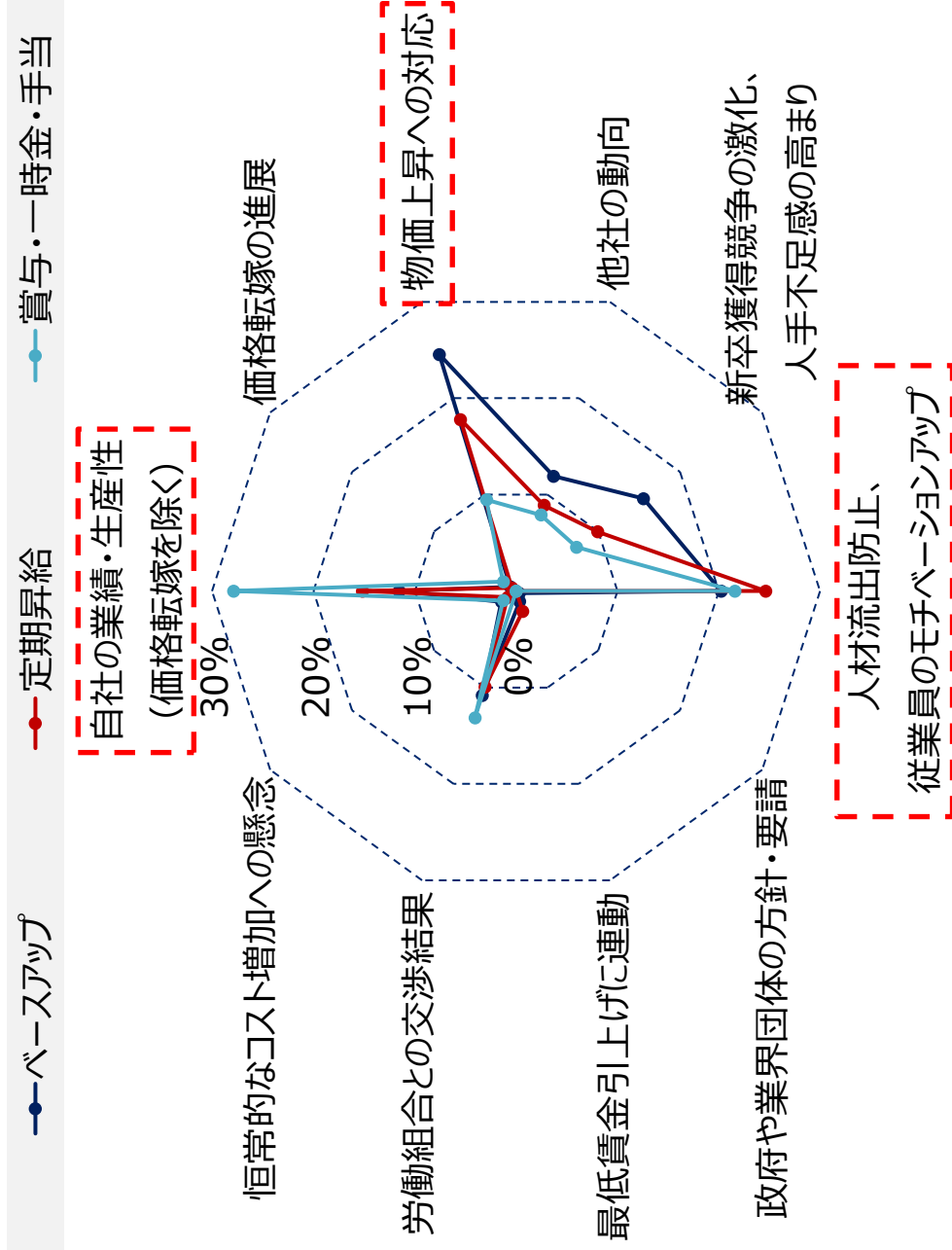
■ ベースアップ

■ 定期昇給

■ 賞与等

1. 足下の賃上げ動向について②

- 2025年度の賃金改定率の決定に影響を与えた要素について、ベースアップ、定期昇給では「物価上昇への対応」および「人材流出防止、従業員のモチベーションアップ」と回答する企業が多かった。
- 賞与等については、「物価上昇への対応」は少なく、「自社の業績・生産性（価格転嫁を除く）」および「人材流出防止、従業員のモチベーションアップ」と回答する企業が多かった。
- 2025年度の賃金改定率の決定に影響を与えた要素（3つまで回答可）
回答社数：108社（大企業68社、中堅・中小企業40社）（製造業55社、非製造業53社）



1. 足下の賃上げ動向について③（企業の声）

■ ベースアップ

- 相対的な採用力低下および物価上昇への対応のため、初任給を増額し2年目以上についてもベースアップを実施。【生産用機械・大企業】
- 若年層の退職防止と採用力強化のため、ベースアップと初任給を重視。【その他の製造業・大企業】
- 業績は厳しい状況だが、安定的な雇用を確保するため、賞与で調整するよりベースアップにより賃上げを実施。【建設・大企業】
- 世代間の不満がたまらないよう、定期昇給や賞与・手当・一時金ではなく、ベースアップを重視。【自動車販売店・中小企業】

■ 定期昇給

36

- 定期昇給まで削減しては従業員のモチベーションが大きく損なわれることもあり、業績にかかわらず維持。【業務用機械・大企業】
- 定期昇給の改定については社員のモチベーション向上の観点から毎年実施。【建設・中堅企業】
- コロナ禍での売上減少により、従業員に対して十分な賃金を支払えていなかったため定期昇給率や賞与支給額の引き上げを実施。【飲食サービス・中堅企業】

■ 賞与・手当・一時金等

- ベースアップと定期昇給については恒常的なコスト増加に繋がってしまうため、改定は未実施。手当等については、ベースアップや定期昇給の改定ほど影響がないため、従業員のモチベーションアップのために正規・非正規問わず、出来高制で手当を支給。【ドラッグストア・中小企業】
- 遠隔地からの採用を促進し、人員を確保するため、住宅手当の対象範囲を拡大。【宿泊・中小企業】

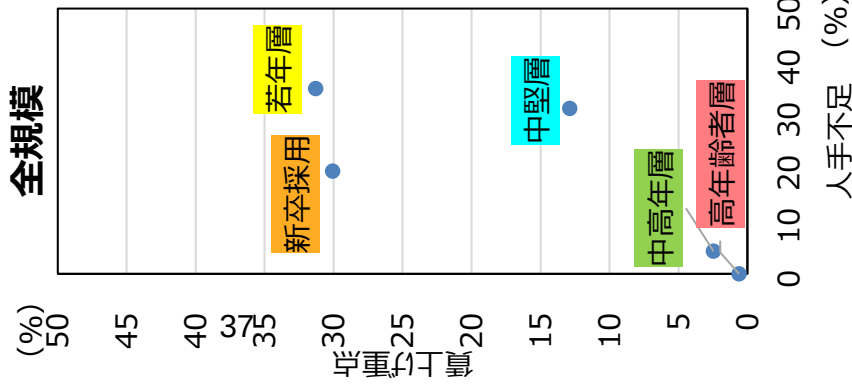
2. 重点的に賃上げをしている層と人手不足を感じている層について①（年齢）

- 賃上げを実施する際に重点を置いている年齢層については、新卒採用や若年層に重点を置いて賃上げを行っている企業が多かった。
- 人手不足感のある年齢層については、企業の規模・業種を問わず、若年層、中堅層に人手不足を感じている企業が多かった。
- 中堅・中小企業においては、全体に比べて企業の核となる中堅層で人手不足を感じている企業が多かった。

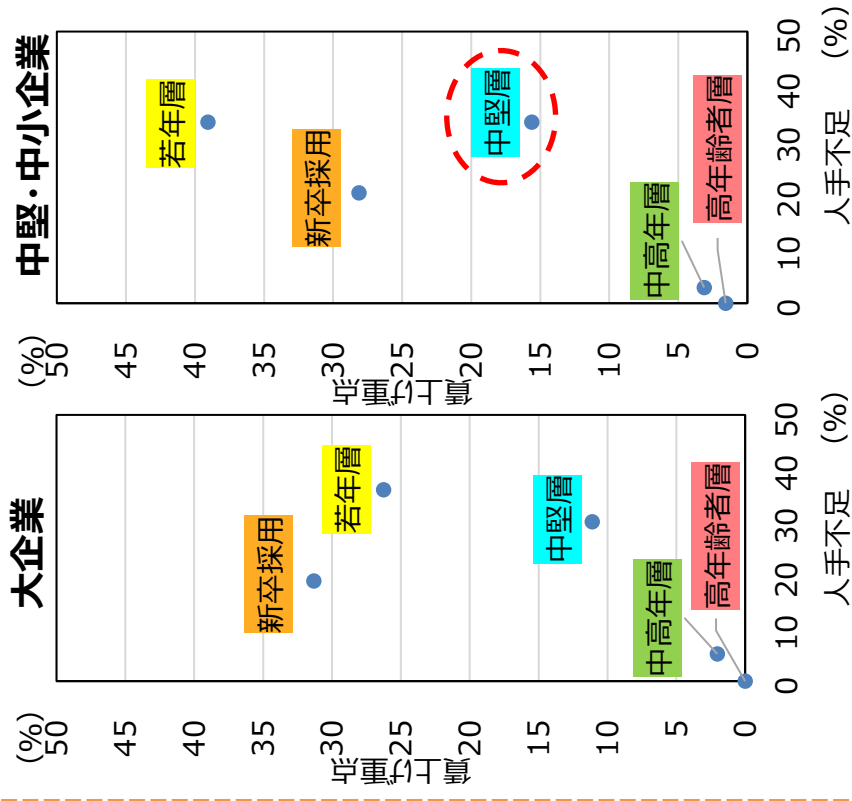
重点的に賃上げをしている層と人手不足を感じている層（年齢）（2つまで回答可）

回答社数：113社（大企業71社、中堅・中小企業42社）
（製造業59社、非製造業54社）

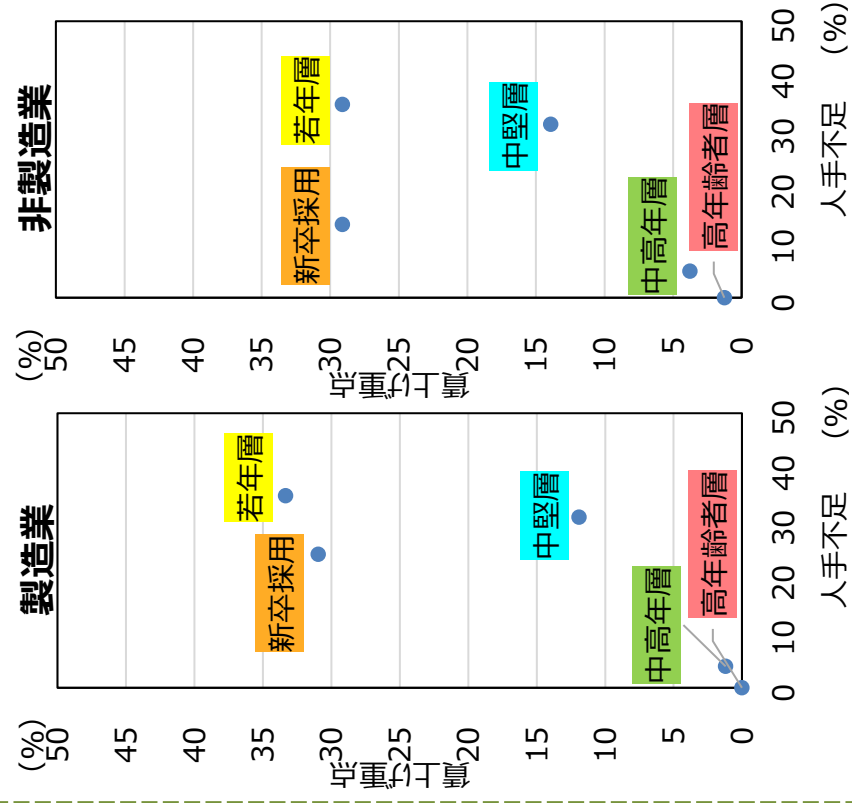
全体



規模別比較



業種別比較



※若年層：～30代前半（新卒採用を除く）、中堅層：30代後半～40代前半、中高年層：40代後半～50代後半、高齢者層：60代～

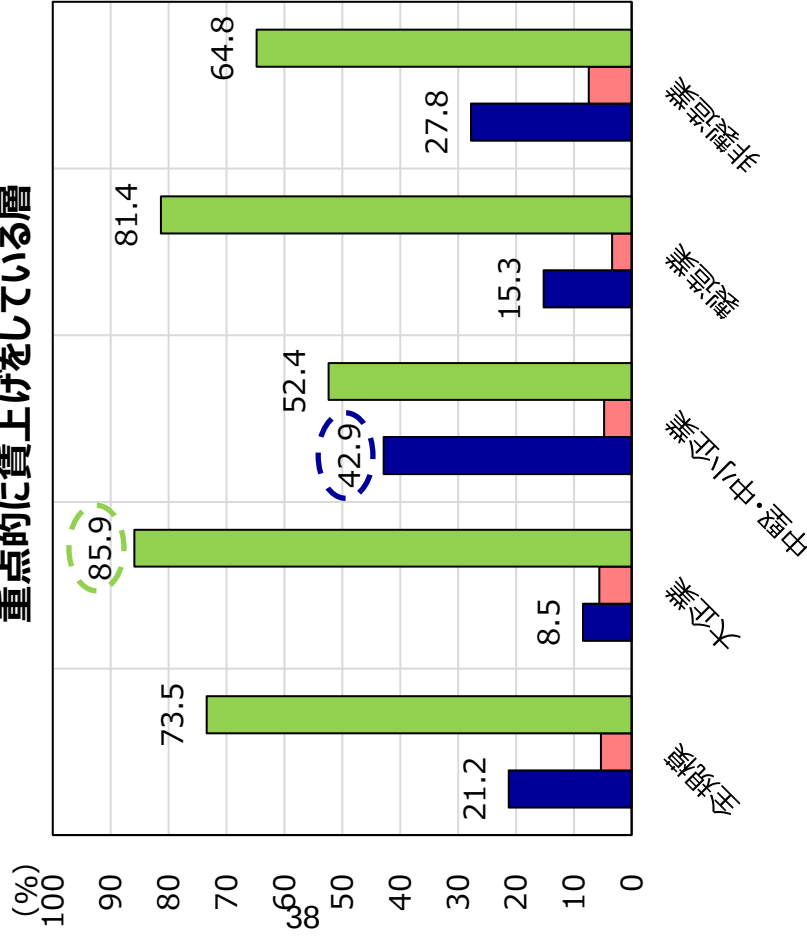
2. 重点的に賃上げをしている層と人手不足を感じている層について②（スキル）

- 特定スキルを持つ人材に重点を置いて賃上げを行っている企業は中堅・中小企業が多く、大企業はスキルに重点を置かず賃上げを行っている企業が多かった。
- 人手不足感のある人材について、企業の規模・業種を問わず、特定スキルを持つ人材に人手不足を感じている企業が多かった。

重点的に賃上げをしている層（スキル）

回答社数：113社（大企業71社、中堅・中小企業42社）（製造業59社、非製造業54社）

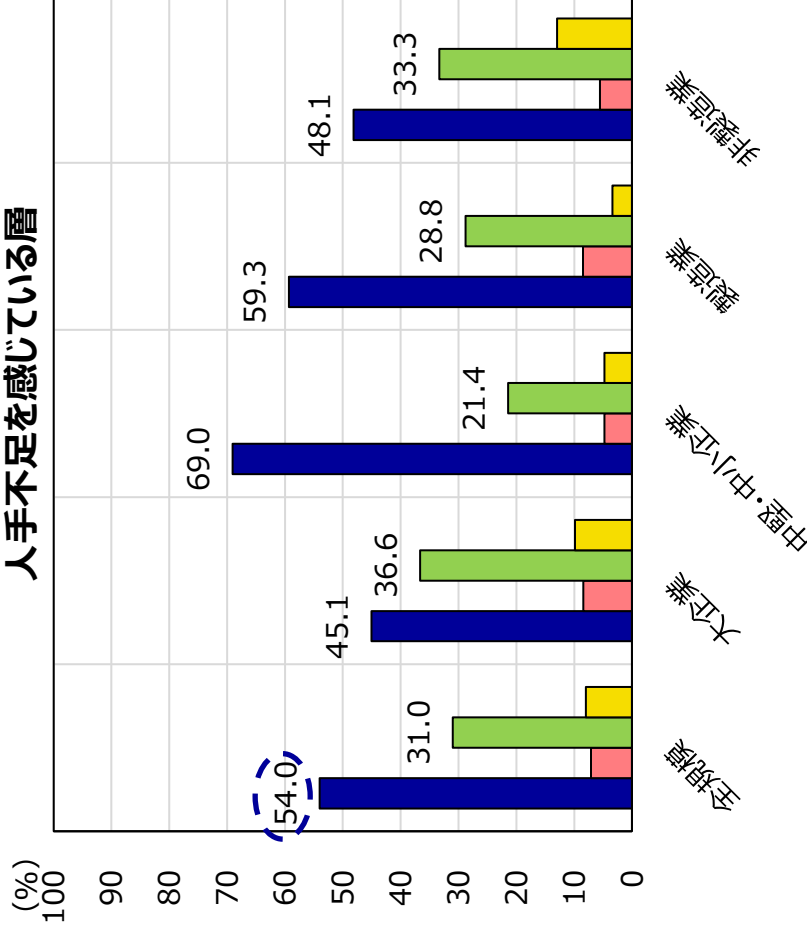
重点的に賃上げをしている層



- 特定の職種・スキルを持つ人材
- 一般的・定型的な業務に従事する人材
- スキルによる重点は置かず賃上げ

※選択項目のうち、「賃上げは行っていない」の回答はなかったことから、グラフから割愛。

人手不足を感じている層



- 特定の職種・スキルを持つ人材
- 一般的・定型的な業務に従事する人材
- スキルによらず人手不足
- 人手不足感はない

2. 重点的に賃上げをしている層と人手不足を感じている層について③（企業の声）

■ 年齢

- 初任給だけを増額すると、入社数年目の社員と給与が逆転するため、全管理職・一般職の資格手当の増額を実施。【汎用機械・大企業】
- バス運転手の主要層となる中高年を重視。【運輸・中小企業】
- 優秀な人材の獲得のため、若手や若年層の待遇改善を実施。【卸売・大企業】
- 採用後5年以内に3～4割が離職してしまい、中堅層が育たないため、若年層に対して手厚く賃上げを行い、早期の離職防止につなげ、中堅層を育成。【宿泊・中堅企業】

■ スキル

- ⑧デジタル系の人材など、特定のスキルを持つ者については優先的に賃上げを実施。【繊維・中堅企業】
- 入職者が少ないという建設業の構造的な課題があるが、特に土木施工管理技術職へは他の職種の社員より処遇を手厚くした。【建設・中小企業】
- 特定のスキルに偏った賃上げは実施せず、全従業員に対してできる限り公正公平な処遇を実施。【百貨店・大企業】
- 整備士については人材確保が困難なことから手当を新設し、スキルを持つ人材の確保に努めている。【自動車販売店・中小企業】

■ その他

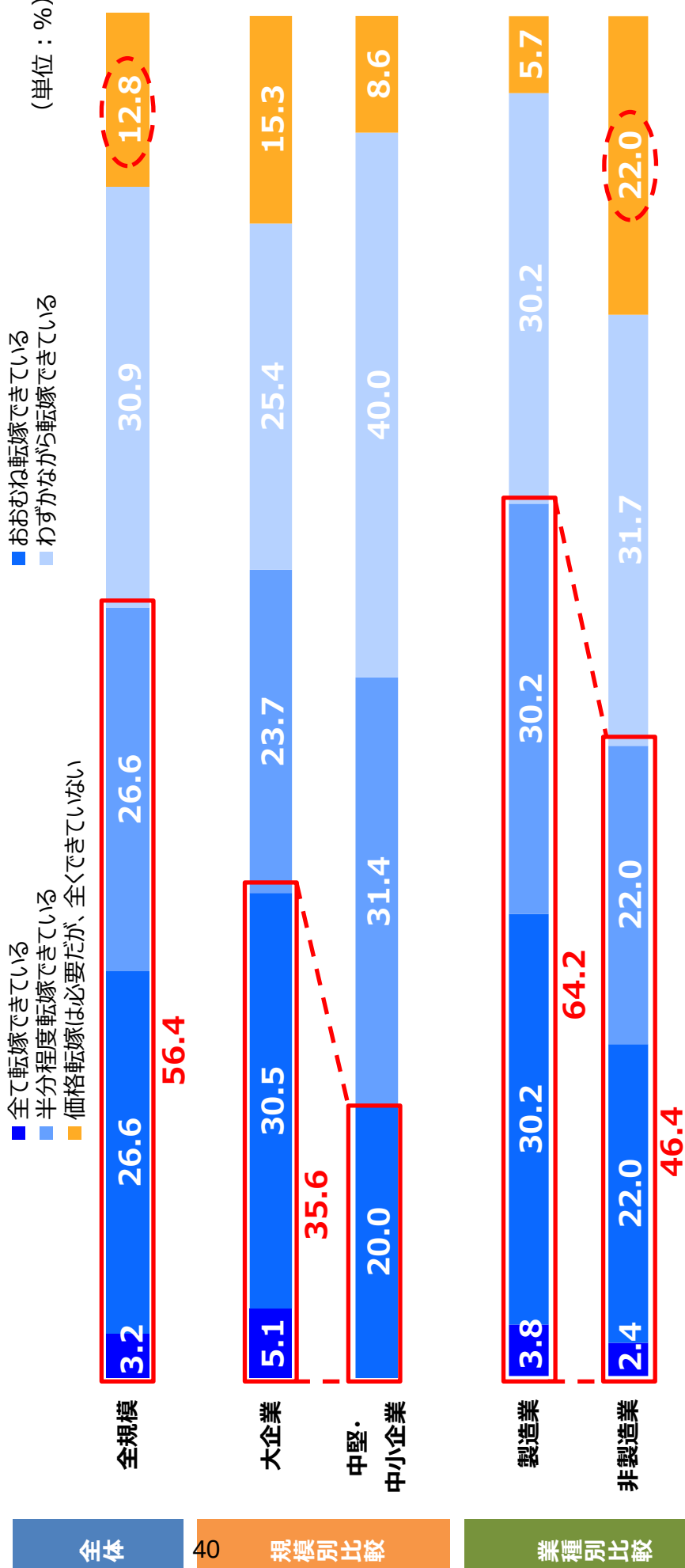
- 新卒の正社員の初任給については、今年4月から一律10万円引き上げる。正規職員ほどではないが、非正規職員についても賃上げを実施。【建設・大企業】
- 非正規雇用の方が人数が多いため、重点を置いて賃上げを実施。【ドラッグストア・中小企業】
- 整備職や営業職の若年層の正規職員が不足。【自動車販売店・中小企業】

3. 賃金上昇分の価格転嫁の状況について①（賃金上昇分の価格転嫁率）

- 賃金上昇分の価格転嫁の状況について、全体としては賃金の上昇分を半分程度は転嫁できている企業が5割を超えている、一方、約1割の企業では全く転嫁できていないという結果となった。
- 規模別で見ると、大企業では「全て転嫁できている」または「おおむね転嫁できている」企業が3割を超えている、一方、中堅・中小企業では約2割の回答となっており大企業に比べて回答の割合が低くなっている。
- 業種別で見ると、製造業では半分程度は転嫁できている企業が6割を超えている、一方、非製造業では約5割となっており、全く価格転嫁ができていない企業も約2割となるなど、価格転嫁が進み難い状況が伺える。

賃金上昇分の価格転嫁率

回答社数：94社（大企業59社、中堅・中小企業35社）（製造業53社、非製造業41社）

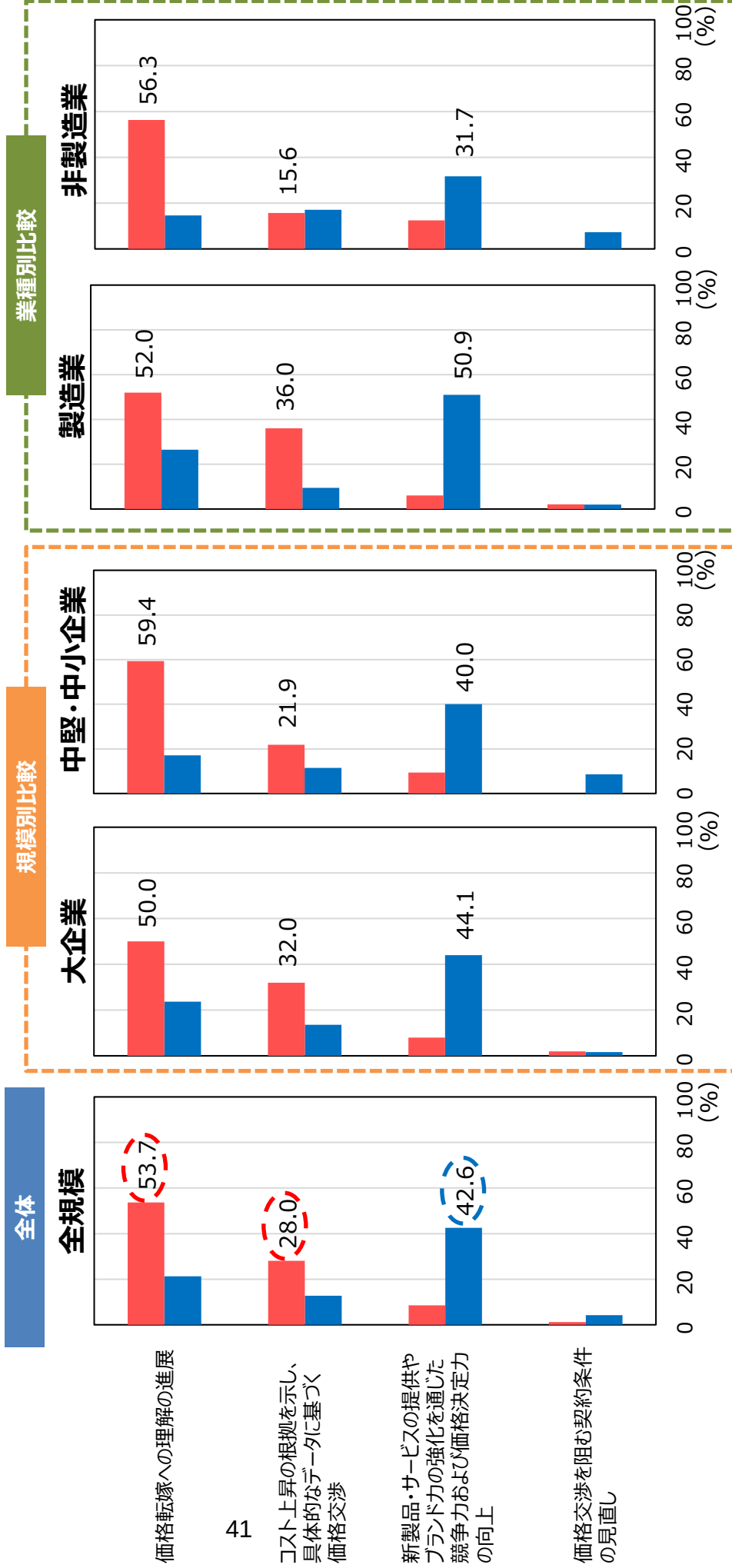


3. 賃金上昇分の価格転嫁の状況について②（「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」と「今後価格転嫁を進める上での課題等」）

- これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由について、企業の規模・業種を問わず、「価格転嫁への理解の進展」が最も多く、次いで「コスト上昇の根拠を示し、具体的なデータに基づく価格交渉」と回答する企業が多かった。
- 今後価格転嫁を進める上での課題等については「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上」と回答する企業が多かった。

■ 「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」と「今後価格転嫁を進める上での課題等」

回答社数：94社（大企業59社、中堅・中小企業35社）（製造業53社、非製造業41社）



3. 賃金上昇分の価格転嫁の状況について③（企業の声）

■ 価格転嫁を可能とした理由

- 客先の大手自動車部品メーカーは、価格転嫁への理解が浸透しているため、コスト上昇の具体的根拠の提示により、価格転嫁がしやすい環境になってきている。

【自動車・同付属品・中堅企業】

- 世間に「値上げは仕方がないこと」という理解が広がっているため価格転嫁が可能となってきた。【宿泊・中堅企業】
- BtoBにおいては、鋼材やアルミ等の価格上昇について、具体的にデータを示し説明することで、値上げの理解を得ている。【金属・大企業】
- 価格転嫁については、一定の理解は得られるものの、右肩上がりでコストが上昇しており価格転嫁が追いついていない。【建設・中小企業】

42

■ 今後の課題

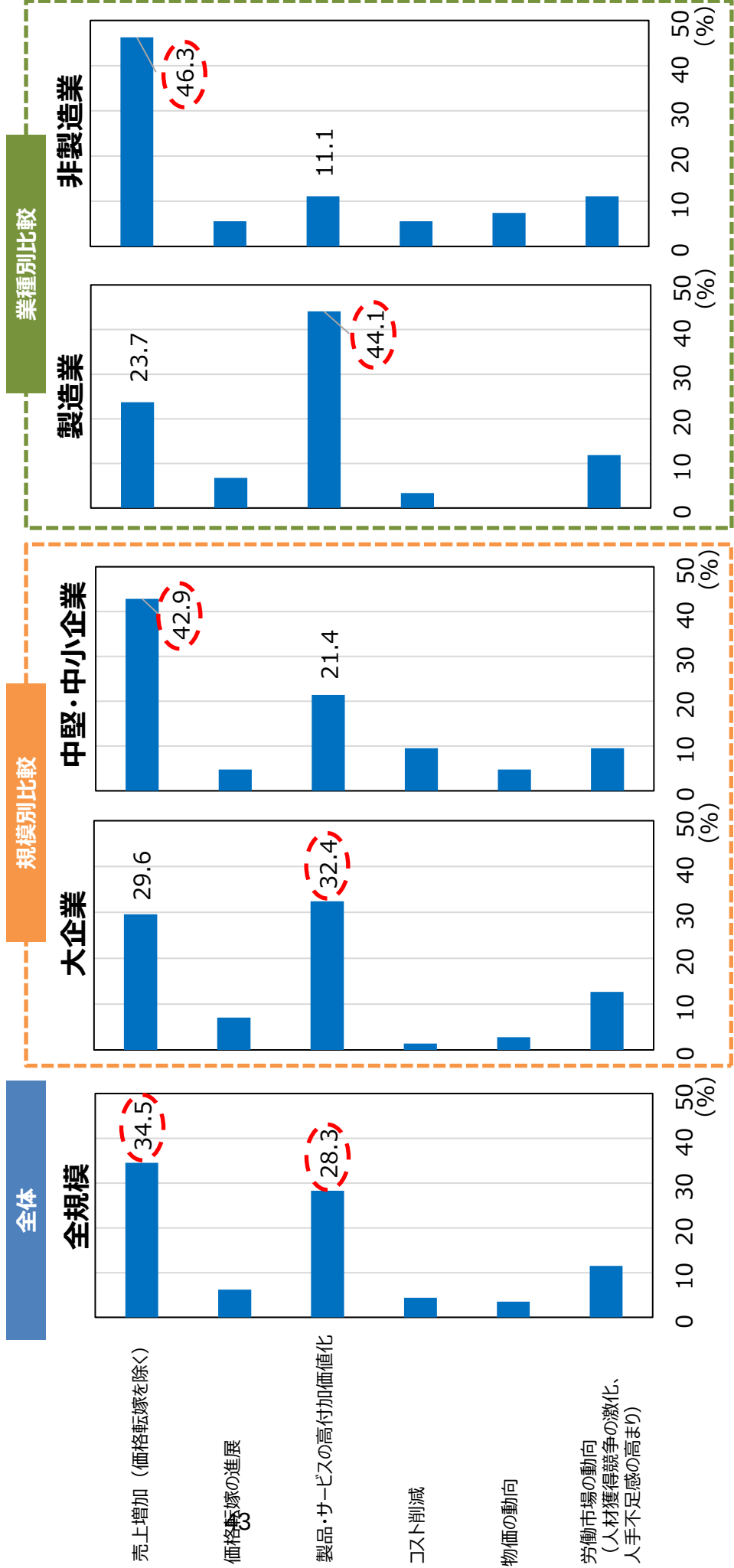
- いかに技術力を磨いて、他社に比べて優位性のある製品を打ち出していけるかが重要。【業務用機械・大企業】
- 当社で製造している食料品などは、原材料上昇分の値上げをするとともに、品質も同時に向上させて顧客の納得感につながるものを提供することが必要。【スーパー・中小企業】
- 消費者の価格転嫁の理解にも限界があり、自社製品のブランド力や付加価値の向上を伴う価格転嫁が課題。【ホームセンター・大企業】
- 日本全体で賃金上昇する状況下においては、サプライチェーンの中で価格が転嫁されていくという理解が必要。【化学・大企業】
- 顧客の理解があれば工賃等の単価を上げやすくなるので、価格転嫁の理解がより進むことが必要。【自動車販売店・中小企業】

4. 持続的な賃上げについて①

- 持続的な賃上げのために重要な条件について、「売上増加（価格転嫁を除く）」が最も多く、次いで「製品・サービスの高付加価値化」と回答する企業が多かった。
- 規模別で見ると、大企業では「製品・サービスの高付加価値化」が最も多く、中堅・中小企業では「売上増加」が最も多かった。
- 業種別で見ると、製造業では「製品・サービスの高付加価値化」が最も多く、非製造業では「売上増加」が最も多かった。

■ 持続的な賃上げのために重要な条件について

回答社数：113社（大企業71社、中堅・中小企業42社）（製造業59社、非製造業54社）



4. 持続的な賃上げについて②（企業の声）

■今後の賃上げのために重要となる条件

- 利益あってこそその賃上げであるため、売上増加が至上命題。【金属・大企業】
 - 小売業にとっては、売上増加が持続的な賃上げにつながる唯一の要素。【スーパー・中小企業】
 - 原資となる売上げが伸びないことには、人件費を上げ続けるのは困難。【家電量販店・大企業】
 - 持続的な賃上げを実現するにはマーケットの拡大に伴う売上増加が必要。今後の日本の人口減少を考えると、販売量は増えなくとも、高付加価値化による利益体
- 質の改善の継続が必要。【食料品・大企業】
- 生産設備の自動化及び新たな加工技術の開発により、付加価値を高め、適正価格で製品を販売できる事が必要。【金属・中小企業】
 - 持続的に賃上げするためには、原資として売上増加やコスト削減が必要。特に売上増加のためには商品・サービスの高付加価値化が当社にとっては重要。【生活関
- 連サービス・大企業】
- 魅力ある会社とするためには人材が必要であり、人材確保のためには、給与を上げていくことが必要。【建設・大企業】
 - サービス業は人がいなければ成り立たないため、流出防止や新規人材獲得を不断に行い、人材を確保し続けることが重要。【宿泊・中堅企業】
 - 利益を削って賃上げを実施している状況であり、持続的な賃上げには価格転嫁の進展による利益率の上昇が必要。【生産用機械・大企業】
 - 最終消費者と接する小売業界（特に食料品関係）においては値上げをすることは難しく、まずは経費削減から検討。【スーパー・中堅企業】

Ⅲ. 持続的な賃金上昇に向けた特徴的な企業事例等

持続的な賃金引上げに関する地域企業の取組事例



城崎温泉

開湯1,300年以上の歴史を持ち、「外湯巡り、風情ある街並み、松葉ガ二、但馬牛など」が観光客に人気の温泉地
【所在】兵庫県豊岡市城崎町 【面積】31.19km² 【人口】3,125人（2020年時点）

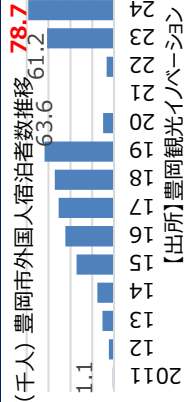
「街全体が1つの温泉旅館」として、街を上げてまちの魅力向上、DX投資および人手確保の取組を行い、経営と労働環境の改善を実現。

季節等での繁閑差が大きいため、2013年頃よりインバウンド誘致に注力

- 豊岡市での受入態勢整備をはかり、「地域活性化起業人」の活用
- 外国人向けの観光情報サイト「Visit Kinoshaki」の開設
- （一社）豊岡版DMO「豊岡観光イノベーション」の設立

□ 2019年には外国人宿泊者数が約57倍

- インバウンド対応の客室係、調理師の不足
- 労働環境整備による人手確保の必要性



背景

(株)湯のまち城崎等による「街全体が1つの温泉旅館」となったまちづくり

まちの魅力向上

泊食分離

- ・インバウンドの多様なニーズ(素泊まり、外食)に対応
- ・旅館の調理師等のスタッフ不足にも寄与
- ・足下10年間で約10軒の飲食店が新規開店

交通環境改善による「そぞろ歩き」の安全性向上

- ・ルール策定により路上駐停車を抑制
- ・桃島バイパス整備により街への自動車流入を抑制
- ・空飛ぶクルマとの連携を検討

ユニバーサルツーリズム

- ・電動車イスや入浴介助の導入
- ・2024年「ひょうごユニバーサルな観光地」に決定

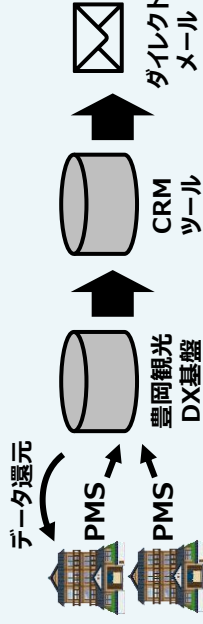
DX投資による業務効率化と収益最大化

PMS(ホテル管理システム)データのマネジメント

- ・複数の宿泊データを地域全体で可視化・共有することで、プラン価格の見直しなど経営改善へ

CRM(顧客関係管理システム)施策の実施

- ・地域共通PMSにより収集した顧客データ等をCRMに連携し、旅行者の属性に応じたメールマーケティング



人手確保の取組

賃上げの取組

- ・労使交渉により賃上げ実施

人材の確保・定着

- ・海外大学生インターンシップ事業
- ・合同入社式・合同研修
- ・空き家の改修による住居の確保

省人化の取組

- ・旅館の客室の集約による客室係等の省人化
- 豊岡市と学校法人辻料理学園との連携協定
- ・旅館等の調理師不足への対応

① 海外大学生のインターンシップ受入累計者数約200名のうち約20名が、帰国後、城崎温泉に戻り就業

③ 旅館のリノベーション、高付加価値化(客室の集約、ハイグレード家具の設置等)等による旅館業の売上げの増加(+2.6%)

② まちと人の魅力により満足度向上 → SNSの拡散効果で外国人増 → リピーター獲得(リピーター率約9%) → 閑散期の客室稼働率UP

④ 経営状況に応じた持続的な賃上げを実現

成果

今後の展望と課題

- まちの魅力向上やDX投資、人手確保により観光客さらに増加させ、経営力を強化することで、持続的な賃金引上げに繋がるといった好循環を続けていく。
- 足下では働きやすい労働環境を整えることで、従業員の定着に繋げ、宿泊業の魅力を引き続き若い世代へ伝えていく。
- 旅館の経営改善及び飲食店等の進出により、地域全体の雇用吸収力を維持・発展させる必要に加え、継続的な人手不足への対処として省人化への新たな工夫が必要。

持続的な賃金引上げに関する地域企業の取組事例

● まちづくりに寄与する団体

(株)湯のまち城崎

城崎温泉の観光活性化をはじめとしたエリアマネジメントを目的に、地元団体等が出資して2012年に設立したまちづくり会社。

城崎温泉は小規模旅館が多い

各旅館での取組が難しい

(株)湯のまち城崎が街全体として取り組む

海外大学生インターンシップ事業

- ・「(株)湯のまち城崎」が主導し、海外大学生をインターンシップ生として旅館で受入れ、日本語学習や観光事業のフルタイム就業研修プログラムを実施
- ・面接や着任後のフォローアップ、特定技能資格試験の手続き補助

インターンシップ生の受入

城崎温泉の魅力を感じてもらう

大学卒業後、城崎温泉に帰って来て就業



外国人労働者の確保

空き家をシェアハウスに活用

- ・外国人労働者の住居確保のため、城崎温泉街の空き家をリノベーションし、シェアハウスとして各旅館に貸出（5月に3棟目を開設）

まちづくり

- ・泊食分離が進み、飲食店の出店希望が増えているなか、城崎温泉の風情を保つために出店希望企業を選定

城崎温泉旅館経営研究会（通称：二世会）

旅館を継ぐためUターンした21-45歳の若手旅館経営者約20名で活動。旅館経営に関する諸問題の研究、DXの取組、人手確保の取組等を推進。

新卒採用への取組

- ・城崎温泉は小規模旅館が多く、同期入社が少ない旅館が存在
- ・新入社員同士で交流を深めるため、2023年度より複数の旅館に就職する新入社員を一堂に集め、合同入社式、合同新入社員研修を実施
- ・【合同入社式】 ※二世会と城崎温泉旅館協同組合が共同主催
2023年度に27名、2024年度に48名（うち約3割が外国人）を採用
- ・【合同研修】 2泊3日で実施
参加企業10社から総勢44名が参加（2024年度）

採用者数は増加、退職者数は減少しており、職場定着率が向上

城崎温泉夏休み縁日運営事業

- ・縁日運営の人手不足を背景に、城崎温泉街の新入社員が運営側に参加し、地域の理解と成長を育む

担い手不足

新入社員と地域の連携

新入社員の存在の認知

同期との絆の深化
まちの魅力再発見

若年層の職場定着率向上を目指す

2025年7月8日

日本銀行大阪支店

関西金融経済動向

【全体感】

関西の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。

輸出や生産は、横ばい圏内で推移している。企業の業況感は、良好な水準を維持している。設備投資は、増加している。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。住宅投資、公共投資は、横ばい圏内で推移している。雇用・所得環境をみると、緩やかに改善している。

先行きについては、各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性はきわめて高く、当地の経済金融情勢に与える影響を注視していく必要がある。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、横ばい圏内で推移している。

輸出は、横ばい圏内で推移している。

設備投資は、増加している。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。

百貨店販売額は、振れを伴いつつも、基調としては増加している。スーパー等販売額は、緩やかに増加している。家電販売額、乗用車販売は、横ばい圏内で推移している。外食売上高は、インバウンド消費による押し上げもあって、増加している。旅行取扱額は、緩やかに増加している。

住宅投資は、横ばい圏内で推移している。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、横ばい圏内で推移している。

内訳をみると、鉄鋼・非鉄金属などの一部業種に弱めの動きがみられているものの、生産用機械は堅調に推移している。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得環境をみると、緩やかに改善している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、３％台半ばのプラスとなっている。

5. 企業倒産

企業倒産は、概ね横ばいとなっている。

6. 金融情勢

預金残高は、企業収益の改善に伴う法人預金の増加や、雇用・所得環境の緩やかな改善に伴う個人預金の増加から、前年を上回っている。

貸出残高は、設備資金需要のほか、経済活動の改善や各種コスト高に伴う運転資金需要を背景に、前年を上回っている。

預金金利は、緩やかに上昇している。

貸出金利は、緩やかに上昇している。

以　上

2025 年 6 月 16 日

記 者 発 表 資 料

大阪経済記者クラブ会員各位

公益社団法人 関西経済連合会
大 阪 商 工 会 議 所**「第 98 回経営・経済動向調査」結果について**

関西経済連合会と大阪商工会議所は、会員企業の景気判断や企業経営の実態について把握するため、四半期ごとに標記調査を共同で実施している。今回は、5 月 9 日から 26 日にかけて、1,672 社を対象に行い、うち 433 社から回答を得た(有効回答率 25.9%)。

【調査結果の特徴】**1 国内景気について一足もとは9期ぶりのマイナス。先行きはマイナス幅が縮小する見込み。－**

- 足もと(2025 年 4～6 月期)における国内景気は、前期と比べ「上昇」と見る回答が 13.9%、「下降」と見る回答が 30.6%。この結果、BSI 値(「上昇」回答割合－「下降」回答割合、以下同じ)は**▲16.7**と、9 期ぶりにマイナスに転じた。先行きの BSI 値について、7～9 月期は**▲15.6**、10～12 月期は**▲5.1**と、マイナス幅は縮小する見込み。
- 規模別では、足もとの BSI 値について、大企業は▲5.9 とマイナスに転じるとともに、中小企業は▲26.5 とマイナス幅が拡大。

2 自社業況について一足もとは9期ぶりのマイナス。先行きはプラスに転じる見込み。－

- 足もと(2025 年 4～6 月期)における自社業況の総合判断は、前期と比べ「上昇」と見る回答が 23.1%、「下降」と見る回答が 28.4%。この結果、BSI 値は▲5.4 と、9 期ぶりにマイナスに転じた。先行きの BSI 値について、7～9 月期は 5.6 とプラスに転じ、10～12 月期は 10.8 とプラス幅が拡大する見込み。
- 個別判断では、製・商品価格について、足もとの BSI 値は 24.4 と、19 期連続のプラス。先行きもプラスが続く見込み。また、雇用判断について、足もとの BSI 値は**▲33.6**と、20 期連続の不足超過(マイナス)。ただし、不足超過の幅は前回調査(**▲39.8**)から縮小。

3 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

- 直近 1 年間に於いて、330 社が仕入れや物流に係るコストの上昇に起因した価格転嫁の要請を実施し、そのうち、要請した額に対して、わずかでも販売・提供価格への価格転嫁が受け入れられたのは 294 社(330 社の 89.1%)。また、要請した額のうち半分以上の割合の価格転嫁が受け入れられたのは 196 社(330 社の 59.4%)。
- 同様に、306 社が人件費や労務費の上昇に起因した価格転嫁の要請を実施し、そのうち、要請した額に対して、わずかでも販売・提供価格への価格転嫁が受け入れられたのは 250 社(306 社の 81.7%)。また、要請した額のうち半分以上の割合の価格転嫁が受け入れられたのは 153 社(306 社の 50.0%)。
- 価格転嫁の妨げとなる要因として、業界内の競争(同業・競合他社の動向)、顧客や発注者、取引先の反応・理解が多く挙げられた。また、硬直的な価格決定やコストの透明性、コスト構造の複雑さなど商慣習・取引慣行に関する課題も挙げられた。加えて、サプライチェーン全体の観点からは、価格転嫁に向けた最終消費者の理解に関する課題が挙げられた。

【お問合せ先】 関西経済連合会 企画広報部(大場・田邊) TEL(06)6441-0105

以 上

第98回経営・経済動向調査

公益社団法人 関西経済連合会 大阪商工会議所

- ＜目次＞
- 1. 国内景気 1
 - 2. 自社業況 総合判断 3
 - 3. 自社業況 個別判断 5
 - 4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況 7
 - 参考 (BSI値の推移) 13
 - 参考 (国内景気判断と自社業況判断の推移) 14

＜概要＞

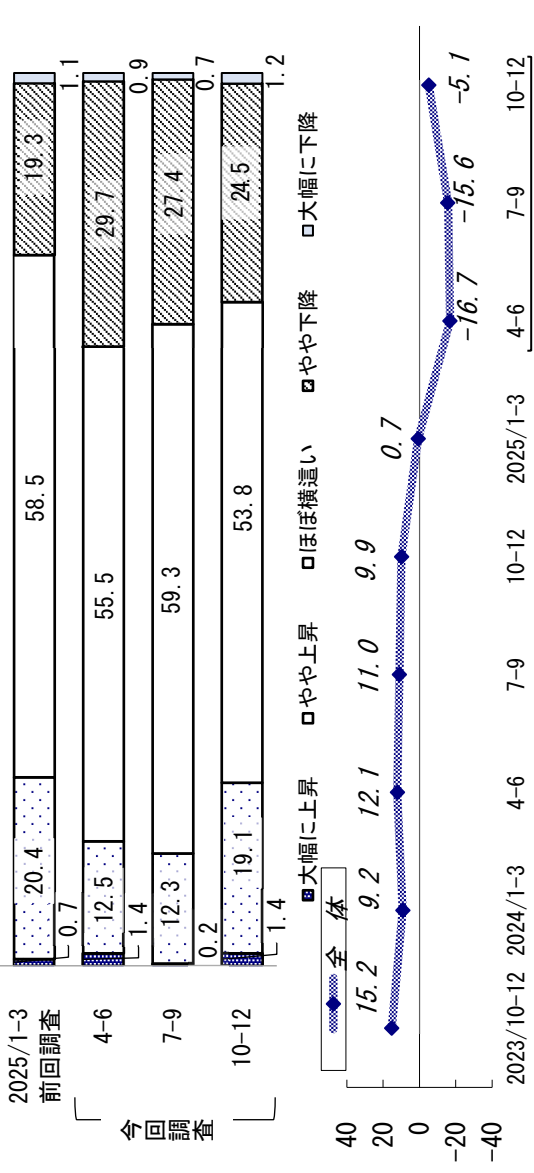
- 調査対象：関西経済連合会・大阪商工会議所の会員企業 1,672社
 - 調査時期：2025年5月9日～5月26日
 - 調査方法：メールで調査への協力を依頼。ウェブフォームで回答を受付。
 - 回答状況：433社（有効回答率25.9%）（大企業：207社、中小企業：226社）
- 企業区分は、中小企業基本法に準拠し、次を中小企業とする。
- （製造業他：資本金3億円以下、卸売業：資本金1億円以下、小売業・サービス業：資本金5千万円以下）
- 規模・業種別回答状況：

	製造業			非製造業		
	大企業	中小企業	計	大企業	中小企業	計
食料品	2	4	6	卸売業	32	48
繊維・繊維製品	5	3	8	小売業	6	10
パルプ・紙製品	3	2	5	建設業・各種設備工事	23	27
化学	14	10	24	不動産業	9	12
鉄鋼	3	6	9	運輸・郵便業	10	13
非鉄金属・金属製品	7	9	16	金融・保険業	13	2
一般機械器具	3	3	6	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0
電気機械器具	10	5	15	サービス業	38	44
輸送用機械器具	6	2	8			
精密機械器具	2	2	4			
印刷	1	5	6			
その他製造	19	19	38			
計	75	70	145	計	132	156
						288

※グラフの数値は、端数処理（四捨五入）の関係で、文章の数値と一致しないことがあります。

1. 国内景気

— 足もととは9期ぶりのマイナス。先行きはマイナス幅が縮小する見込み—



＜足もと＞

足もと(2025年4～6月期)における国内景気は、前期と比べ「上昇」と見る回答が13.9%、「下降」と見る回答が30.6%。

この結果、**BSI値**(「上昇」回答割合－「下降」回答割合、以下同じ)は**▲16.7**と、**9期ぶりにマイナスに転じた**。

＜先行き＞

先行きのBSI値について、7～9月期は▲15.6、10～12月期は▲5.1と、マイナス幅は縮小する見込み。

＜規模別＞

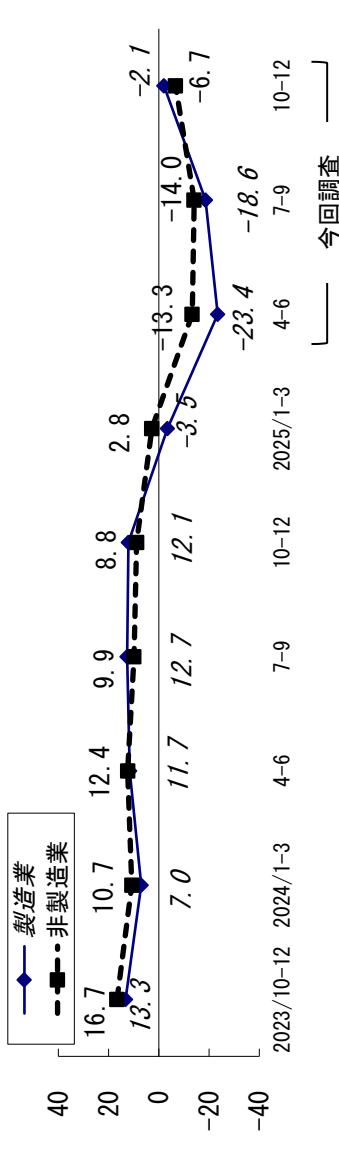
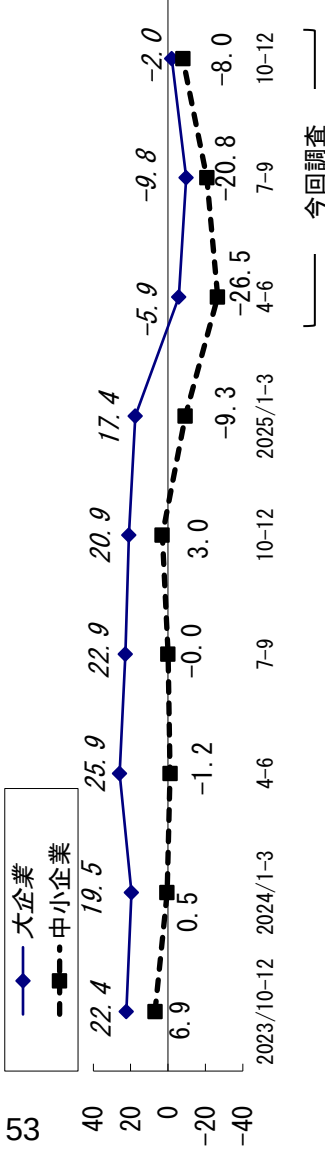
足もとのBSI値について、**大企業は▲5.9とマイナスに転じる**とともに、**中小企業は▲26.5とマイナス幅が拡大**。

先行きのBSI値について、大企業は、7～9月期にマイナス幅が拡大するものの、10～12月期には縮小する見込み。一方、中小企業のマイナス幅は縮小する見込み。

＜業種別＞

足もとのBSI値について、**製造業は▲23.4とマイナス幅が拡大する**とともに、**非製造業は▲13.3とマイナスに転じた**。

先行きのBSI値について、製造業のマイナス幅は縮小する見込み。一方、非製造業は、7～9月期にマイナス幅が拡大するものの、10～12月には縮小する見込み。



■上昇

- ・インバウンドが好調。【3億円超/その他製造業】

- ・地域によって格差があるものの、関西圏においては低迷していた商店街などもインバウンドや万博の影響などで活性化されているように感じている。しかしながら、物価の上昇幅も大きく、賃金アップがどこまでそれを埋めることができるかが課題。今後は中小事業者に対しての支援が重要と考えている。【3億円超/金融・保険業】

■ほぼ横這い

- ・ユニー先企業はトランプ関税等の影響により景気動向を見極めるため、上半期は積極的投資は行わず現状維持と判断する傾向にあると見込む。【5千万超1億円以下/情報通信業(出版等含む)】
- ・2025年1-3月のGDPは若干のマイナス。関税は外需押し下げ要因になる一方で、今後は賃金上昇の効果が期待されるので総じて横這い圏内の動きになる。先行き不透明感が払しょくできそうな秋口には回復基調へと回帰していく(期待)。【3億円超/その他卸売業】
- ・従前より高い賃上げとなったが、実質賃金はマイナス。関税問題で少しずつ下降に向かうと見ている。【1億円超3億円以下/その他卸売業】
- ・国内景気は底堅いが、関税等先行きが不透明なところがある。【5千万超1億円以下/電気機械器具製造業】
- ・米国の関税政策が製造業の生産に影響すると予測するが、年度中盤以降にその影響がでると考える。【5千万円以下/その他製造業】

■下降

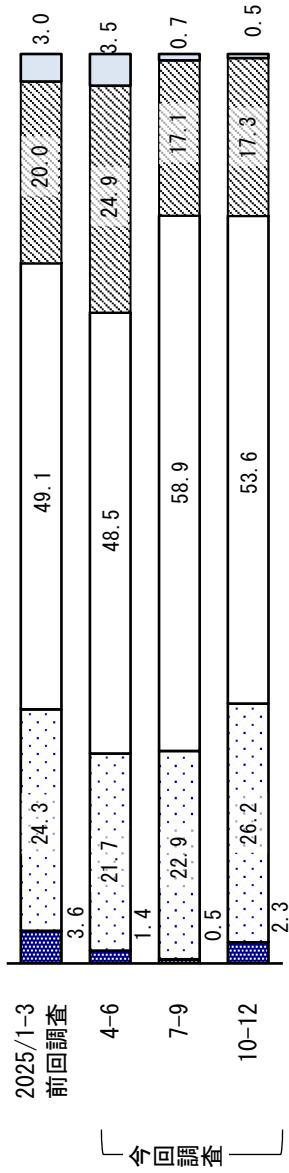
- ・トランプ関税に起因する株安の逆資産効果・円高傾向・インフレによるインバウンド需要減少、日本人の購買力低下で消費減速。【3億円超/繊維・繊維製品製造業】
- ・実質GDPが前期比年率で予想以上に縮小し、輸出の減少や個人消費の停滞が景気後退懸念を強める中、米国のランプ政権の関税政策の影響により製造業の景況感も悪化し、設備投資の先送りが進んでいるなど、不透明な経済環境が続いている。【3億円超/繊維・衣服等卸売業】
- ・米国の関税措置の影響が予測不可能のため。【5千万超1億円以下/その他製造業】
- ・円安傾向や資源価格の高止まりは当面続く想定されるうえ、地政学リスクや米国の政策によりさらにマイナス方向に作用する懸念がある。ただ、そういった要因が、国内景気に及ぼす影響は前もって予測しがたい。【5千万超1億円以下/その他製造業】

※【】内の数値は資本金区分/業種分類

2. 自社業況 総合判断

一足もとは9期ぶりのマイナス。先行きはプラスに転じる見込み。――

3



<足もと>

足もと(2025年4～6月期)における自社業況の総合判断は、前期と比べ「上昇」と見る回答が23.1%、「下降」と見る回答が28.4%。この結果、**BSI値は▲5.4と、9期ぶりにマイナスに転じた。**

<先行き>

先行きのBSI値について、7～9月期は5.6とプラスに転じ、10～12月期は10.8とプラス幅が拡大する見込み。

<規模別>

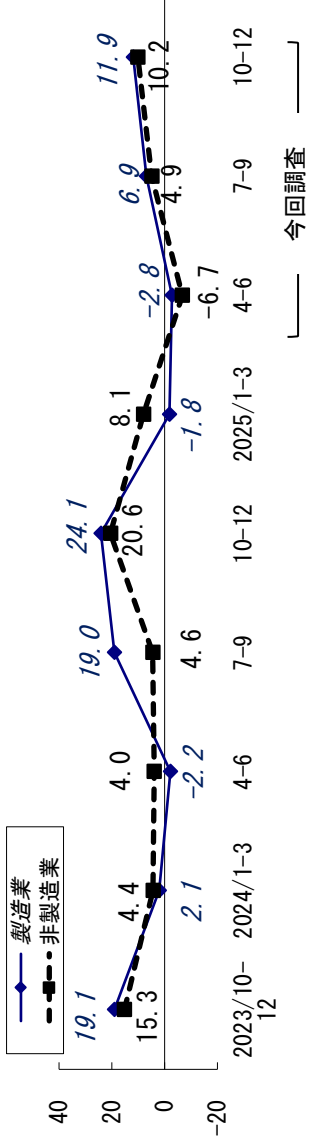
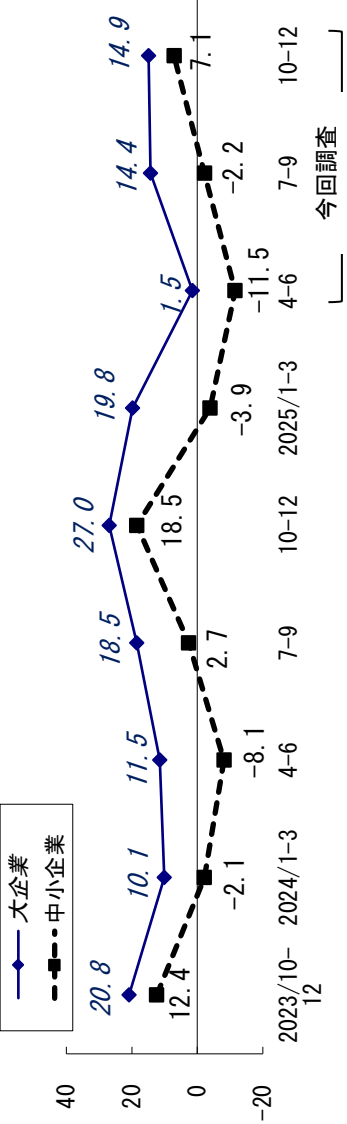
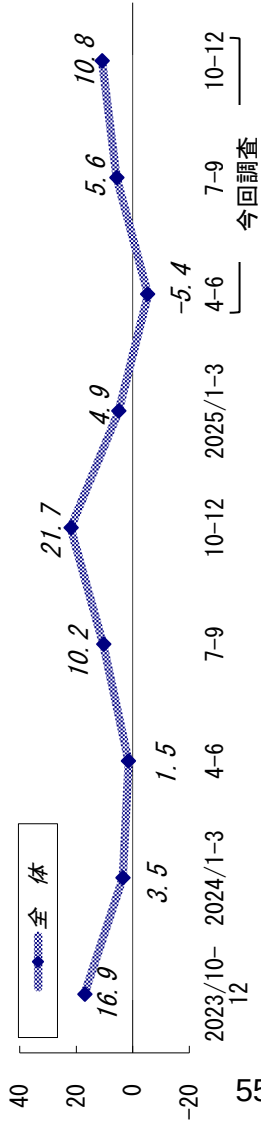
足もとのBSI値について、**大企業は1.5とプラス幅が縮小するとともに、中小企業は▲11.5とマイナス幅が拡大。**

先行きのBSI値について、大企業はプラス幅が拡大する見込み。一方、中小企業はマイナス幅が縮小し、10～12月期にプラスに転じる見込み。

<業種別>

足もとのBSI値について、製造業は▲2.8とマイナス幅が拡大するとともに、非製造業は▲6.7とマイナスに転じた。

先行きのBSI値について、製造業・非製造業いずれも7～9月期にプラスに転じプラス幅は拡大する見込み。



■上昇

※【】内の数値は資本金区分/業種分類

- ・関税等の影響で不透明感はあるものの、賃上げ等による個人消費の回復および昨年から取り組んできた価格改定の効果が発現することを見込んでいる。【3億円超/パルプ・紙製造業】
- ・大阪・関西万博の開催などの外部環境による。【3億円超/旅館・その他宿泊所】
- ・大阪・関西万博に伴う国内外需要の上昇。【3億円超/運輸・郵便業】
- ・2024年度に引き続きホテル・観光業を中心に国内外からの需要は上昇すると予想。【5千万円以下/その他サービス業】

■ほぼ横這い

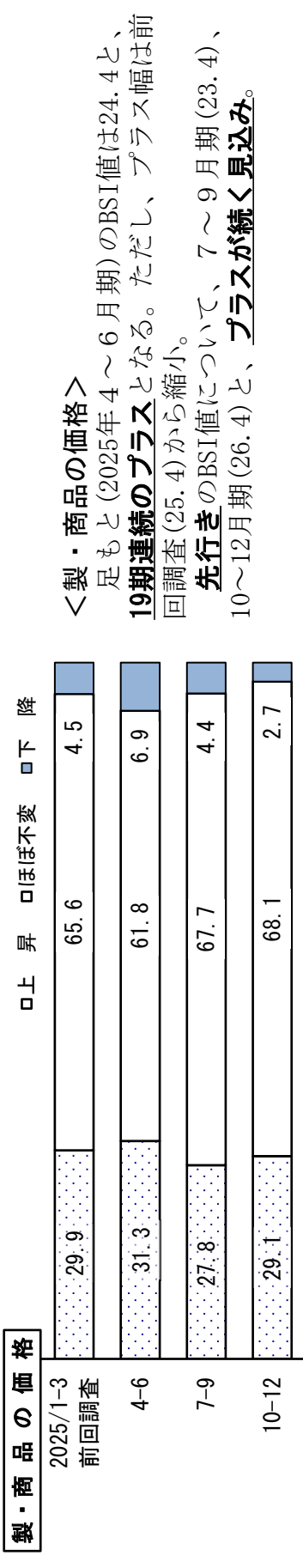
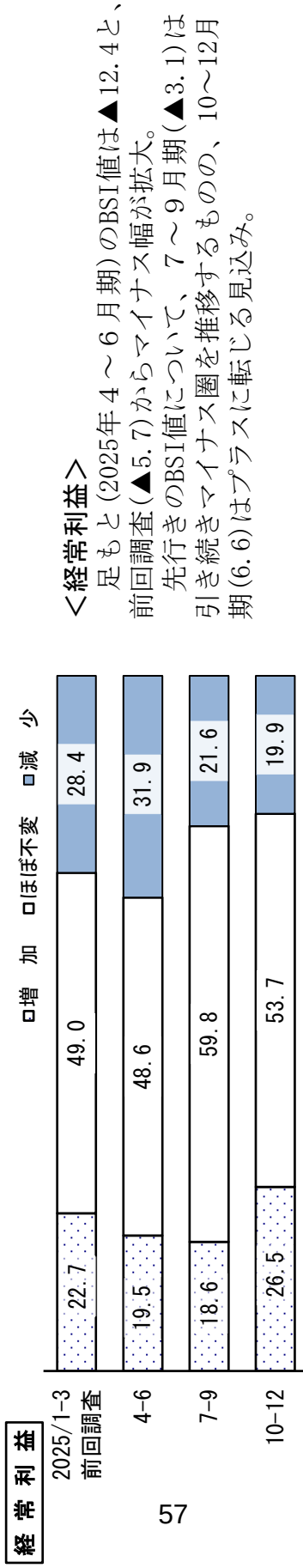
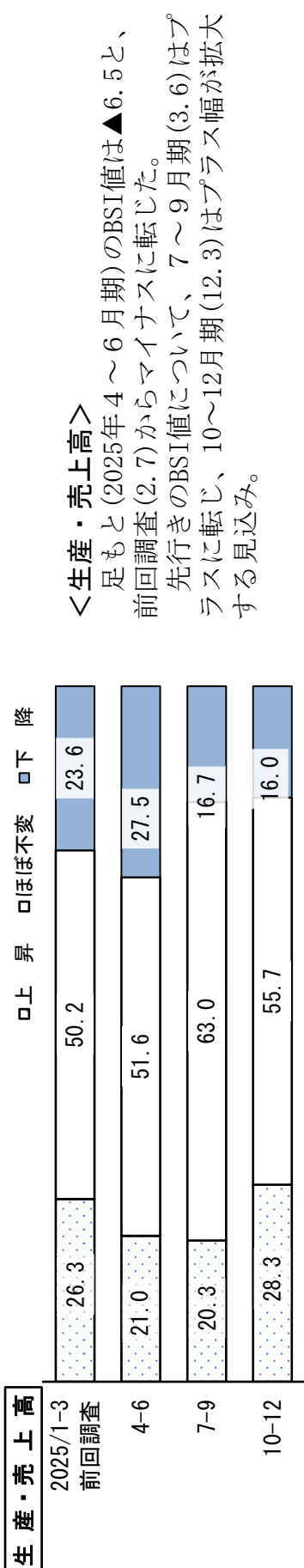
- ・タイや需給は堅調に推移しており米国関税の影響は製品値上げ等により打ち返すことを予定しているも、米国の個人消費が減衰する可能性や原材料の高値が継続している。【3億円超/化学製造業】
- ・IT投資においては早急に減速することはないと考えているため。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・賃上げや万博、インバウンド需要等によるプラス効果が予想される反面、物価高の継続、トランプ大統領領による関税政策の先行き不透明等の不安要素を勘案すると先行きの見通しが困難。【3億円超/金融・保険業】
- ・国内市場がメインであり、トランプ関税の影響は来期以降に反映されると考える。【5千万円以下/機械器具卸売業】

■下降

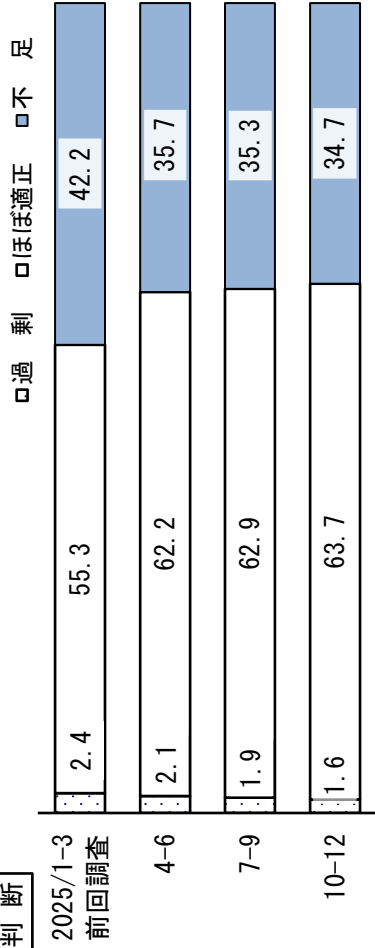
- ・米国関税政策の影響が始めると予測している。【3億円超/輸送用機械器具製造業】
- ・季節要因の影響(年度末に案件集中の傾向)あり【3億円超/非鉄金属・金属製品製造業】
- ・引き続き民間設備投資は、堅調に推移すると思われるものの、資材価格や人件費の上昇トレンドの継続が予想され、厳しい経営環境が続く見通し。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・運輸業の特性上、季節性の需要があるため。【5千万超1億円以下/運輸・郵便業】

3. 自社業況 個別判断

― 製・商品の価格は19期連続のプラス、雇用判断は20期連続の不足超過 ―



雇用判断

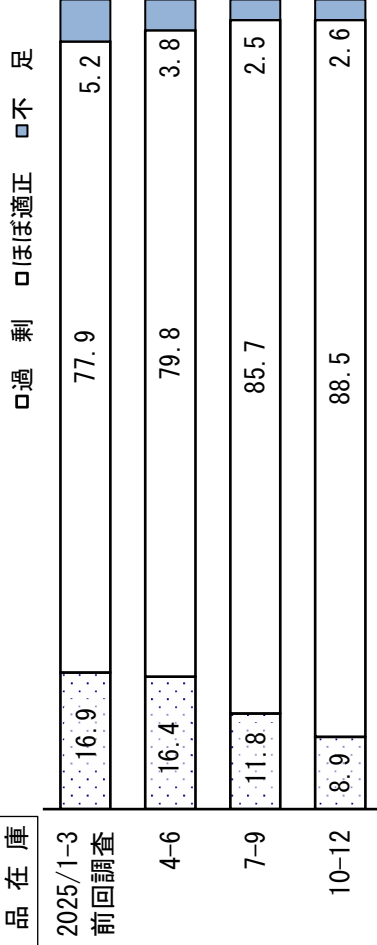


＜雇用判断＞

足もと(2025年4～6月期)のBSI値は▲33.6と、20期連続の不足超過(マイナス)。ただし、不足超過の幅は前回調査(▲39.8)から縮小。

先行きのBSI値について、7～9月期(▲33.4)、10～12月期(▲33.0)と、不足超過が続く見込み。

製・商品在庫

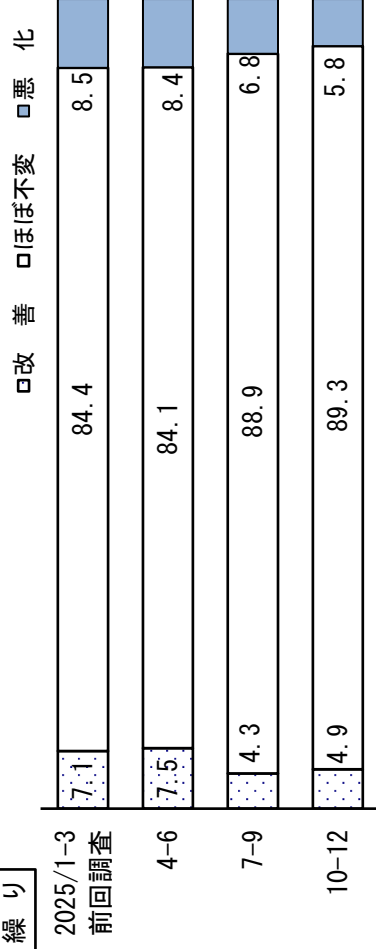


＜製・商品在庫＞

足もと(2025年4～6月期)のBSI値は12.6と、過剰超過(プラス)の局面が続く。

先行きのBSI値について、7～9月期(9.3)、10～12月期(6.4)と、過剰感の改善に向かう見込み。

資金繰り



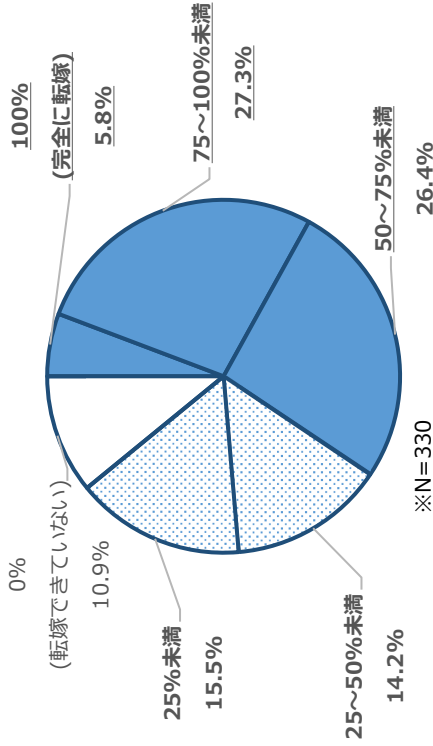
＜資金繰り＞

足もと(2025年4～6月期)のBSI値は▲1.0と、引き続きマイナス圏を推移。

先行きについて、「ほぼ不変」とする回答が増加する見込み。

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

- (1)(a) 直近1年間ににおいて、費用・コストの上昇の価格転嫁を取引先に要請している場合、要請した額*のうち販売・提供価格に価格転嫁できている割合
- 【原材料費や物流費、エネルギーコストなど仕入れや物流に係るコスト】



- ・ 330社が仕入れや物流に係るコストの上昇に起因した価格転嫁の要請を実施。うち、**要請した額に対して、わずかも販売・提供価格への価格転嫁が受け入れられたのは294社(330社の89.1%)**。
- ・ また、**要請した額のうち半分以上の割合の価格転嫁が受け入れられたのは196社(330社の59.4%)**。

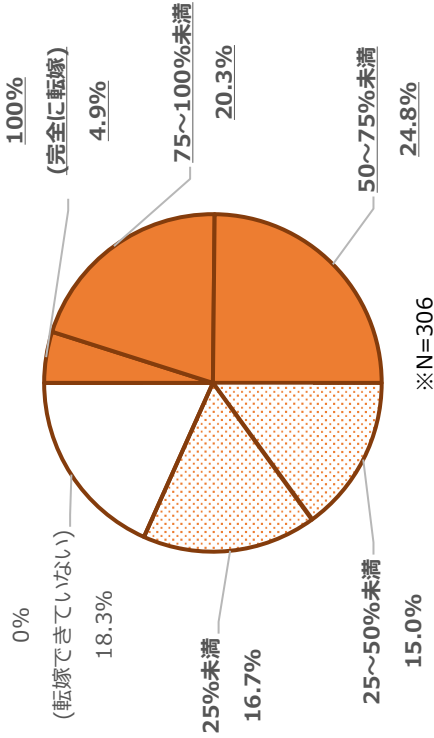
59

価格転嫁を要請		100% (完全に転嫁)	75~100%未満	50~75%未満	25~50%未満	25%未満	0% (転嫁できていない)
総計	件数	330	19	90	87	47	51
	構成比	100.0	5.8	27.3	26.4	14.2	15.5
大企業	件数	139	6	36	43	21	22
	構成比	100.0	4.3	25.9	30.9	15.1	15.8
中小企業	件数	191	13	54	44	26	29
	構成比	100.0	6.8	28.3	23.0	13.6	15.2
製造業	件数	127	3	35	38	19	24
	構成比	100.0	2.4	27.6	29.9	15.0	18.9
非製造業	件数	203	16	55	49	28	27
	構成比	100.0	7.9	27.1	24.1	13.8	13.3

* この転嫁率は、価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものである。よって、この要請額は、実際の費用・コストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

(1)(b) 直近1年間において、費用・コストの上昇の価格転嫁を取引先に要請している場合、要請した額*のうち販売・提供価格に価格転嫁できている割合
【人件費や労務費】



- ・ 306社が人件費や労務費の上昇に起因した価格転嫁の要請を実施。うち、要請した額に対して、わずかでも販売・提供価格への価格転嫁が受け入れられたのは250社(306社の81.7%)。
- ・ また、要請した額のうち半分以上の割合の価格転嫁が受け入れられたのは153社(306社の50.0%)。

60

		価格転嫁を要請					
		100% (完全に転嫁)	75~100%未満	50~75%未満	25~50%未満	25%未満	0% (転嫁できていない)
総計	件数	306	15	62	76	46	51
	構成比	100.0	4.9	20.3	24.8	15.0	16.7
大企業	件数	128	5	30	38	21	20
	構成比	100.0	3.9	23.4	29.7	16.4	15.6
中小企業	件数	178	10	32	38	25	31
	構成比	100.0	5.6	18.0	21.3	14.0	17.4
製造業	件数	116	2	23	35	22	18
	構成比	100.0	1.7	19.8	30.2	19.0	15.5
非製造業	件数	190	13	39	41	24	33
	構成比	100.0	6.8	20.5	21.6	12.6	17.4

* この転嫁率は、価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものである。よって、この要請額は、実際の費用・コストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

- (1) <参考>直近1年間に、費用・コストの上昇の価格転嫁を取引先に要請している場合、要請した額*のうち販売・提供価格に価格転嫁できている割合 <「その他」および無回答を含む>

【(a)原材料費や物流費、エネルギーコストなど仕入れや物流に係るコスト】

	総計	価格転嫁を 要請	100% (完全に転嫁)					75～100% 未満		50～75% 未満		25～50% 未満		25%未満		0% (転嫁できて いない)	その他	(無回答)
			100%	75～100% 未満	50～75% 未満	25～50% 未満	25%未満	0%										
総計	件数 構成比	433 100.0	330 76.2	19 4.4	90 20.8	87 20.1	47 10.9	51 11.8	36 8.3	84 19.4	19 4.4							
大企業	件数 構成比	207 100.0	139 67.1	6 2.9	36 17.4	43 20.8	21 10.1	22 10.6	11 5.3	55 26.6	13 6.3							
中小企業	件数 構成比	226 100.0	191 84.5	13 5.8	54 23.9	44 19.5	26 11.5	29 12.8	25 11.1	29 12.8	6 2.7							
製造業	件数 構成比	145 100.0	127 87.6	3 2.1	35 24.1	38 26.2	19 13.1	24 16.6	8 5.5	14 9.7	4 2.8							
非製造業	件数 構成比	288 100.0	203 70.5	16 5.6	55 19.1	49 17.0	28 9.7	27 9.4	28 9.7	70 24.3	15 5.2							

【(b)人件費や労務費】

	総計	価格転嫁を 要請	100% (完全に転嫁)					75～ 100%未満		50～75% 未満		25～50% 未満		25%未満		0% (転嫁できて いない)	その他	(無回答)
			100%	75～ 100%未満	50～75% 未満	25～50% 未満	25%未満	0%										
総計	件数	433	306	15	62	76	46	51	56	110	17							
	構成比	100.0	70.7	3.5	14.3	17.6	10.6	11.8	12.9	25.4	3.9							
大企業	件数	207	128	5	30	38	21	20	14	67	12							
	構成比	100.0	61.8	2.4	14.5	18.4	10.1	9.7	6.8	32.4	5.8							
中小企業	件数	226	178	10	32	38	25	31	42	43	5							
	構成比	100.0	78.8	4.4	14.2	16.8	11.1	13.7	18.6	19.0	2.2							
製造業	件数	145	116	2	23	35	22	18	16	25	4							
	構成比	100.0	80.0	1.4	15.9	24.1	15.2	12.4	11.0	17.2	2.8							
非製造業	件数	288	190	13	39	41	24	33	40	85	13							
	構成比	100.0	66.0	4.5	13.5	14.2	8.3	11.5	13.9	29.5	4.5							

※ その他には、価格転嫁を要請していない企業のほか、自社でコスト上昇分を吸収した企業などが含まれる。

* この転嫁率は、価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものである。よって、この要請額は、実際の費用・コストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

10

(1) 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況に関する企業の声

※(a)は仕入れや物流にかかるコストに関する回答、(b)は人件費や労務費に関する回答。(－)は(a)(b)で同じ内容・主旨の回答。

(大企業/製造業)

- (b) 政府主導の賃上げ政策を鑑み、ベアは、過去の水準を上回るレベルで実施。ただし、一気に上げることではできず、3カ年程度、同水準のベアを継続し、世間水準に合わせるよう対応している。これを理由とする価格転嫁は、一部ではあるが、顧客に受け入れられた。【3億円超/化学製造業】
- (a) 経済界全体で適正な価格適用の機運が広がり交渉が比較的スムーズに行えた。
- (b) 人件費については自動化など含めまずは自社での吸収を検討し、まずは原燃材料価格の高騰分の価格交渉を優先させたため交渉が遅れている。

【以上2つ、3億円超/その他製造業】

(大企業/非製造業)

- (b) 自社社員およびビジネスパートナーの賃金上昇に伴う人件費・労務費の増加を理由に取引先に価格転嫁を要請している。一定の理解は得られるものの、顧客のIT予算は年初に立てられたのちは硬直的であるために、反映まで時間を要しているのが現状。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】

- (2) 受注産業のため契約時と発注時期は当然「ずれ」があり、そのため実績を客先に理解されづらく交渉に苦慮している。【3億円超/建設・各種設備工事業】

(中小企業/製造業)

- (a) 原料価格のドル建て市況が下落する中、円安によって自社の購買価格は逆に上昇しており、顧客の理解を得にくい。
- (b) 原料(まど)指標が明確化・汎用化されていない。

【以上2つ、5千万超1億円以下/繊維・繊維製品製造業】

- (a) コスト上昇要因については一定の理解があるが、客先の予算の制約により、即座には認められにくい状況がある。また、客先それぞれ判断にばらつきが大きい。
- (b) 労務費に関して満額近い転嫁が認められる場合もある一方、競合他社がある環境や、転嫁を求める総額が大きく、客先予算への影響が大きい場合には、転嫁率が厳しくなる傾向にある。

【以上2つ、5千万超1億円以下/その他製造業】

(中小企業/非製造業)

- (b) 仕入れ先の人件費の値上げが一番の要因になるところ、当社の場合、もともと仕入先に低い金額の設定で協力いただいていた事が多く、納入先に適正価格への引き上げを要請し、人件費の値上げに対応。【5千万円以下/娯楽業】
- (a) 仕入コスト上昇分と同業他社の動向を見ながら行うことが多い。
- (b) 原材料価格の高騰の影響が大きいため、なかなか人件費分まで話を持って行けていない。

【以上2つ、5千万円以下/その他卸売業】

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

11

(2)① 価格転嫁の円滑化の妨げとなる要因や課題

- 価格転嫁の妨げとなる要因として、**業界内の競争(同業・競合他社の動向)、顧客や発注者、取引先の反応・理解**が多く挙げられた。
- また、**商慣習・取引慣行**に関する課題も挙げられた。この具体例としては、**硬直的な価格決定やコストの透明性、コスト構造の複雑さ**などである。

(商慣習・取引慣行に関する課題)

- ・ 官庁工事は、物価スライド制度が整備され価格転嫁が比較的スムーズだが、民間工事については請負価格で決められた金額で完成させる商慣習の壁があり、発注者の理解を得られておらず価格転嫁が難しい。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・ 繊維・アパレル業界では長年の取引関係や価格据え置き慣行が根強く、仕入コスト上昇分を販売価格に転嫁しにくい構造がある。商品特性上、価格競争に陥りやすい汎用性の高い商材(ベージュシャツ衣料など)については、転嫁による需要減のリスクが高く、交渉が難航しやすいと感じる。【3億円超/繊維・衣服等卸売業】
- ・ 商取引の慣例で原価構造の開示が十分でなく価格転嫁への理解が得られないこと、価格転嫁が競争力の低下につながる可能性を踏まえた対策が立てにくいこと等が要因として考えられる。政策による改善策として企業間取引については物価や人件費の上昇と言った価格転嫁の要因について取引契約で価格調整条項を設けることを期待したい。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・ 燃料費や為替の影響など企業努力でどうしようもない価格高騰が多く、コスト構造の複雑さから、最終消費者へもそれらを明確にした転嫁をしにくいことが考えられる。【3億円超/建設・各種設備工事業】

- 加えて、サプライチェーン全体の観点からは、**価格転嫁に向けた最終消費者の理解**に関する課題が挙げられた。

(最終消費者の理解に関する課題)

- ・ 顧客自身が価格転嫁を実現できていない場合は、それを理由に転嫁を拒否されることが散見する。最終製品における価格転嫁をスタートとし、それを川上まで繋げる必要がある。【3億円超/情報通信業(出版等含む)】
- ・ 燃料費や為替の影響など企業努力でどうしようもない価格高騰が多く、コスト構造の複雑さから、最終消費者へもそれらを明確にした転嫁をしにくいことが考えられる。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・ 最終ユーザーが価格転嫁に対してマイナスイメージを持っている。価格上昇に対して、あまりにも企業努力を要求する風潮は、政府は、公正取引委員会をはじめ、これまでの考え方を是正することが必要ではないか。【5千万円以下/非鉄金属・金属製品製造業】

4. 価格転嫁に向けた取引先への要請の状況

12

(2)② 価格転嫁の円滑化に向けた改善策

- 商慣習・取引慣行に関する改善策として、契約金額に関する価格改定条項を付した契約締結※の浸透や業界・材料等の単位でのコストの目安・基準の明示などが挙げられた。

※ 物価や仕入れ価格の上昇などのリスクに鑑み、契約締結の段階で契約期間中の価格の変更やその条件などを定めておくこと。

(商慣習・取引慣行に関する改善策)

- ・ 民間顧客案件では、取引先との力関係によって価格転嫁が受け入れられず、やむを得ず断念せざるを得ないケースが発生する可能性がある。こうした状況を改善するためには、契約におけるオプションとして価格改定条項が広く浸透し、業界全体の商慣習が変わることに期待する。【3億円超/建設・各種設備工事業】
- ・ 契約から完工までの工程が比較的長い取引に関しては、期間中の価格変更、あるいはリスクを盛り込んだ価格を受け入れる市場の寛容性、マインドが醸成されることが望ましい。【3億円超/その他卸売業】
- ・ 最終需要者の理解の促進と業界・材料等単位でのコストの目安・基準の明示【3億円超/金属・鉱物・建築材料、化学製品卸売業】

- 加えて、経済状況の改善という観点から、最終消費者の需要喚起につながる施策なども改善策として挙げられた。

(経済状況の改善の観点からの施策)

- ・ 一般消費者の価格への意識(安いものが良い等)、改善策としては、賃上げ等、消費者の可処分所得を増やす方向へ促す政策があればありがたい。【3億円超/電気機械器具製造業】
- ・ 消費者への価格転嫁の妨げとなるのは、インフレによる実質賃金、購買力低下。改善策はコメ供給量拡大や利上げ等のインフレ抑制策。【3億円超/繊維・繊維製品製造業】
- ・ 価格転嫁に対し、購入者側のマインドが減退しないような税制などの需要促進策【3億円超/不動産業】

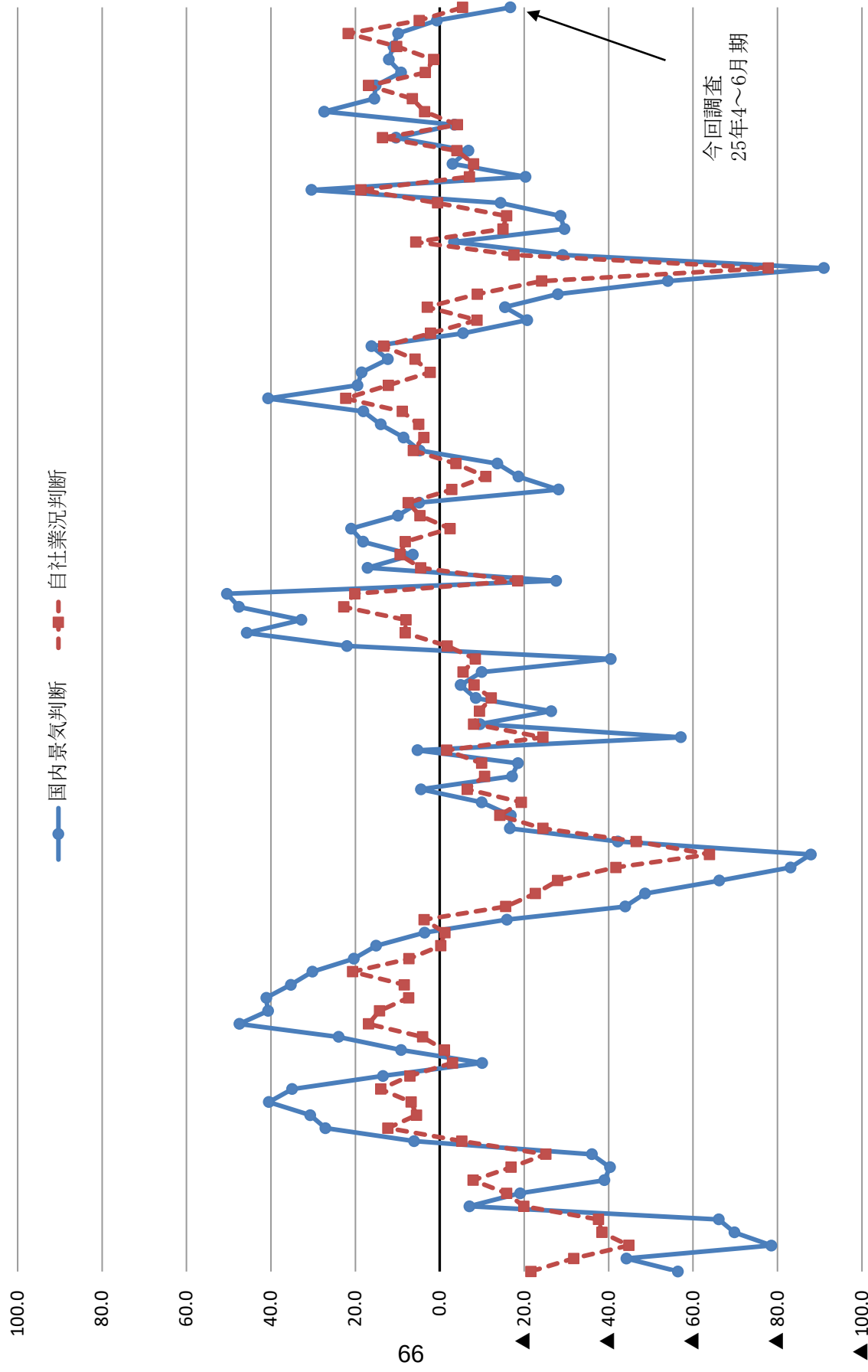
- その他、公契約や公定価格の改善に向けた声も挙げられた。

(例: 実勢をふまえた公共事業単価の開示、単価改善の加速、制度や規制の見直しなど)

回数・時期	国内景気				自社業績			
	足もと		3ヵ月後		足もと		3ヵ月後	
	全体	大企業	中小企業	全体	大企業	中小企業	全体	中小企業
1 2001年3月	▲56.4	▲57.6	▲55.3	▲33.1	▲9.8	▲34.7	▲17.7	▲0.9
2 2001年6月	▲44.2	▲42.2	▲46.2	▲23.5	6.7	▲26.8	▲36.4	9.5
3 2001年9月	▲78.6	▲81.8	▲75.3	▲58.1	▲37.7	▲38.6	▲51.1	▲21.7
4 2001年12月	▲69.8	▲72.8	▲67.0	▲59.3	▲26.8	▲40.7	▲36.4	▲17.4
5 2002年3月	▲66.1	▲63.9	▲68.0	▲33.7	▲11.5	▲32.6	▲42.0	▲3.2
6 2002年6月	▲70.0	▲4.5	▲17.8	6.4	31.0	▲19.9	▲12.9	▲26.3
7 2002年9月	▲19.0	▲10.3	▲27.9	▲4.4	2.0	▲15.8	▲4.9	▲28.8
8 2002年12月	▲39.0	▲40.5	▲37.5	▲40.5	16.1	▲7.9	▲6.0	▲9.8
9 2003年3月	▲40.3	▲40.2	▲34.0	▲26.7	▲12.8	▲16.9	0.0	▲32.3
10 2003年6月	▲36.0	▲33.2	▲38.2	▲26.1	▲5.0	▲23.9	▲26.1	▲10.9
11 2003年9月	6.1	17.3	▲3.9	20.8	16.8	▲5.2	6.3	▲15.5
12 2003年12月	27.1	29.7	24.6	16.6	27.5	12.3	11.3	13.1
13 2004年3月	30.7	37.1	25.0	37.0	28.2	▲1.1	3.4	▲5.8
14 2004年6月	40.5	51.0	31.5	34.6	35.6	6.8	16.2	▲1.1
15 2004年9月	35.0	46.2	24.5	29.3	15.0	20.7	7.9	15.2
16 2004年12月	13.5	14.5	12.4	▲9.6	4.5	7.1	12.2	24.4
17 2005年3月	▲10.0	▲5.7	▲13.4	5.5	15.7	▲3.0	10.0	▲13.6
18 2005年6月	9.2	13.2	18.1	12.9	28.2	▲1.1	3.4	▲5.8
19 2005年9月	24.0	31.3	18.1	27.6	23.0	4.1	10.9	▲1.6
20 2005年12月	47.5	53.5	41.7	38.8	36.3	16.9	26.6	7.8
21 2006年3月	40.7	46.6	35.9	46.5	39.8	14.3	17.8	11.3
22 2006年6月	41.1	53.4	29.5	39.0	30.6	7.4	16.9	▲1.6
23 2006年9月	35.3	48.1	24.3	34.5	18.7	8.4	25.2	6.1
24 2006年12月	30.2	40.0	22.5	15.5	15.6	20.7	26.9	15.9
25 2007年3月	20.4	31.6	13.9	29.7	24.9	7.3	14.7	30.0
26 2007年6月	15.1	27.8	6.9	19.8	22.0	▲0.2	2.7	▲2.0
27 2007年9月	3.6	15.3	▲3.4	13.5	10.2	▲1.2	5.7	▲5.4
28 2007年12月	▲15.9	9.5	19.7	▲22.1	10.1	3.7	4.5	3.3
29 2008年3月	▲43.9	▲39.2	▲46.6	▲35.1	▲18.8	▲15.6	▲1.4	▲24.1
30 2008年6月	▲48.6	▲49.3	▲48.2	▲44.6	▲32.4	▲22.6	▲20.7	▲23.6
31 2008年9月	▲68.2	▲64.1	▲67.6	▲55.8	▲42.2	▲27.9	▲21.1	▲32.2
32 2008年12月	▲83.1	▲87.8	▲80.1	▲78.4	▲56.9	▲41.7	▲45.0	▲39.7
33 2009年3月	▲87.9	▲90.7	▲86.1	▲65.3	▲39.2	▲63.8	▲63.9	▲52.6
34 2009年6月	▲42.2	▲24.1	▲52.5	▲19.6	8.5	▲46.5	▲39.1	▲50.7
35 2009年9月	▲16.6	2.0	▲27.6	▲5.0	1.7	▲24.4	▲10.1	▲32.9
36 2009年12月	▲16.8	7.1	▲23.1	▲23.6	▲5.4	▲14.2	1.0	▲23.8
37 2010年3月	▲9.9	4.7	▲18.8	▲1.4	8.6	▲19.3	▲4.3	▲28.4
38 2010年6月	4.5	23.4	▲7.7	5.3	18.7	6.5	8.3	16.2
39 2010年9月	▲17.1	▲3.8	▲25.9	▲20.2	17.0	10.6	0.5	17.2
40 2010年12月	▲18.5	▲12.5	▲22.3	▲15.9	3.7	▲9.9	▲3.5	▲13.8
41 2011年3月	5.3	11.7	1.1	6.9	9.8	▲1.6	3.4	▲4.8
42 2011年6月	▲57.1	▲88.1	▲56.5	▲13.0	17.0	▲24.4	▲26.3	▲23.4
43 2011年9月	▲9.5	9.7	▲23.4	2.0	5.7	▲8.0	9.2	▲20.4
44 2011年12月	▲26.4	▲22.2	▲29.8	▲17.2	0.0	▲9.4	▲3.8	▲10.4
45 2012年3月	▲8.5	▲0.9	▲14.7	14.3	17.2	▲12.2	▲7.3	▲16.1
46 2012年6月	▲4.9	6.3	▲14.6	▲4.7	17.4	▲8.1	▲2.9	▲12.5
47 2012年9月	▲9.9	0.5	▲17.6	3.2	2.8	▲5.5	3.3	▲12.5
48 2012年12月	▲40.5	▲44.0	▲37.6	▲20.0	▲3.0	▲8.4	▲7.6	▲9.0
49 2013年3月	22.0	32.3	13.0	37.7	38.0	▲1.7	9.8	11.6
50 2013年6月	45.8	54.5	36.6	47.4	43.6	8.2	10.3	6.1

回数・時期	国内景気				自社業績			
	足もと		3ヵ月後		足もと		3ヵ月後	
	全体	大企業	中小企業	全体	大企業	中小企業	全体	中小企業
51 2013年9月	32.8	42.8	22.7	37.3	35.3	21.3	▲5.5	22.9
52 2013年12月	47.6	58.3	38.9	47.0	▲5.6	22.8	29.9	19.3
53 2014年3月	50.4	59.1	42.7	▲31.3	26.9	20.2	30.2	11.3
54 2014年6月	27.6	▲31.6	▲23.8	37.6	18.4	▲19.5	▲17.4	14.8
55 2014年9月	17.1	35.2	1.2	27.4	17.8	4.5	18.7	7.7
56 2014年12月	6.4	13.0	0.4	4.5	14.2	9.4	13.1	3.9
57 2015年3月	18.2	30.7	7.5	23.8	26.2	8.2	21.1	2.8
58 2015年6月	21.0	32.7	10.6	29.4	28.2	2.4	2.3	▲6.5
59 2015年9月	10.0	18.4	2.7	16.0	13.1	4.7	15.4	17.0
60 2015年12月	4.9	7.0	3.1	0.0	10.0	7.5	10.2	5.2
61 2016年3月	▲23.9	▲31.9	▲7.8	2.1	2.8	1.0	6.2	4.3
62 2016年6月	▲18.6	▲12.8	▲23.7	6.1	5.2	▲10.9	▲14.9	7.5
63 2016年9月	▲13.6	▲6.9	▲19.3	2.0	3.6	3.8	5.5	▲11.4
64 2016年12月	4.8	6.7	3.0	1.0	1.6	3.3	10.4	2.5
65 2017年3月	8.6	18.4	0.0	13.8	15.4	3.8	16.6	▲7.1
66 2017年6月	14.0	23.9	5.2	15.5	22.1	5.0	5.9	4.2
67 2017年9月	18.1	24.5	12.8	22.0	16.3	8.9	18.4	0.9
68 2017年12月	40.7	42.0	39.5	25.7	21.3	22.3	26.5	18.1
69 2018年3月	19.5	23.8	15.4	21.6	21.1	12.2	24.3	0.5
70 2018年6月	18.5	20.4	16.7	23.2	22.6	2.3	2.7	6.7
71 2018年9月	12.3	13.6	11.3	18.0	12.9	5.9	5.9	17.3
72 2018年12月	16.2	15.9	16.5	1.9	12.1	13.3	11.7	14.9
73 2019年3月	▲5.5	▲0.6	10.0	3.9	11.5	2.2	6.4	▲1.6
74 2019年6月	▲20.7	▲16.2	▲24.9	▲10.7	▲25.2	▲8.8	▲13.0	5.0
75 2019年9月	▲15.4	▲12.4	▲18.4	▲33.4	▲15.6	3.0	3.3	2.7
76 2019年12月	▲27.9	▲27.5	▲28.4	▲8.3	▲3.3	▲8.9	▲4.2	▲12.9
77 2020年3月	▲54.0	▲56.9	▲51.5	▲32.4	1.1	▲24.1	▲23.0	▲25.0
78 2020年6月	▲91.0	▲91.5	▲90.5	▲39.5	▲15.4	▲77.8	▲77.3	▲37.5
79 2020年9月	▲29.1	3.8	52.0	▲20.4	▲17.4	17.6	6.1	▲38.6
80 2020年12月	▲3.3	6.7	▲11.9	▲16.3	12.0	5.7	13.5	▲1.0
81 2021年3月	▲29.5	▲21.3	▲36.5	13.9	22.8	15.0	▲2.5	▲25.7
82 2021年6月	▲28.6	▲22.9	▲33.3	0.8	20.4	15.8	▲13.6	▲17.6
83 2021年9月	▲14.4	7.1	▲20.7	7.8	19.2	0.5	7.6	5.6
84 2021年12月	30.4	43.0	19.6	29.8	35.7	18.7	21.3	16.5
85 2022年3月	▲20.3	▲17.2	▲22.9	16.2	24.0	▲7.0	1.3	▲13.8
86 2022年6月	▲3.0	10.5	▲12.4	7.7	16.4	▲8.0	▲8.9	7.3
87 2022年9月	▲6.8	4.5	▲16.0	11.6	5.2	▲8.3	▲14.1	12.2
88 2022年12月	10.4	22.5	1.3	3.3	11.0	13.6	22.3	7.0
89 2023年3月	▲3.4	3.9	▲1.3	10.8	11.6	▲4.1	3.1	9.9
90 2023年6月	27.4	32.6	23.3	27.4	27.8	3.6	11.7	2.9
91 2023年9月	15.5	25.7	7.3	20.0	15.1	6.5	17.5	2.2
92 2023年12月	15.2	22.4	6.9	11.8	14.7	16.9	20.8	12.4
93 2024年3月	9.2	19.5	0.5	18.6	20.6	3.5	10.1	▲2.1
94 2024年6月	12.1	25.9	▲1.2	17.3	23.6	1.5	11.5	▲8.1
95 2024年9月	11.0	22.9	0.0	16.3	12.5	10.2	18.5	2.7
96 2024年12月	9.9	20.9	3.0	2.3	10.9	21.7	27.0	18.5
97 2025年3月	0.7	17.4	▲9.3	4.3	8.8	4.9	19.8	▲3.9
98 2025年6月	▲16.7	▲5.9	▲26.5	▲15.6	▲5.1	▲5.4	1.5	▲11.5

国内景気判断と自社業況判断の推移



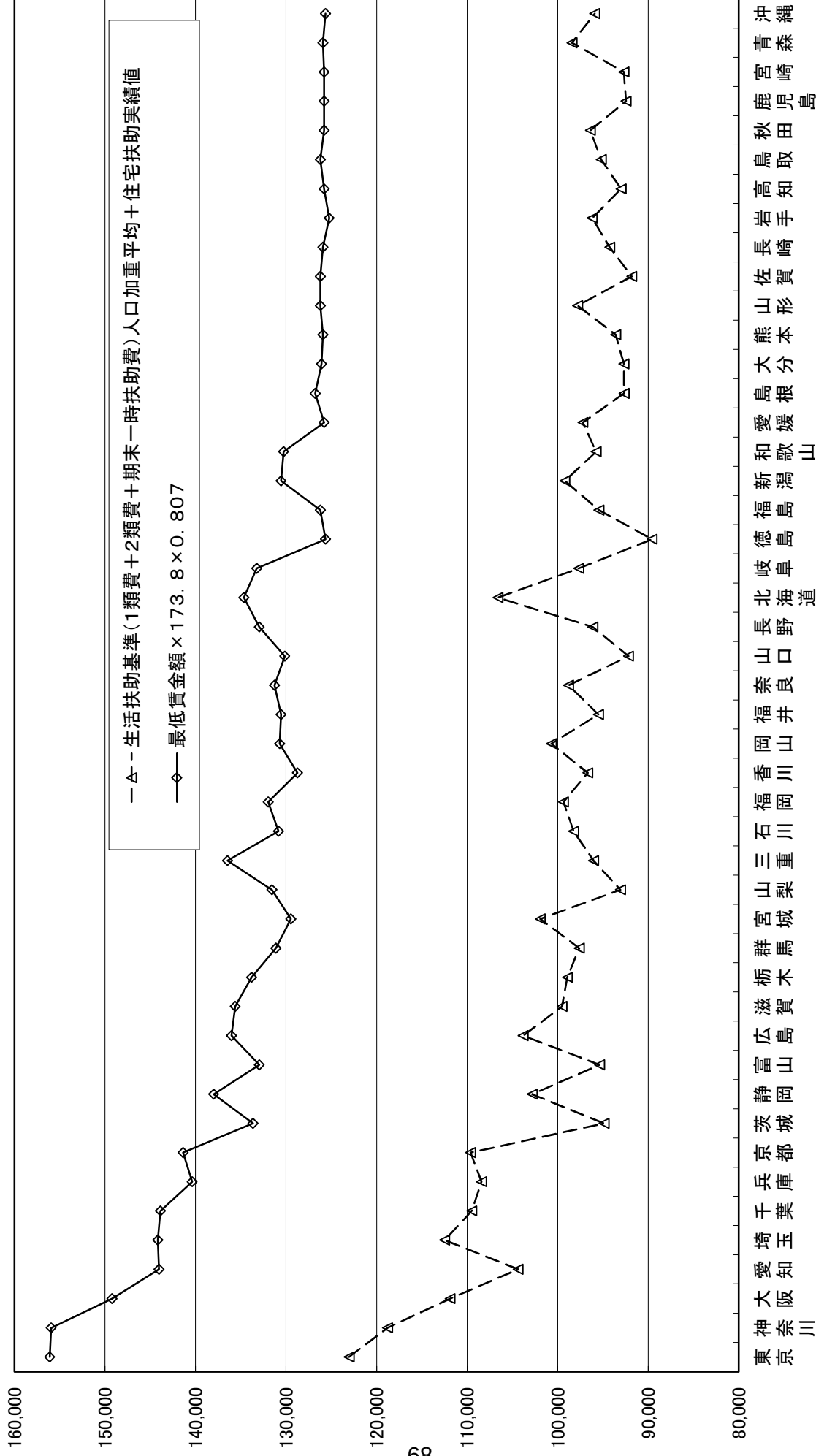
01年 02年 03年 04年 05年 06年 07年 08年 09年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年
4～6月
月 期

資料No. 2

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

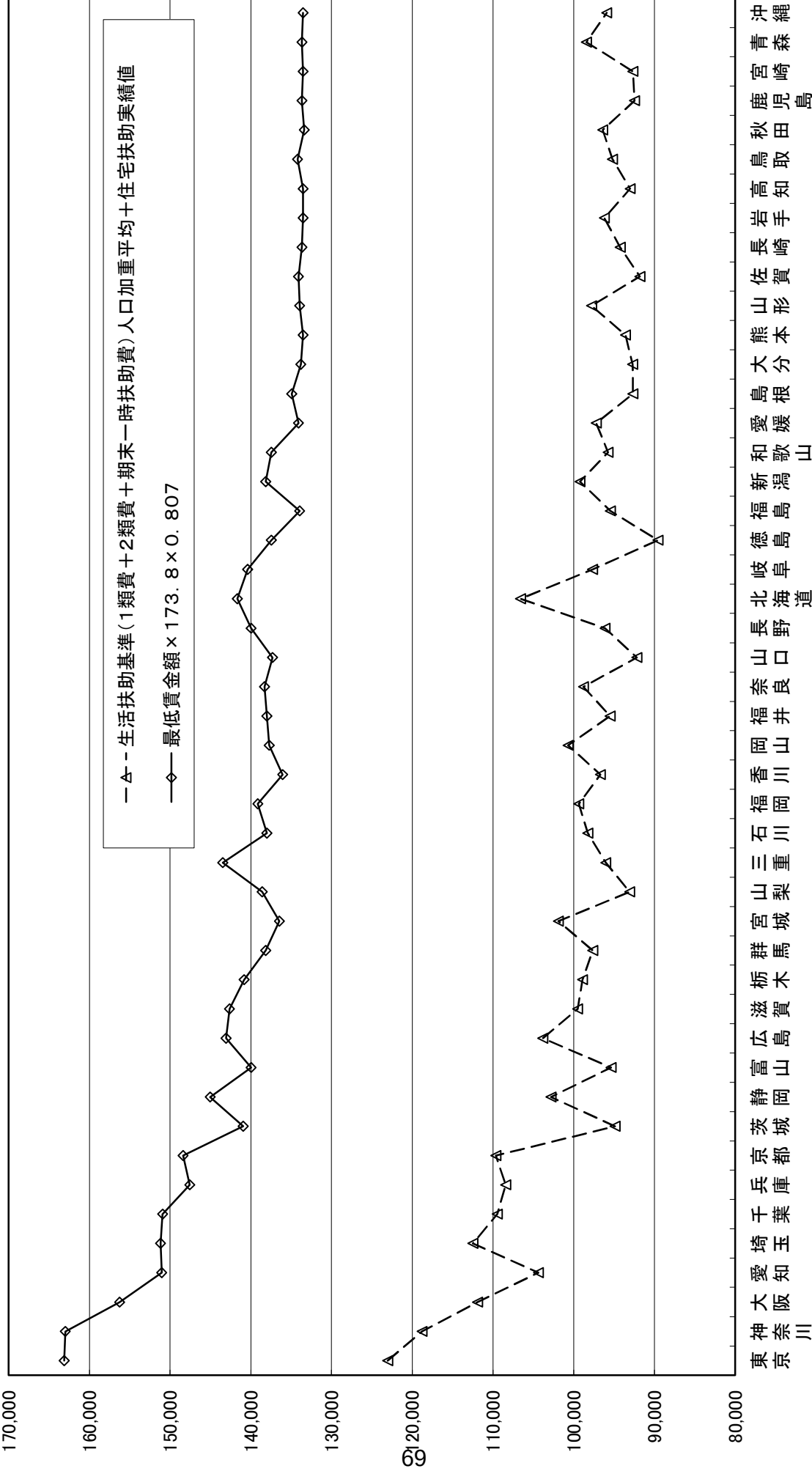
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

單位: 日



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡県	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～6月）

○ 2025年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果は緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果は緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果は緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果は緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

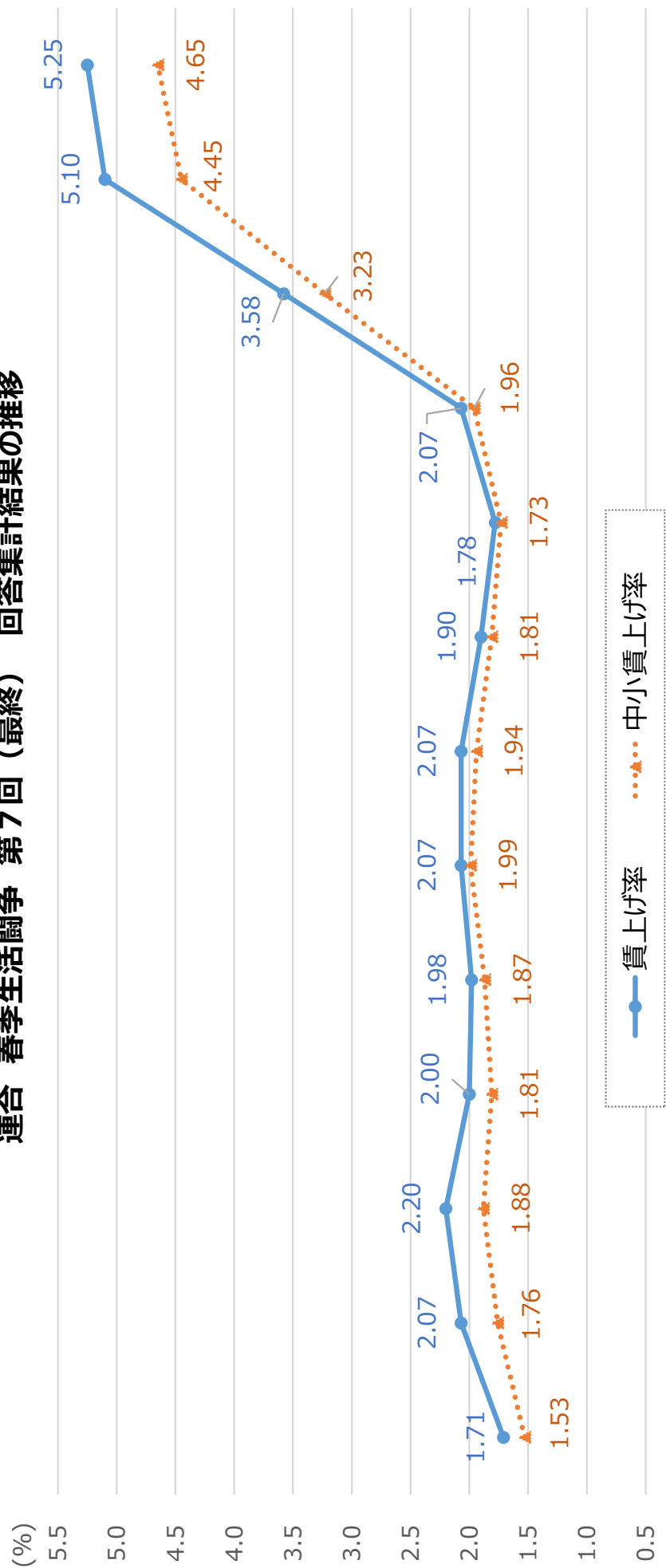
（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



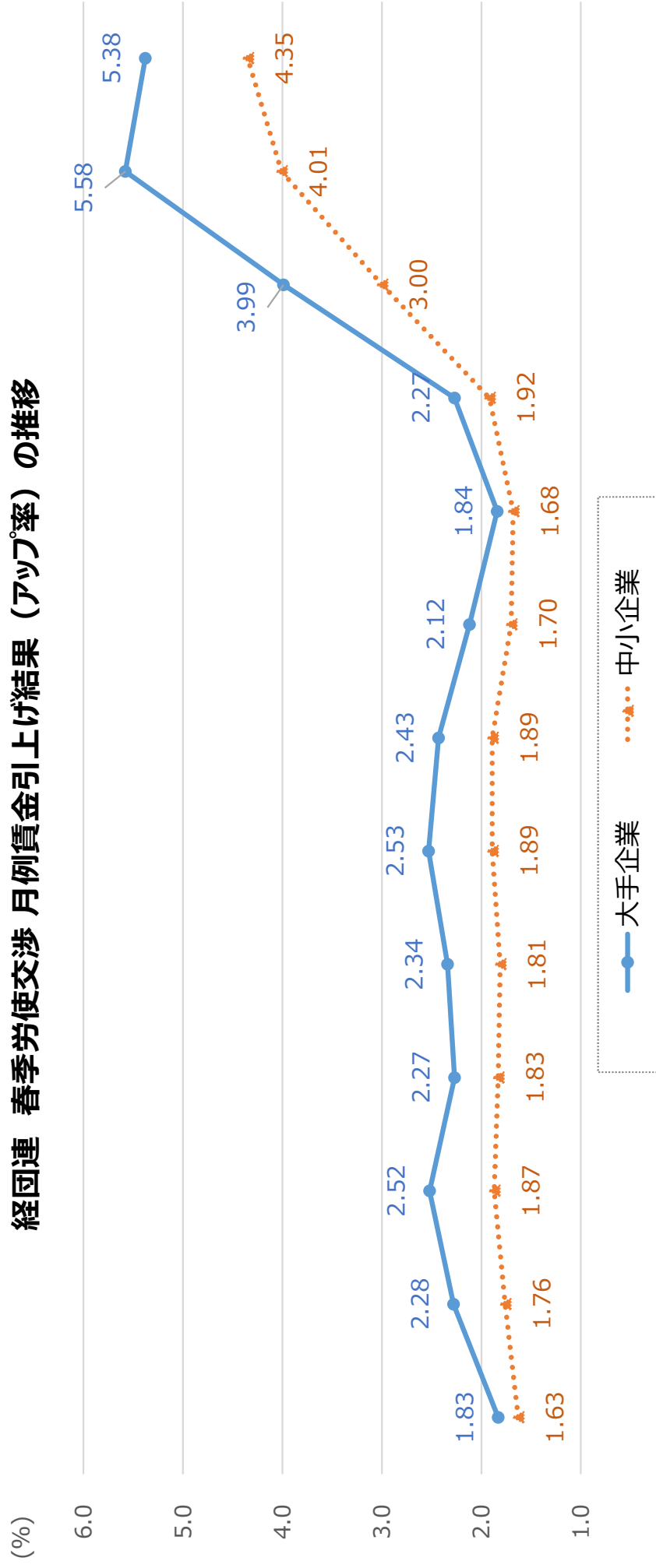
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

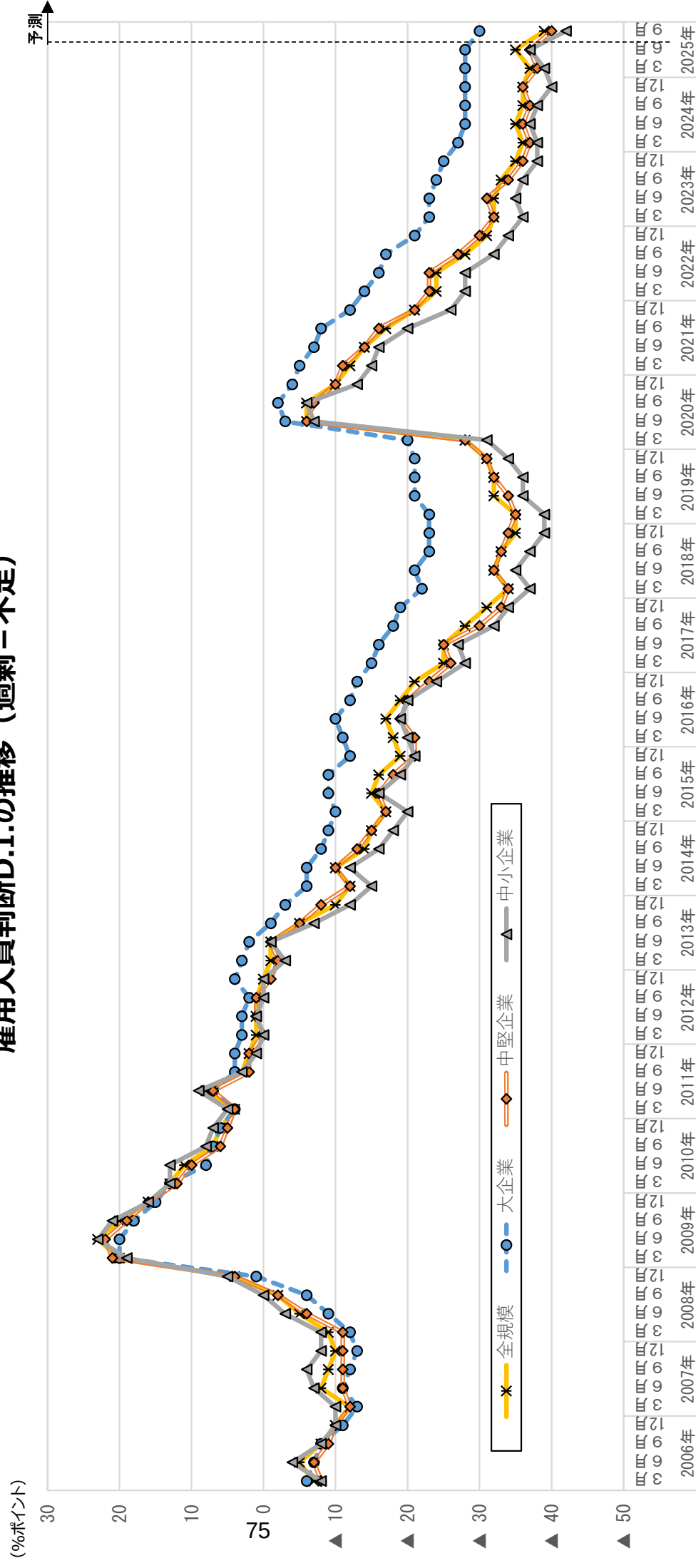
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業以上には大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰-不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

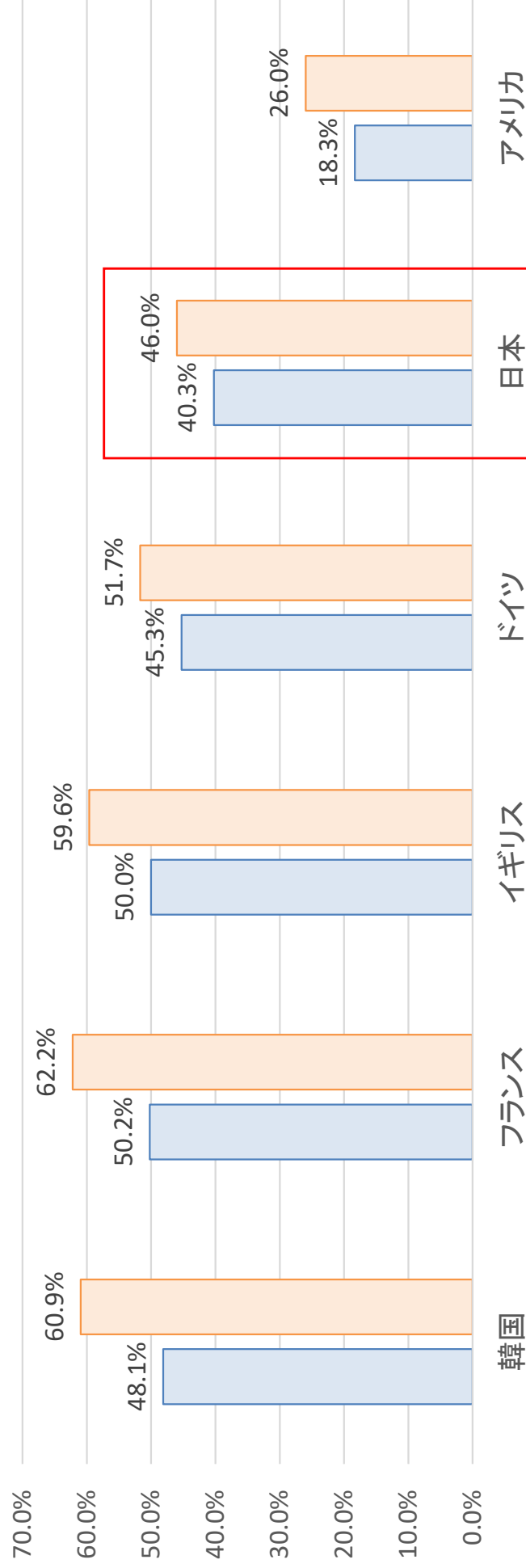
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2023年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 □ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために

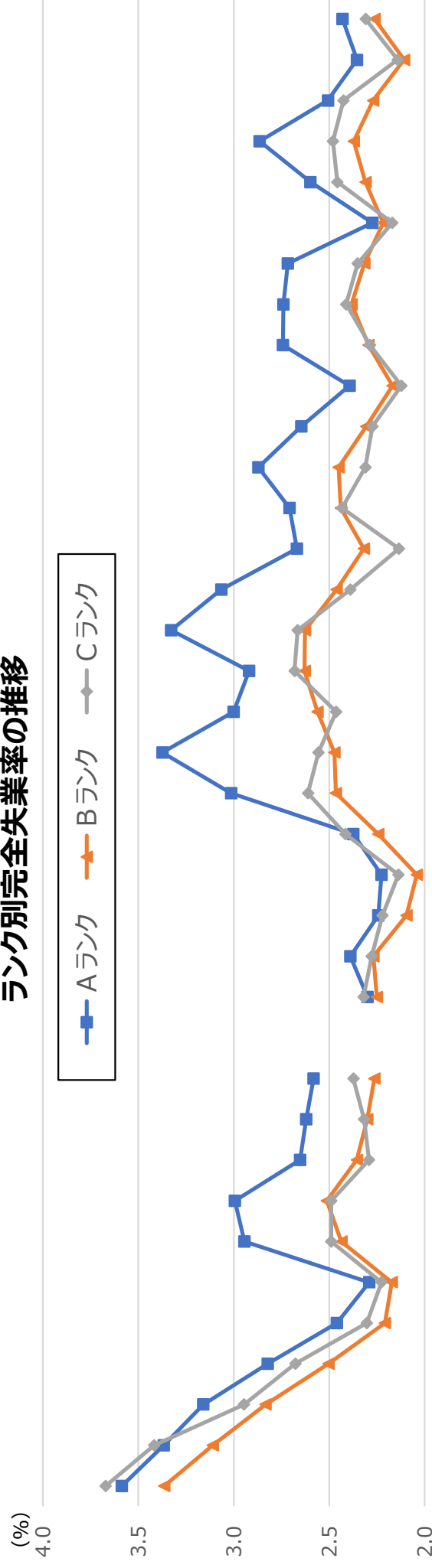


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

三ツク別荘完成の挨拶

- ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

リンク別完全失業率の推移



1.5

1.5

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
Aランク	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	2.4
Bランク	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.1
Cランク	3.7	3.4	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.1

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

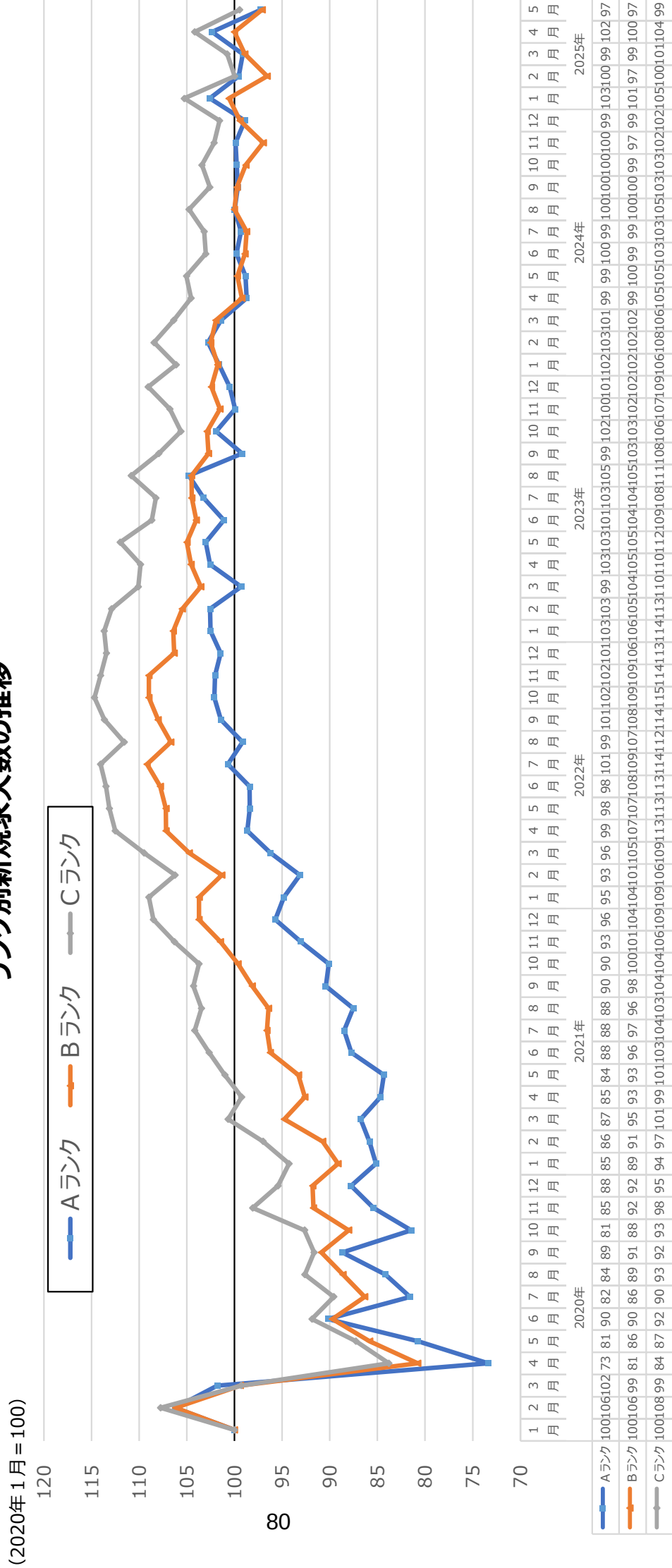
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県の新規求人数は、現時点のランクにそなえている。

産業別の状況

ひと、くらし、みらいのために



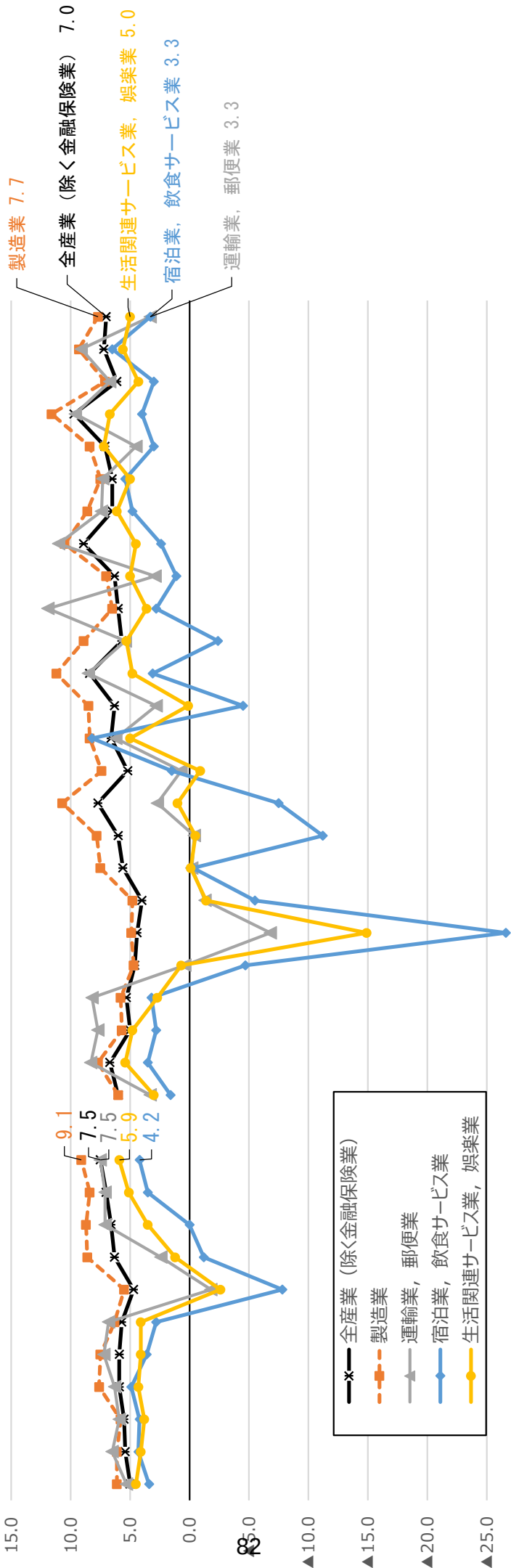
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。

主な産業の売上高経常利益率の推移

【2025年1月～3月】



▲30.0																										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移（詳細）

(単位：%)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年				2022年				2023年				2024年				2025年					
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月						
全産業（除金融保険業）	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	
製造業	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7	
非製造業	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8	
農林水産業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7	
建設業	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6	
電気業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7	
ガス・熱供給・水道業	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6	
情報通信業	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0	
運輸業、郵便業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3	
卸売業・小売業	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7	
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	
サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7	
宿泊業、飲食サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	3.0	6.5	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0	
学術研究、専門・技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9	
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4	
医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4	
職業紹介・労働者派遣業	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6	
その他のサービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1	

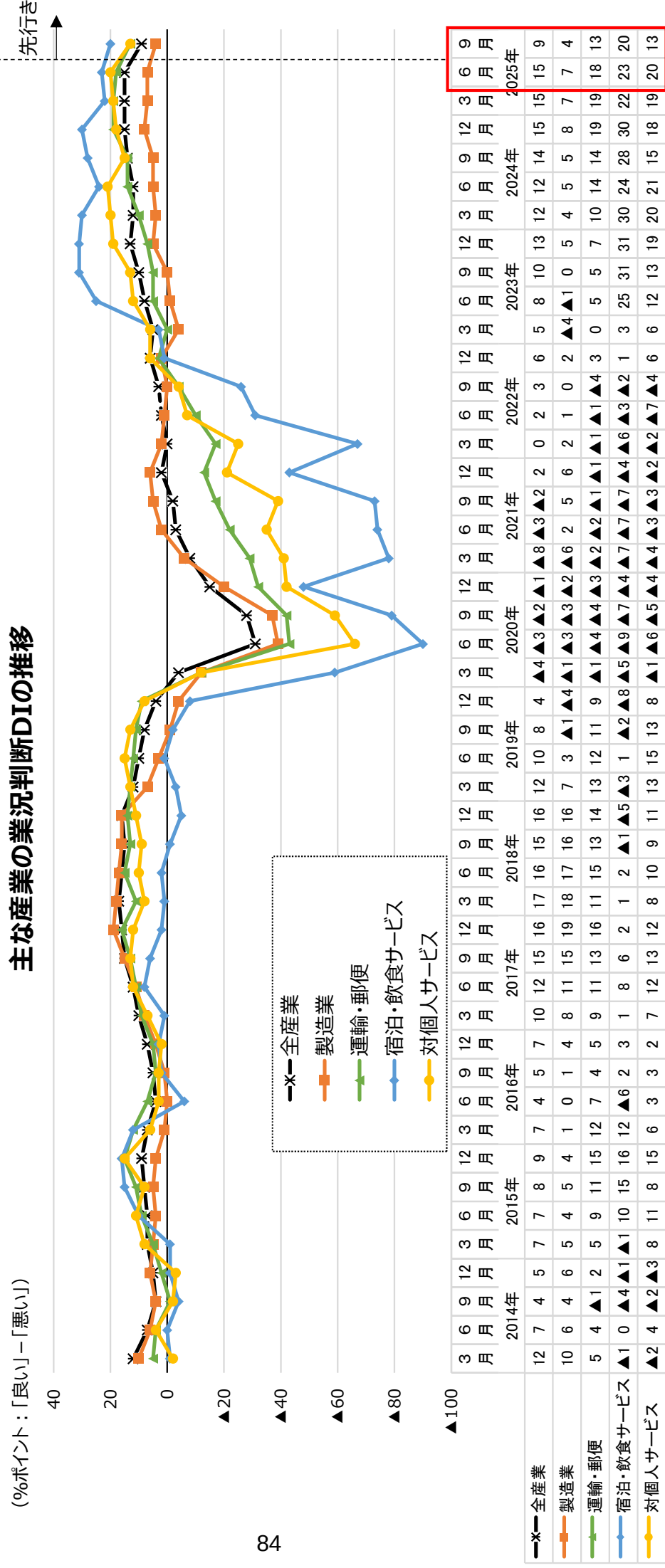
（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。

（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

- 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

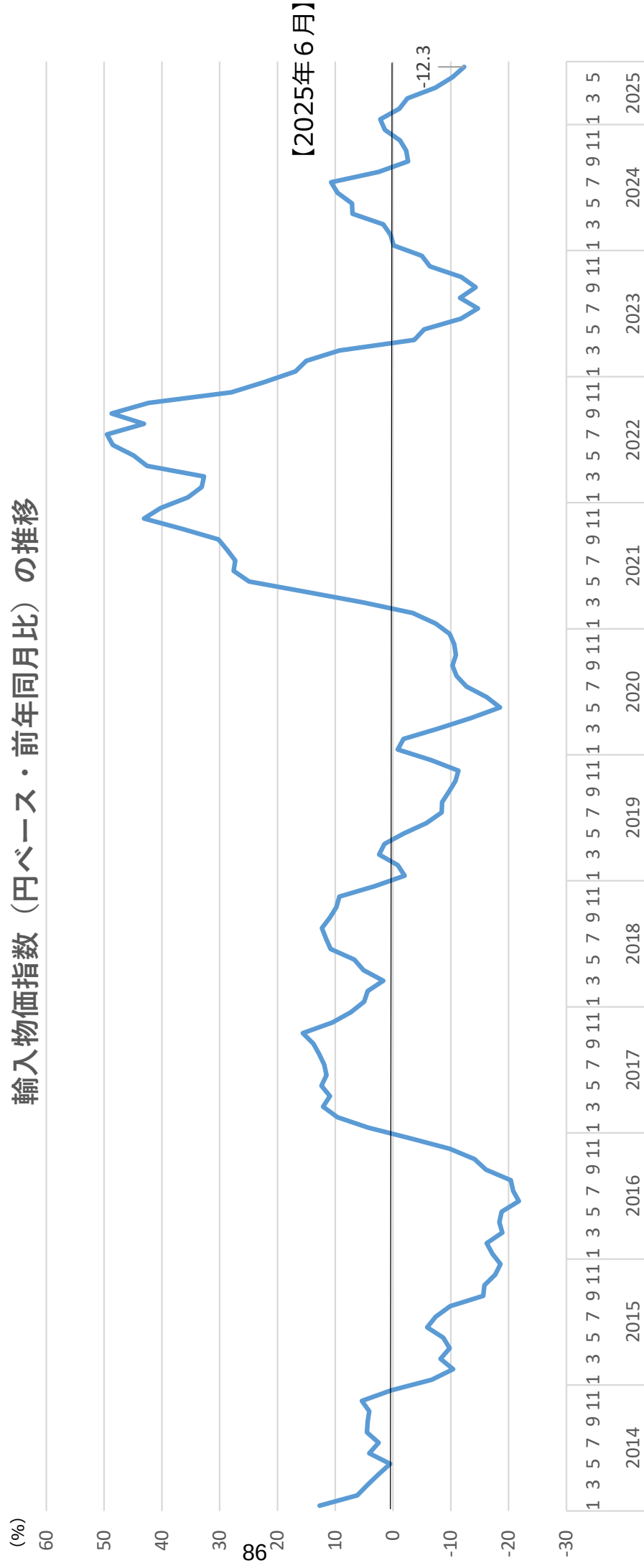
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2025年9月の数値は、2025年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2025年6月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2025年6月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

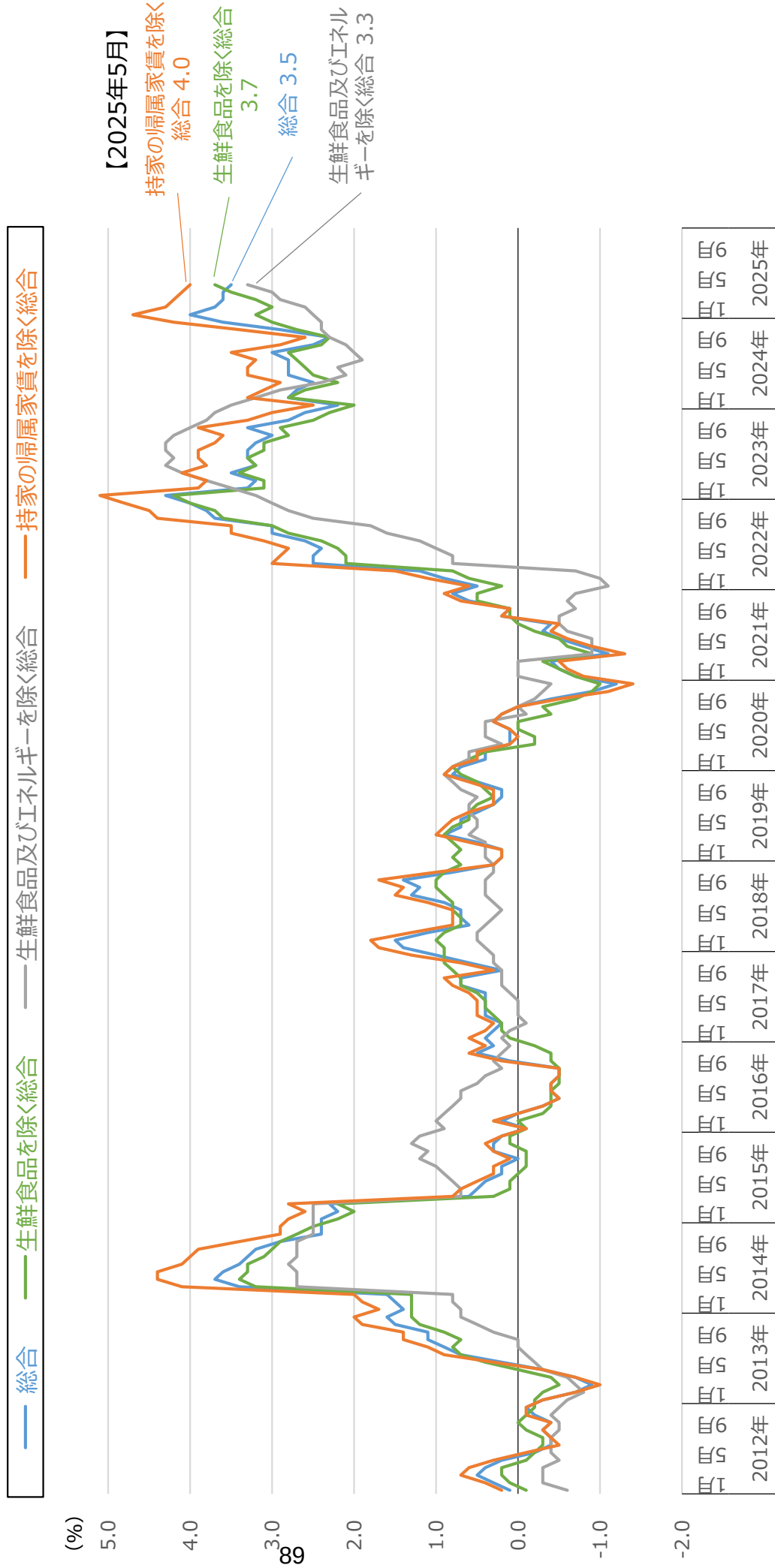
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

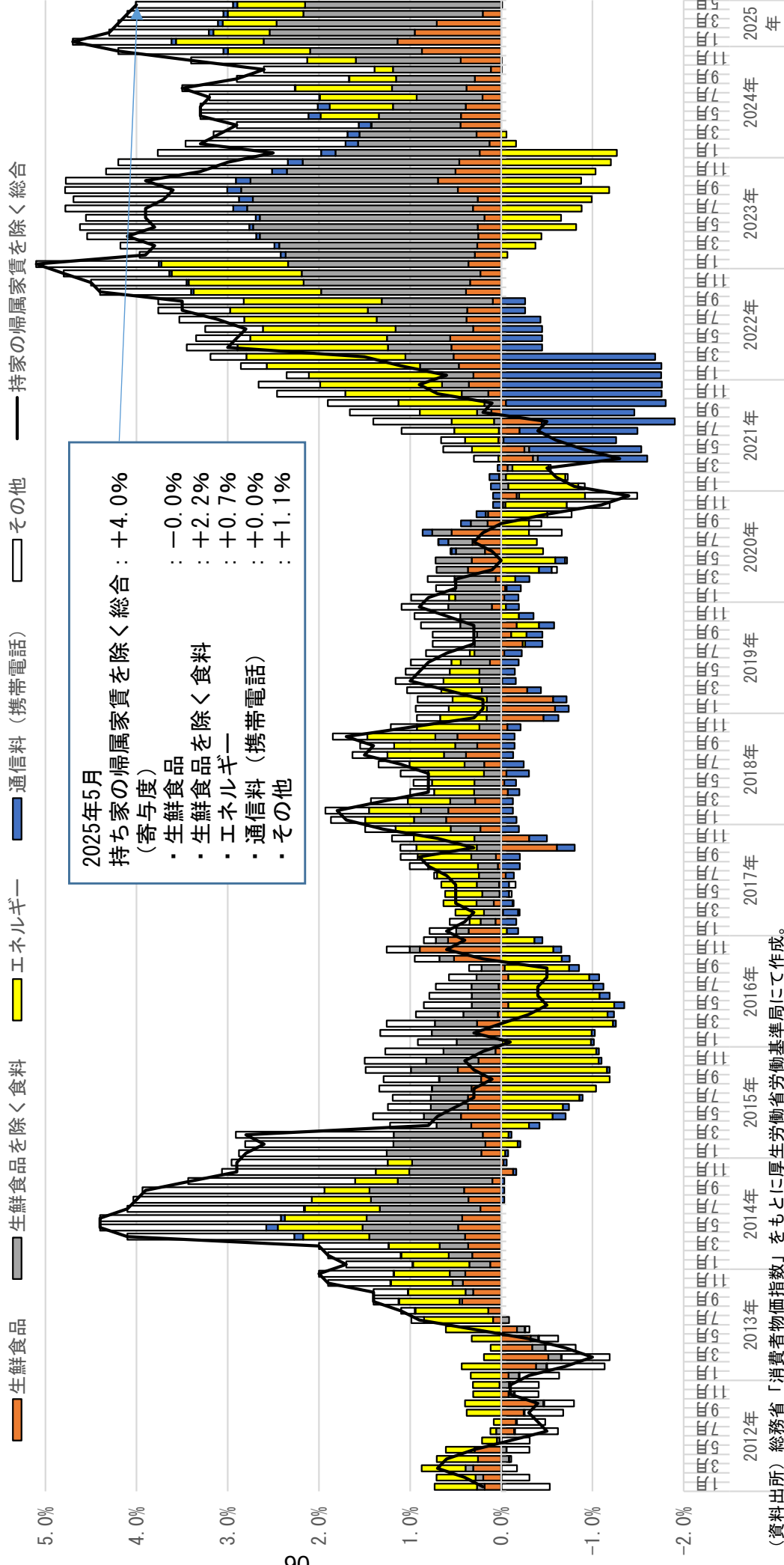
- 2025年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.5%、「生鮮食品を除く総合」は+3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+4.0%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

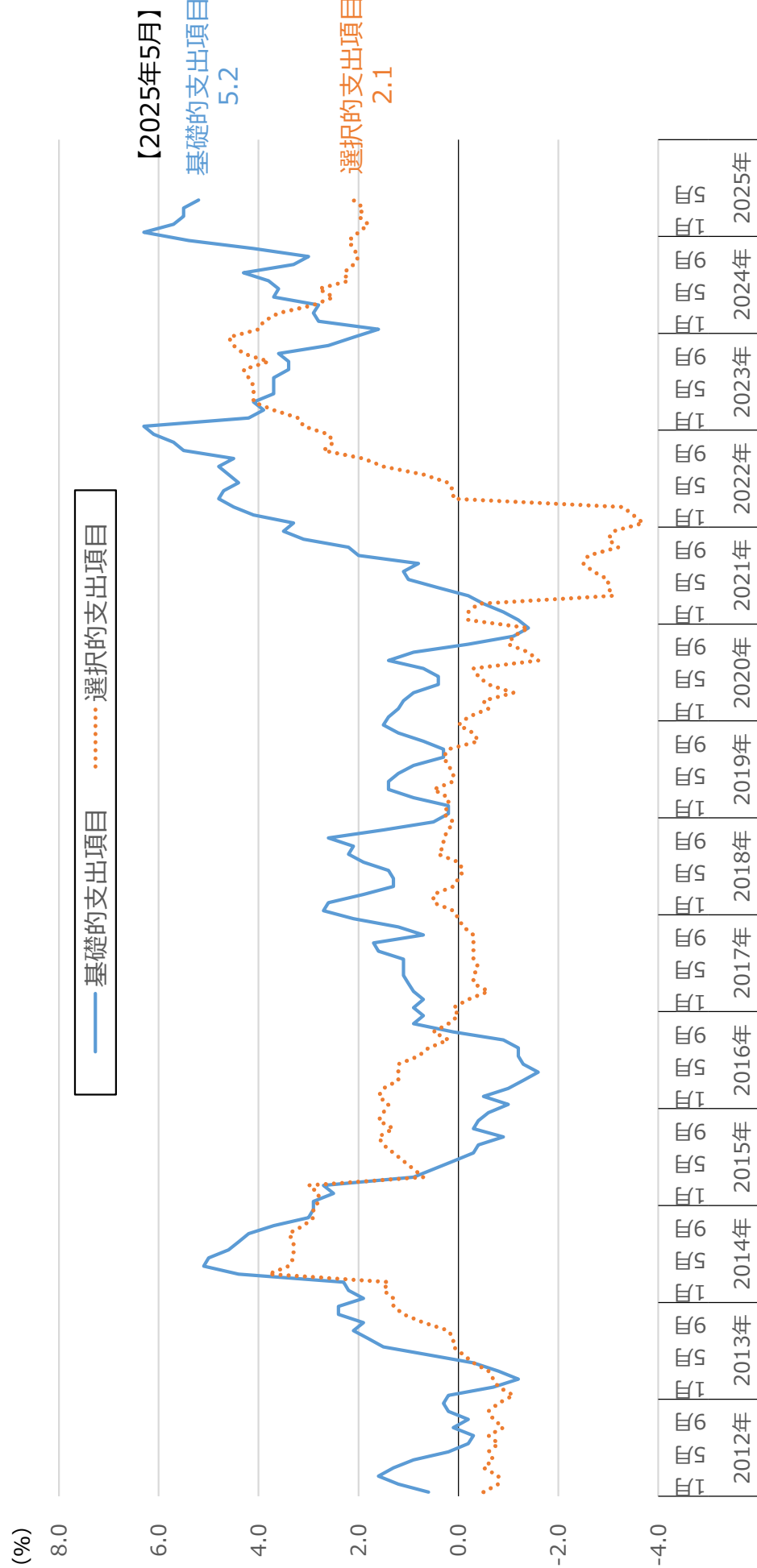
○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年5月に+4.0%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数）」により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「基礎的支出項目」は+5.2%、「選択的支出項目」は+2.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

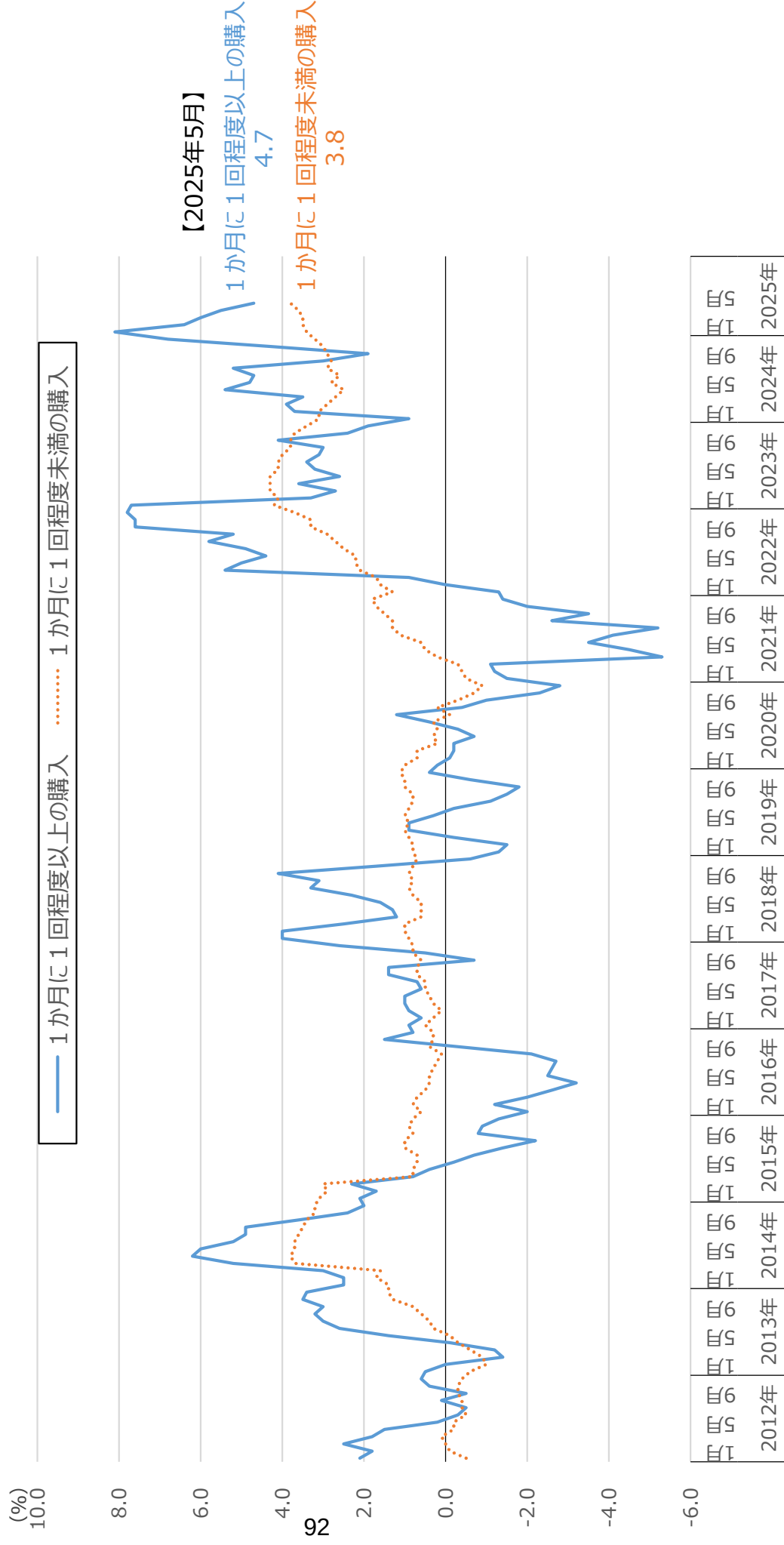
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「1 か月に1 回程度以上の購入」は+4.7%、「1 か月に1 回程度未満の購入」は+3.8%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものである。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-

資料出所 総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス料金支援 値引き単価＞
93 酷暑乗り切り緊急支援（2024年8～10月使用分）

2024年8・9月使用分 低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1m³当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1m³当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年1～3月使用分）

2025年1・2月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1m³当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年3月使用分 低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1m³当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年5月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

(単位：％)

	2024年			2025年					2024年10月 ～2025年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
Aランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8
Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9
Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	4.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

頻繁に購入	2024年			2025年					2024年10月 ～2025年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	
(単位：%)									

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成									
食パン		鶏卵		せんべい		ポテトチップス		茶飲料	
あんパン		キャベツ		ねぎ		チョコレート		コーヒー飲料A	
カレーパン		レタス		もやし		アイスクリーム		野菜ジュース	
ゆでうどん		にんじん		たまねぎ		おにぎり		炭酸飲料	
カップ麺		きゅうり		トマト		調理パン		ポリ袋	
中華麺		豚肉（国産品）		ピーマン		サラダ		診療代	
かまぼこ		豚肉（輸入品）		しめじ		茶飲料		ガンリン	
鶏肉（国産品）		鶏肉		豆腐		コーヒー飲料A			
鶏肉（輸入品）		ハム		油揚げ		野菜ジュース			
ソーセージ		牛乳		納豆		炭酸飲料			
ヨーグルト		チーズ（国産品）		バナナ		ポリ袋			

倒産の動向

ひと、くらし、みらいのために

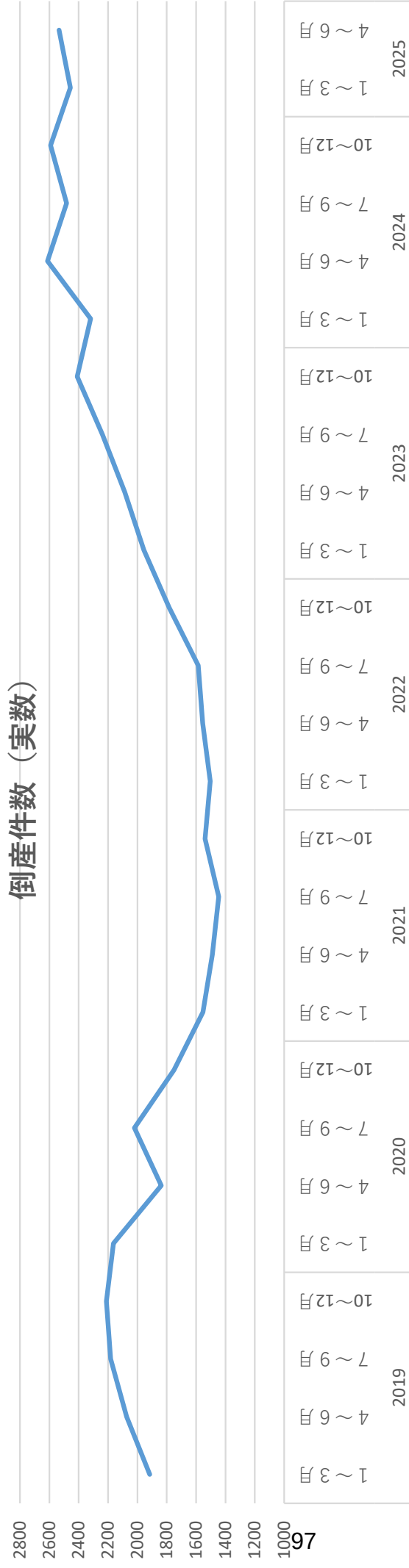


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

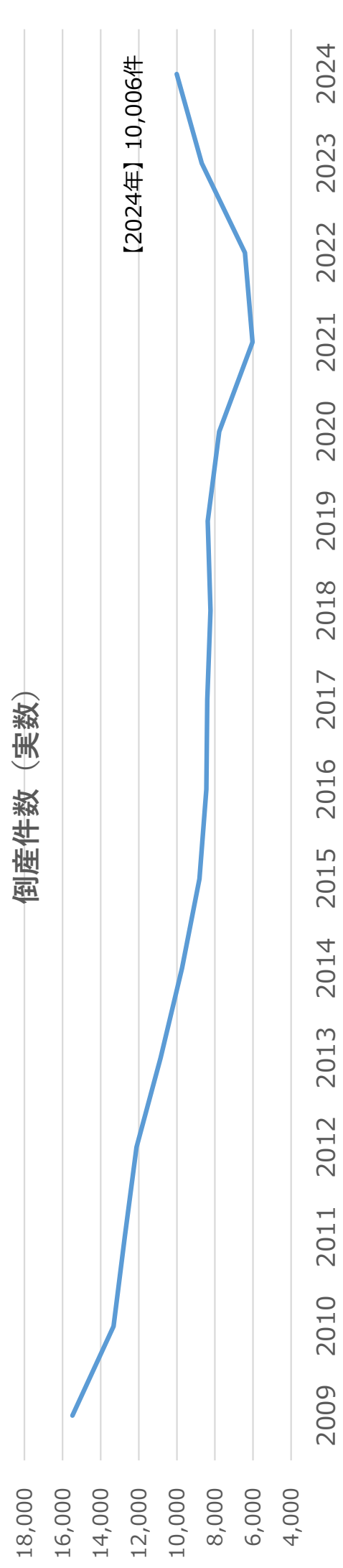
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

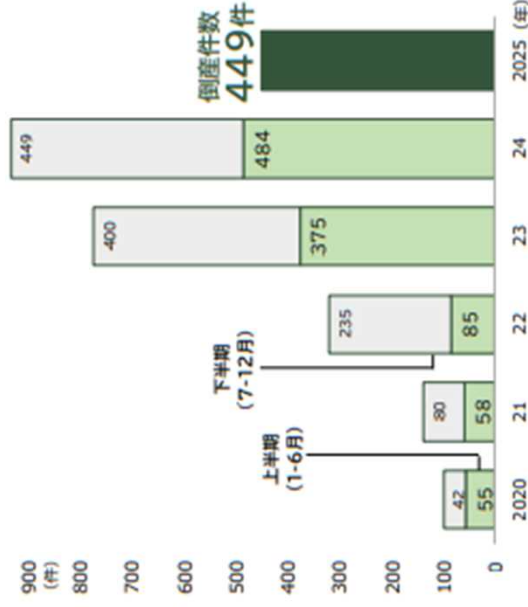
「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

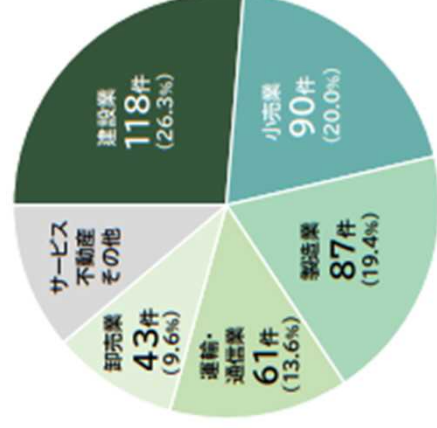
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」件数推移

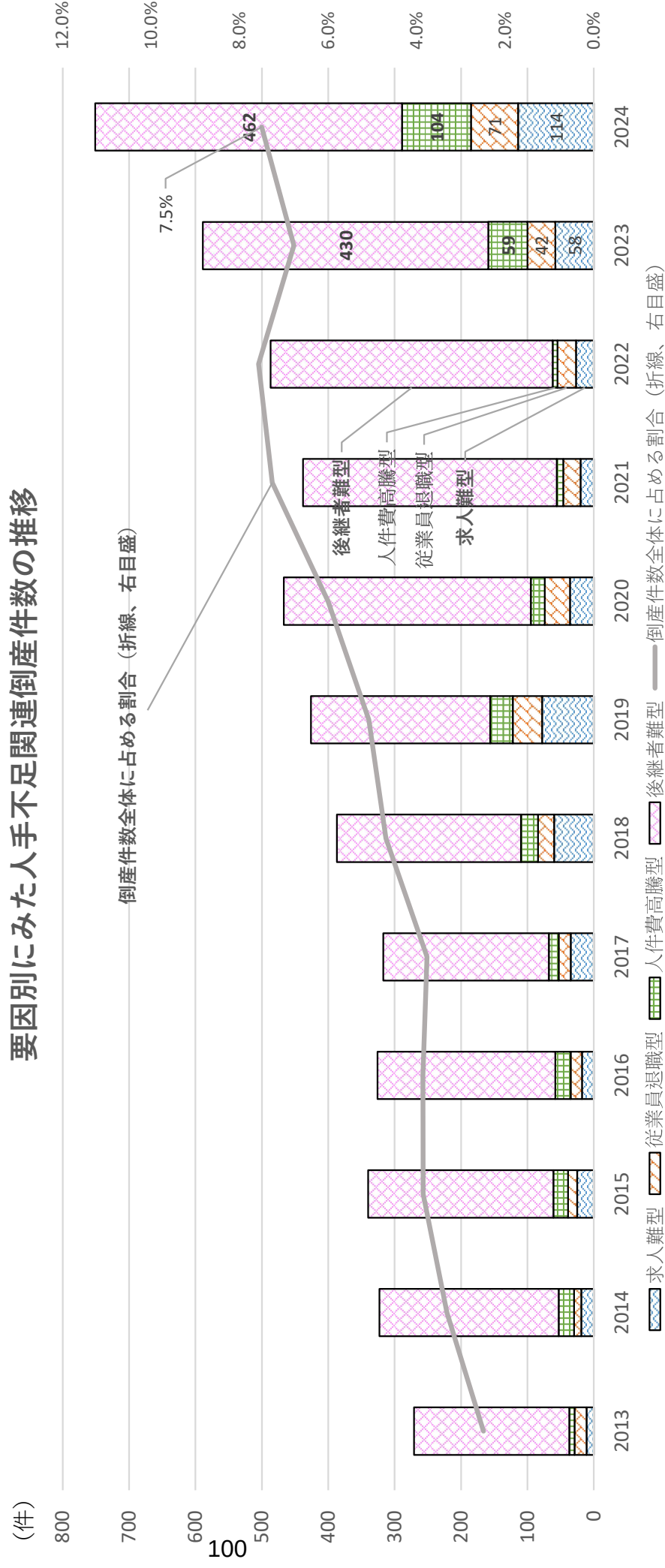


業種別 内訳(2025 年上半期)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況

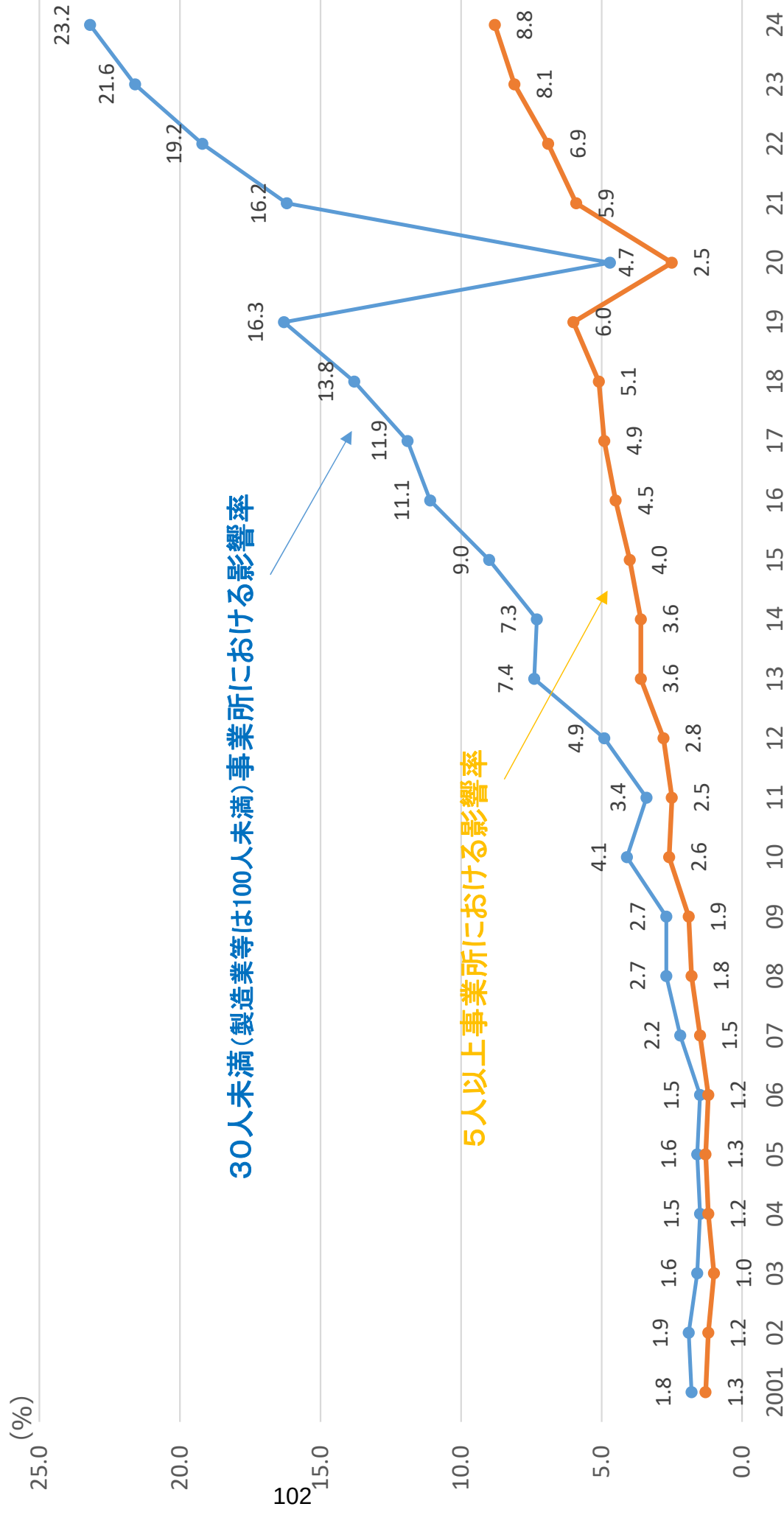
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

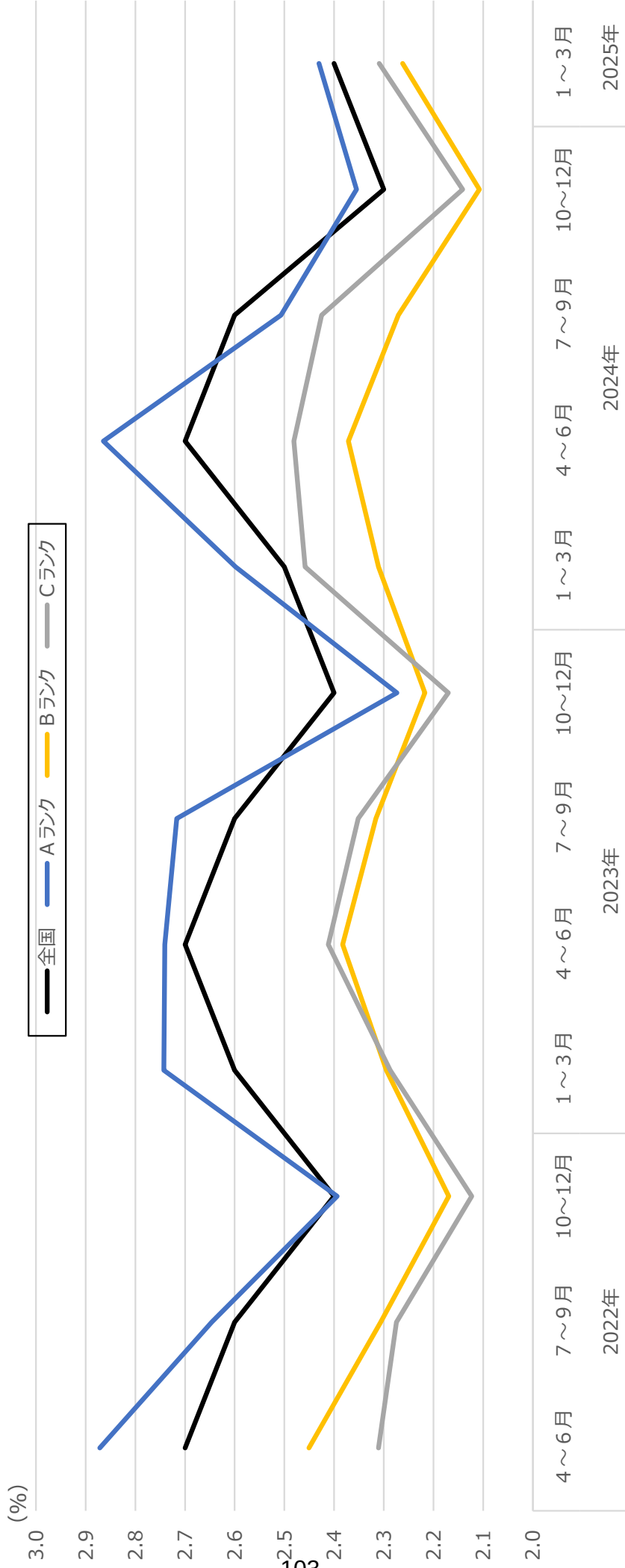
- 最低賃金の影響率（最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

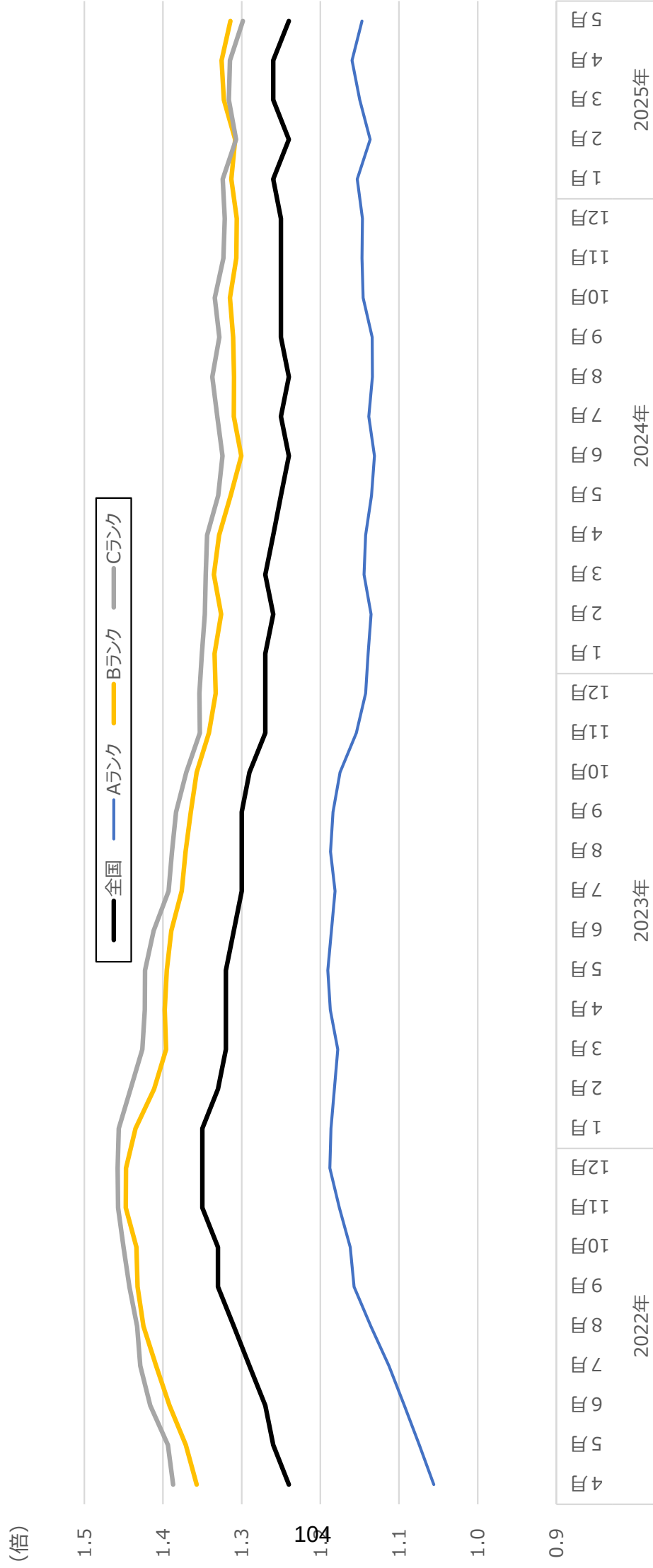
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

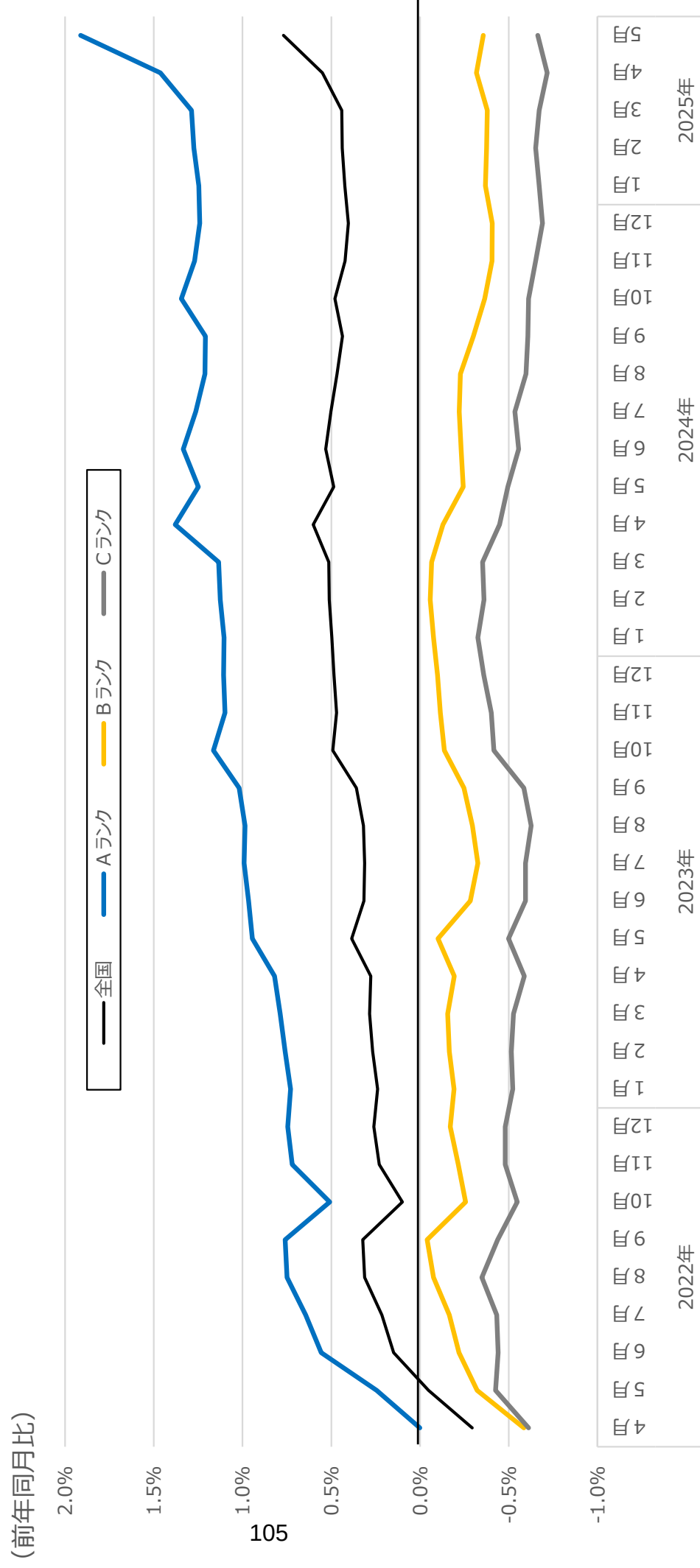
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1 の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

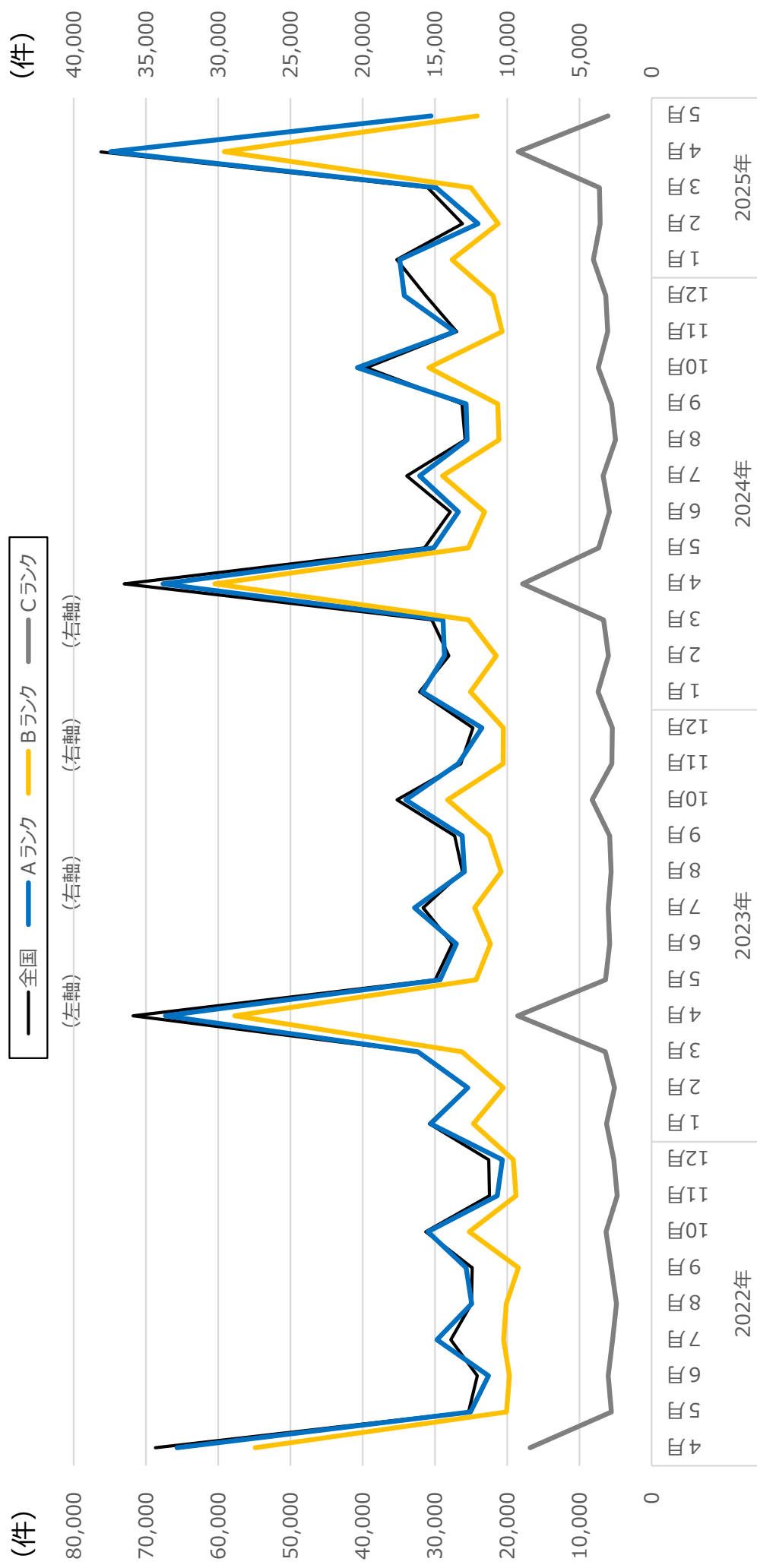
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

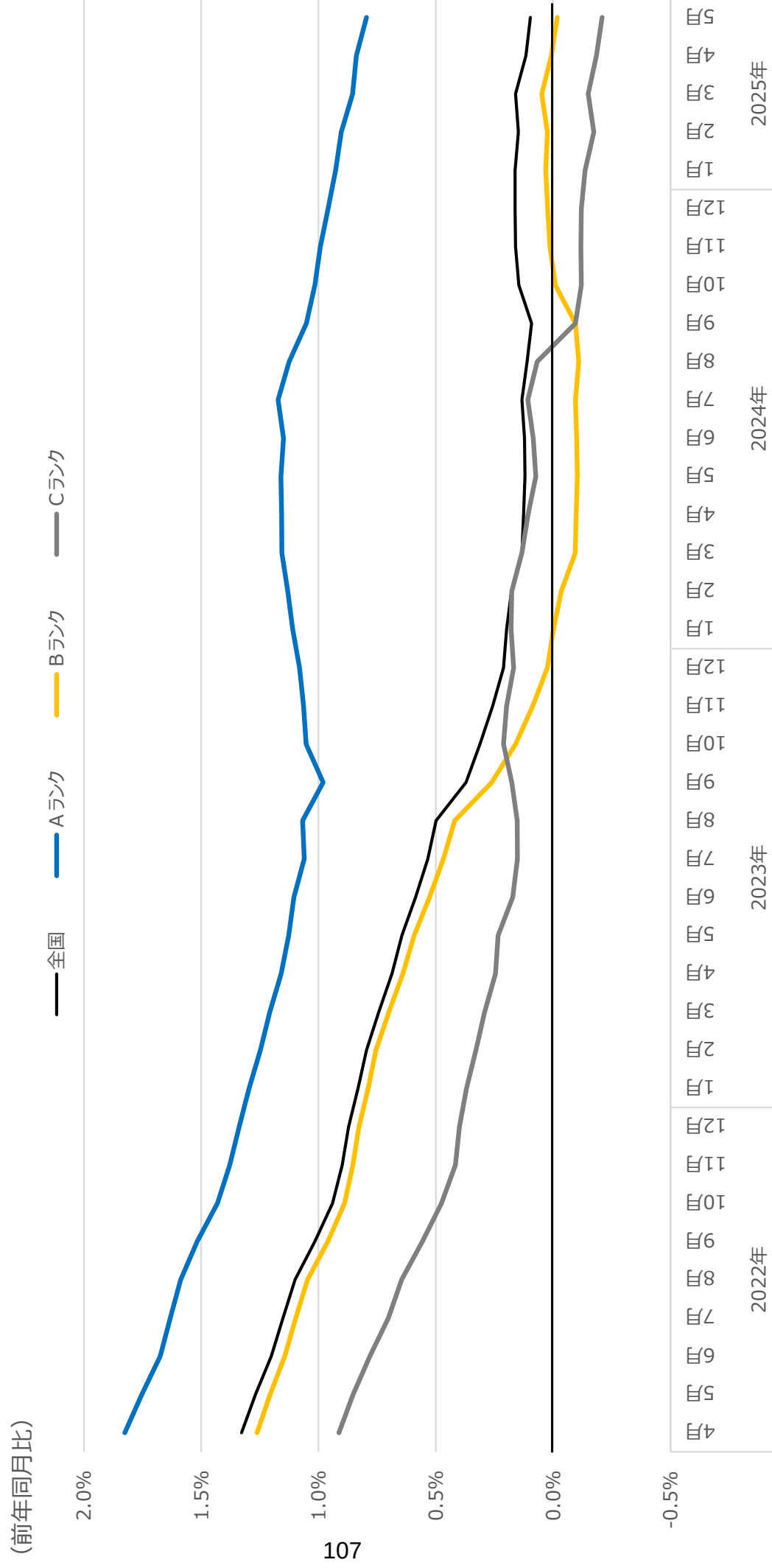
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

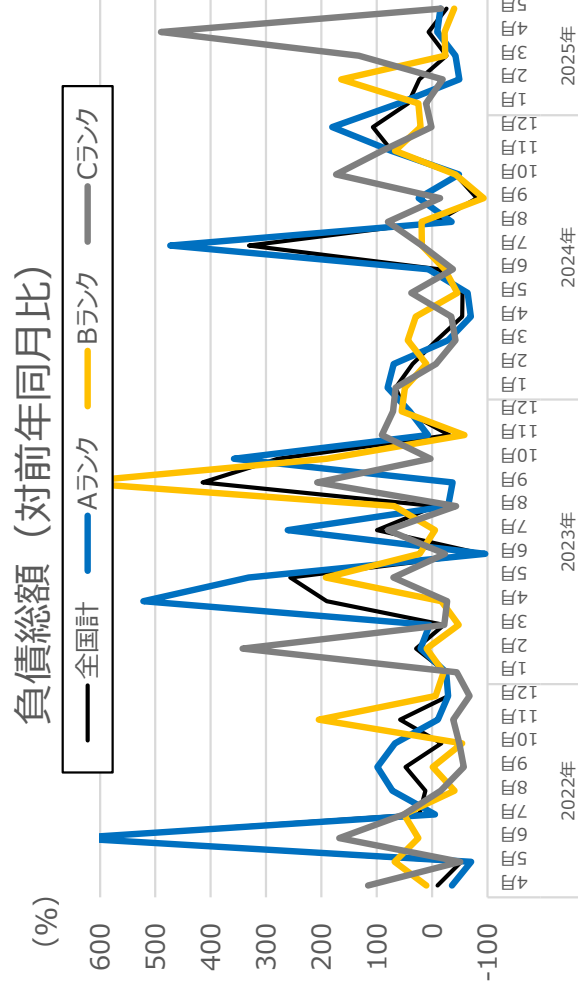
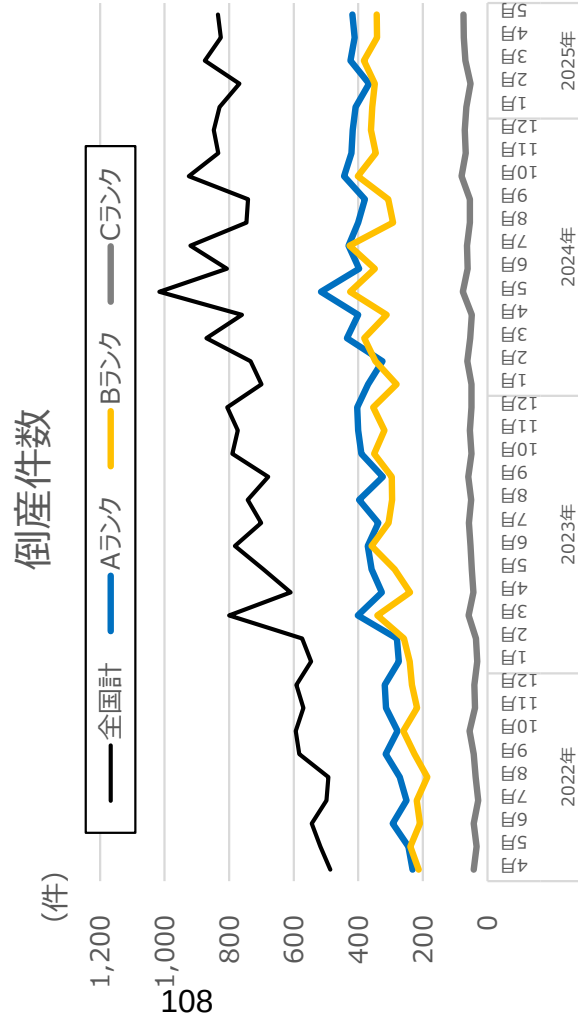
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年				2024年度 最賃引上げ額
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.5	2.7	2.6	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	3.0	2.6	2.6	2.4	3.0	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.6	3.0	2.8	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.3	2.5	2.1	2.4	2.3	2.1	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.3	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	2.5	2.7	2.5	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	2.1	1.7	1.6	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	2.4	2.2	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.2	2.1	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	2.1	2.0	1.9	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.5	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.6	2.5	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.5	3.0	2.4	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.4	2.7	2.1	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	2.2	1.8	2.2	2.0	2.3	1.8	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	1.8	2.0	1.6	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	2.0	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.5	1.5	1.0	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2	1.1	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	2.1	1.9	1.7	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	2.2	2.2	1.7	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.0	2.4	1.8	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	1.7	1.8	1.7	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.4	2.1	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	2.2	2.5	2.1	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	3.3	3.2	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.4	2.1	1.7	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.2	2.4	1.4	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.5	1.4	1.8	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	2.5	2.6	2.1	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	2.2	2.3	2.0	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.5	1.9	1.6	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	2.0	1.7	1.1	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	2.1	2.0	1.9	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.2	2.3	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	2.0	2.0	1.4	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.8	2.9	2.8	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.2	1.8	1.1	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	2.1	2.2	2.1	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.6	2.6	2.2	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.2	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.2	2.0	1.8	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.0	2.7	2.4	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.2	3.3	2.9	56

低 ← → 高

有劬求人倍率（季節調整値）

[illegible]

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県 (受理地) 別有効求人倍率 (季節調整値) (パートタイムを含む一般)

↑
↓
低

雇用保険被保険者数（前年同月比）

2023年			2024年												2025年												2024年1-9月 最前引上分			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%
宮城県	-0.6%	-0.4%	0.0%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.6%	
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.5%	0.3%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.7%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%	
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%
東京都	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	2.8%
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.8%	-1.9%	
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.9%	
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	0.2%	
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.3%	0.0%	-0.1%	
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	0.1%	
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.7%	
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.1%	
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-0.8%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」
都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



↑
↓

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年												2024年引上げ額				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	51											
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	50											
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	55											
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	59											
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	50											
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	54											
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	-5.6%	-22.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	55											
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	3.6%	-27.7%	34.5%	18.0%	-5.6%	11.1%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	55												
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	52											
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	50											
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	17.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.7%	-20.3%	-2.8%	50											
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	50											
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	50											
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	50											
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	50											
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	54											
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-22.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	51											
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	50											
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	53											
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	50											
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	50											
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	51											
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	50											
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	13.2%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	50										
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	50											
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	50											
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	50											
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	50											
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	-2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	51											
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	50											
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	51											
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	57											
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	58											
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	50											
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	54.0%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	50									
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-27.9%	-2.5%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	51											
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	133.3%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	84											
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	52											
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	-10.4%	42.2%	-12.0%	-0.4%	-3.7%	-7.4%	85.6%	-19.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	59										
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	55											
福岡県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	12.0%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	51											
佐賀県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.5																														

雇用保険適用事業所数（前年同月比）

2023年			2024年												2025年												2024年1-5月				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%			
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%			
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%			
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%			
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%			
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.4%	-1.5%	-1.6%			
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%				
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%				
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%				
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%				
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%				
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.1%	1.1%			
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%			
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%			
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%			
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%				
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%			
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%				
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%				
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%				
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%				
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%				
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%				
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%				
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%				
滋賀県	0.8%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%				
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%				
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%				
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%				
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%				
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%				
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.5%				
岡山県	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%				
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%				
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%				
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%				
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%				
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%				
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%				
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%				
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%				
長崎県	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%				
熊本県	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%				
大分県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%				
宮崎県	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%				
鹿児島県	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.5%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%				
沖縄県	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%				

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計

↑
↓

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃金引き上げに関する支援

業務改善助成金 | 15億円(8.2億円) | <297億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金 | 1,025億円(1,106億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金 | 2.0億円(2.9億円) |

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

人材開発支援助成金等による支援 | 545億円(629億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に關連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 92.3億円(71.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組みむ中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30.1億円(31.4億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

[34億円の内数(35.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

生産性向上に関する支援

中小企業省力化投資補助事業 <3,000億円 ※既存基金を活用>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.00億円 | <10.00億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組みむ中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① **中小企業成長加速化補助金** (補助上限額：5億円、補助率：1/2)
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援

② **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)**
(補助額：100万～4,000万円、補助率：1/2～2/3)
…革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築を支援

③ **小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)**
(補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等)
…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援

④ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**
(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5)
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール (ソフトウェア、サービス等) の導入を支援

⑤ **事業承継・M&A支援事業 (事業承継・M&A補助金)**
(補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3)
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継に伴う廃業にかかる費用を支援

新事業進出補助金 <1,500億円 ※既存基金を活用>

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請額の賃金引き上げ、交付決定額の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分		助成上限額
30円コース	30～130万円	
45円コース	45～180万円	
60円コース	60～300万円	
90円コース	90～600万円	

活用ポイント

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分		助成額(1人あたり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)	
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)	
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)	
6%以上の場合	7万円(4.6万円)	

(※)10人以内の企業は、大企業の場合の助成額、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働生産性の増進に資する設備・機器的導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分		助成上限額
基本部分	25～550万円	
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間削減・年次有給休暇推進コース(※2)	25～360万円	
勤務時間インターバル導入コース	50～120万円	

活用ポイント

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働時間削減・年次有給休暇推進コース
(※3)労働時間削減・年次有給休暇推進コース(※2)あり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材開発支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げが実現した労働者等に限定し、訓練受講者に奨励金・賃金手当を支払う以上賃金を上げた場合

区分(※)		賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人時間あたり 500円・1000円	
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	
③OJT実施助成額	1人コースあたり 12万円～25万円	

※訓練コースメニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もありえます)。

活用ポイント

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分		助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円	
②諸手当等制度	40万円	
③人事評価制度	25万円	
④職場活性化制度	25万円	
⑤健康づくり制度	25万円	
⑥作業負担を軽減する機器等	専任経費の62.5% (30%)	

(※1)10人以内の企業は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用ポイント

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れと比較して5%以上賃上げた場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
nitsuite/bunyu/backpage_00007.html
(R7.4)



中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2024年度 実績（件） ※一部暫定値	2024年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	—	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	—
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	—
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	—
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度
滋賀	131	239	273
京都	85	186	462
大阪	358	1,042	1,363
兵庫	260	577	919
奈良	72	163	252
和歌山	89	176	233
鳥取	94	177	192
島根	45	161	163
岡山	104	266	201
広島	169	403	429
山口	107	241	301
徳島	84	130	333
香川	98	241	323
愛媛	96	173	302
高知	37	196	172
福岡	219	539	863
佐賀	32	211	210
長崎	83	216	255
熊本	123	155	298
大分	161	231	299
宮崎	54	153	169
鹿児島	42	122	163
沖縄	82	220	354
全国計	5,672	13,603	18,601

賃上げを後押しする予算措置【2024年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠・PMI促進枠）については、現在公募なし。

<中小企業省力化投資補助金>

【既存基金を活用 3,000億円】

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

□補助率：1/3～2/3

□補助上限：最大8000万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1億円に引き上げ

<事業承継・M&A補助金>

【生産性革命推進事業 2024年度補正 3,400億円の内数】

	事業承継促進枠	PMI推進枠
事業概要	承継前の設備投資等に係る費用を補助	M & A 後の P M I にかかる専門家費用や設備投資を補助
補助率	1/2～2/3	P M I 専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2～2/3
補助上限	最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで <u>上限額を最大1,000万円に引上げ</u>	P M I 専門家活用類型：最大：150万円 事業統合投資類型：最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで <u>上限額を最大1,000万円に引上げ</u>
加点措置	事業場内最低賃金 + 30円の場合 実施予定	事業場内最低賃金 + 30円の場合 実施予定

中小企業省力化投資補助事業 3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 2024年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠・類型	補助上限額	※カテゴリー内は大幅員上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 6～20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6～20人 21～50人 51～100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

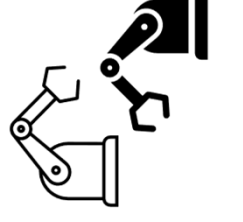
・自動券売機



・無人搬送車

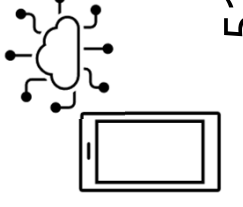


・カスタマイズ機器



一般型

・ソフト+ハード



2024年度補正予算

事業承継・M & A 補助金の概要

- 早期の事業承継を促すため、事業承継促進枠により5年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠におけるデュー・ディリジェンス実施の際の費用を補助額に加算。
- また、100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大。
- M&Aの統合効果を最大化させるため、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「PMI推進枠」を新設。

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃棄・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃棄等を行う者
補助上限	800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円* ¹ 、2,000万円* ² *1: 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 *2: 100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型：150万円* ¹ 事業統合投資類型：800～1,000万円* ² *1：専門家活用枠と同時申請可能 *2：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2or2/3* ¹ 売手支援類型：1/2・2/3* ² *1: 100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 *2: ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃棄支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年からの主な変更点	● 経営革新枠から改変 ● 5年以内事業承継する事業者が対象	● 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ● 100億企業要件を満たす場合は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	● 新設	

(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・住民税・事業税）

経済産業関係 2024年度
税制改正について（抜粋）

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%					
+ 4 %	15%					
+ 5 %	20%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
+ 7 %	25%					

大企業 ※1

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%			
+ 4 %	25%			
—	—	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
—	—			

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%					
+ 4 %	25%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%					
+ 2.5 %	30%	+ 5 %	10 % 上乗せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%			
+ 2.5 %	30%	+ 10%	10 % 上乗せ	40%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」「物価をウォッチしよう！」などをテーマにわかりやすく解説。

124

<メインストーリー>



- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが必要

<サブストーリー>

- # 1 物の値段はどうやって決まる？**
 - ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという
- # 2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？**
 - ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。
- # 3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！**
 - ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。
- # 4 物価はなんで上がらないの？**
 - ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。
- # 5 物価をウォッチしよう！**
 - ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみるのが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。



3～5分で見られます！

動画は[こちら](#)から

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加算要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンバージョン、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

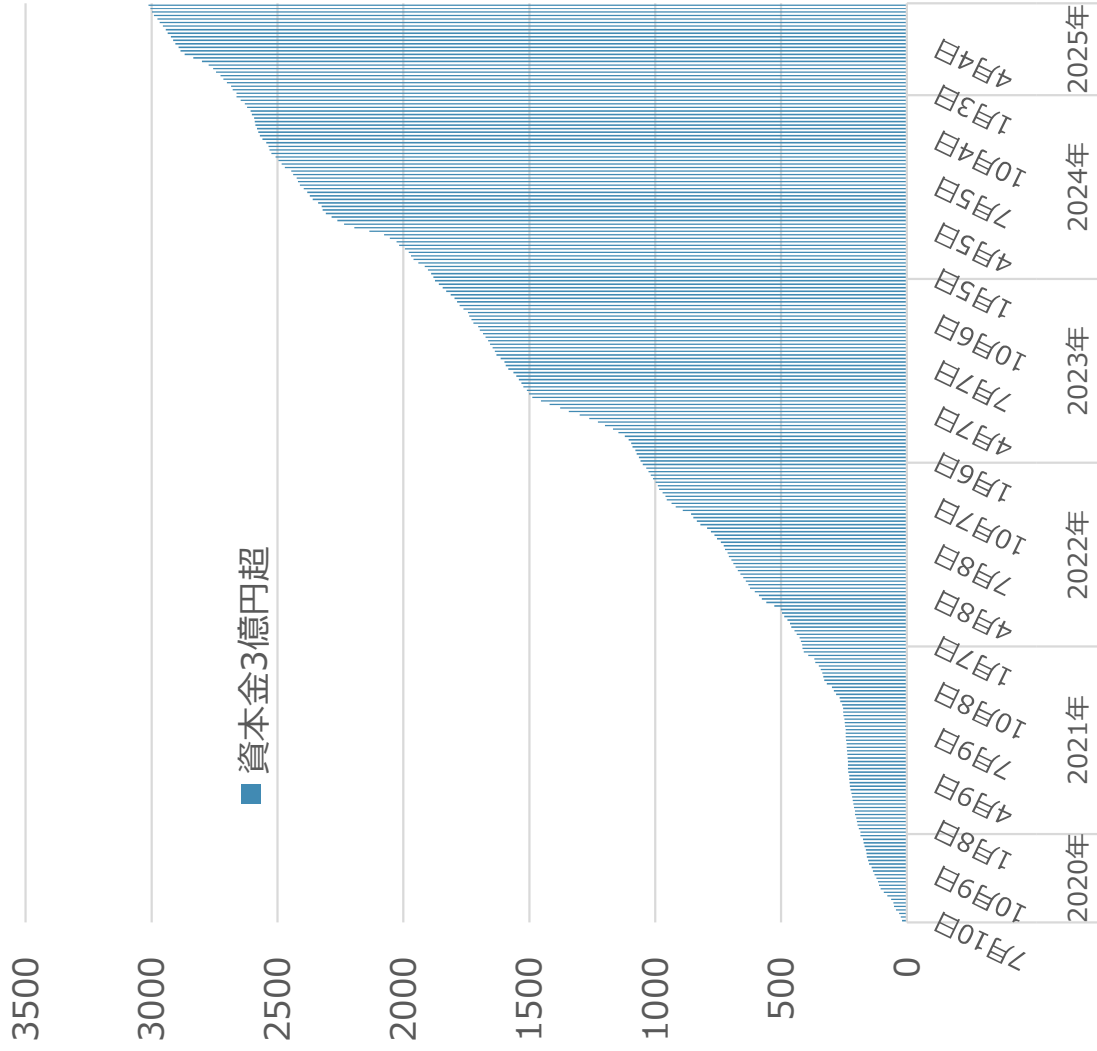
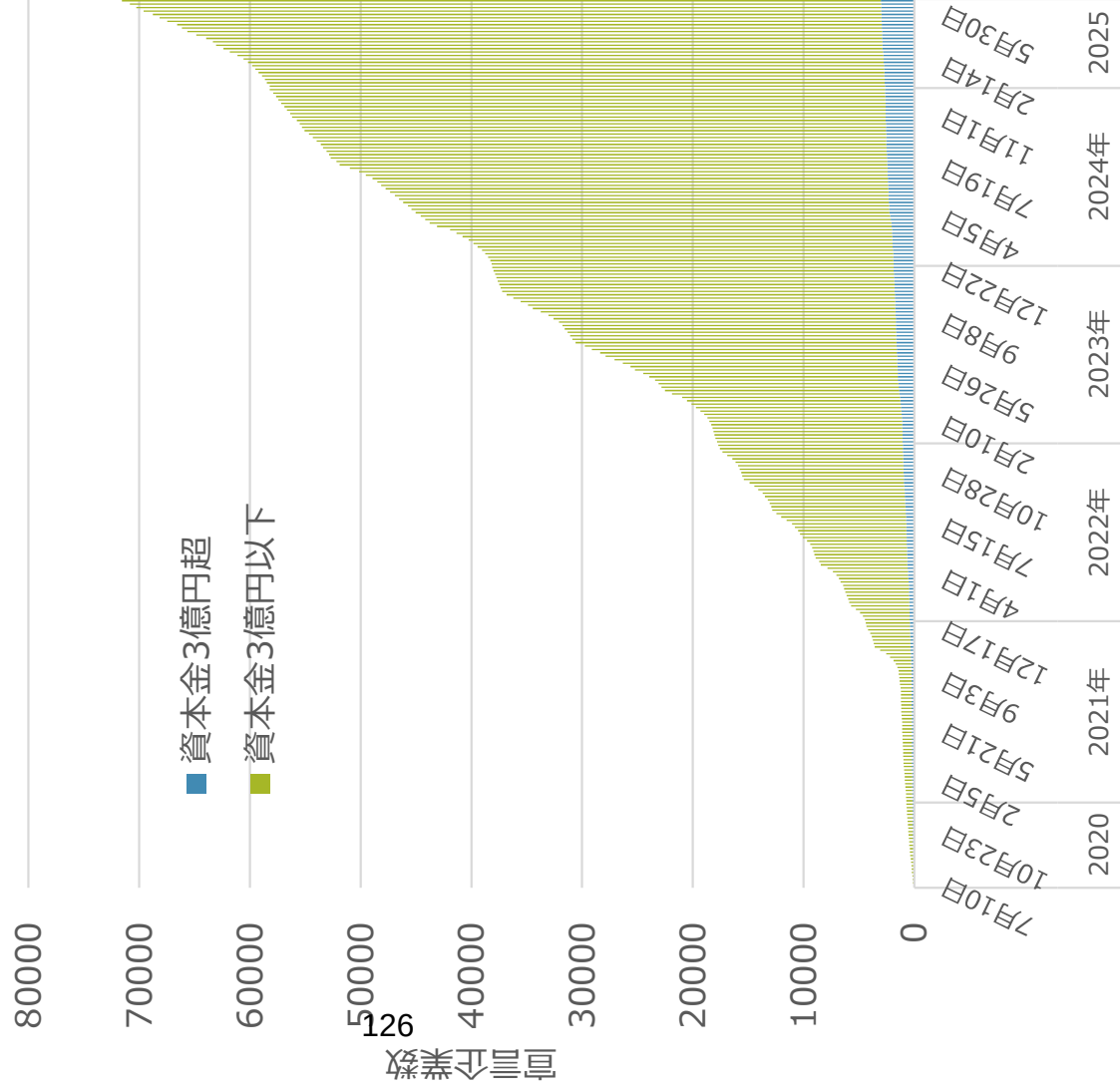
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2025年6月27日時点で**71,560社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,012社**）

■宣言数の推移



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ① 製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ② 法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日

2026年1月1日（一部の規定を除く）

「地方版政労使会議」での周知（2025年）

- 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、4 4 の都道府県において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。 ※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31	岡山	1/31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32	広島	1/31
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33	徳島	1/20
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34	香川	1/15
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35	愛媛	2/20
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36	高知	2/20
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37	福岡	1/15
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38	佐賀	2/4
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39	長崎	2/6
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40	熊本	1/15
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41	大分	1/31
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42	宮崎	2/18
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43	鹿児島	2/17
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44	沖縄	1/21
15	新潟	2/14	30	島根	2/12			

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。**

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に**労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

130

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

(一部抜粋)

価格交渉促進月間（2025年3月） フォローアップ調査結果

2025年6月20日
中小企業庁

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「① アンケート調査、② 下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋がっていく。

① アンケート調査

○ 調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○ 配布先の企業数 30万社

○ 調査期間 2025年4月21日～5月30日

○ 回答企業数

65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○ 回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

② 下請Gメンによるヒアリング調査

○ 調査の内容

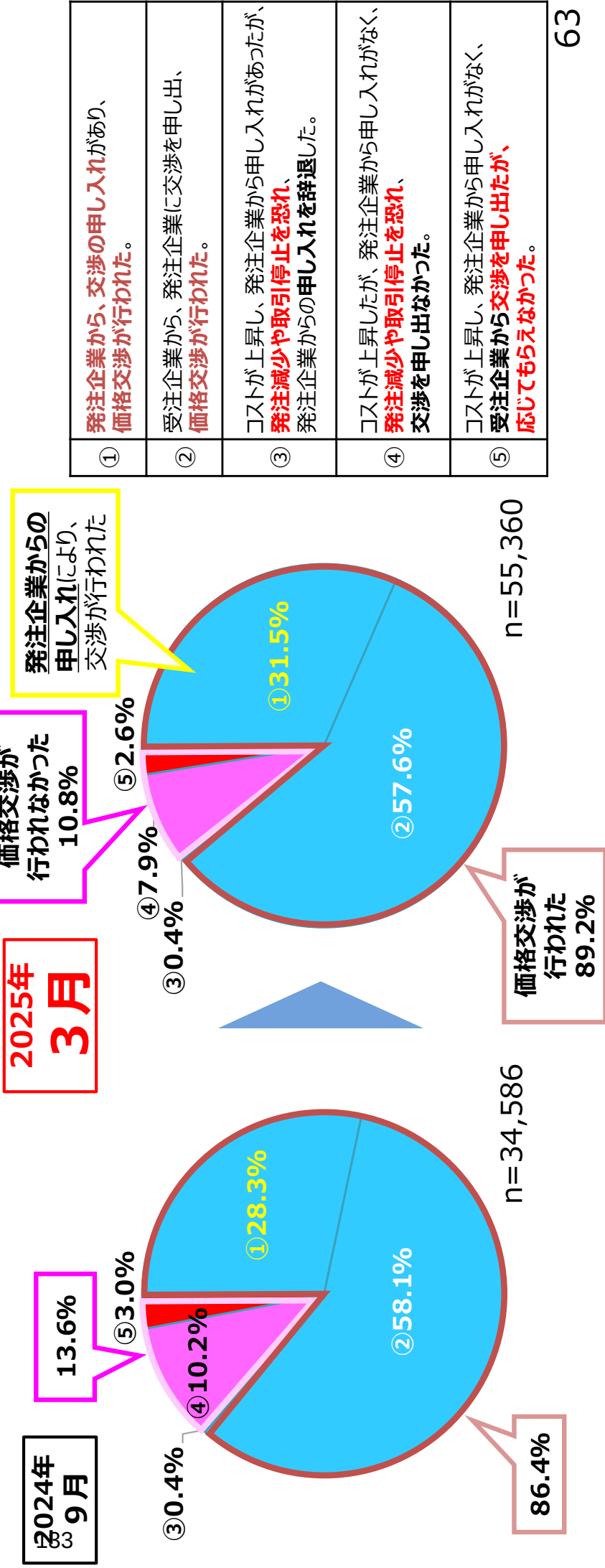
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→10.8%）。
- 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



(参考)「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

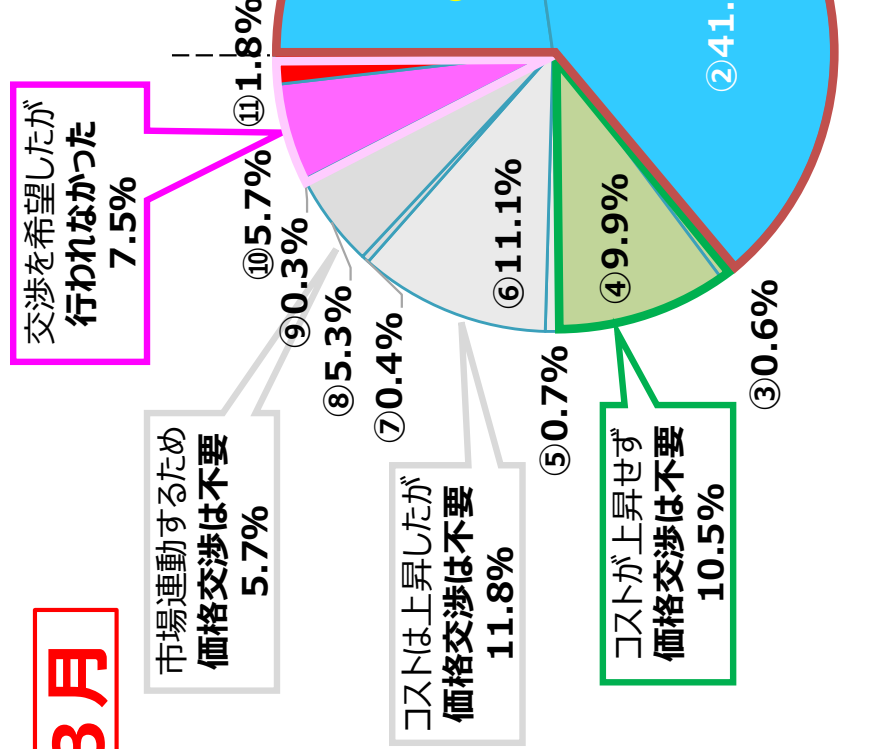
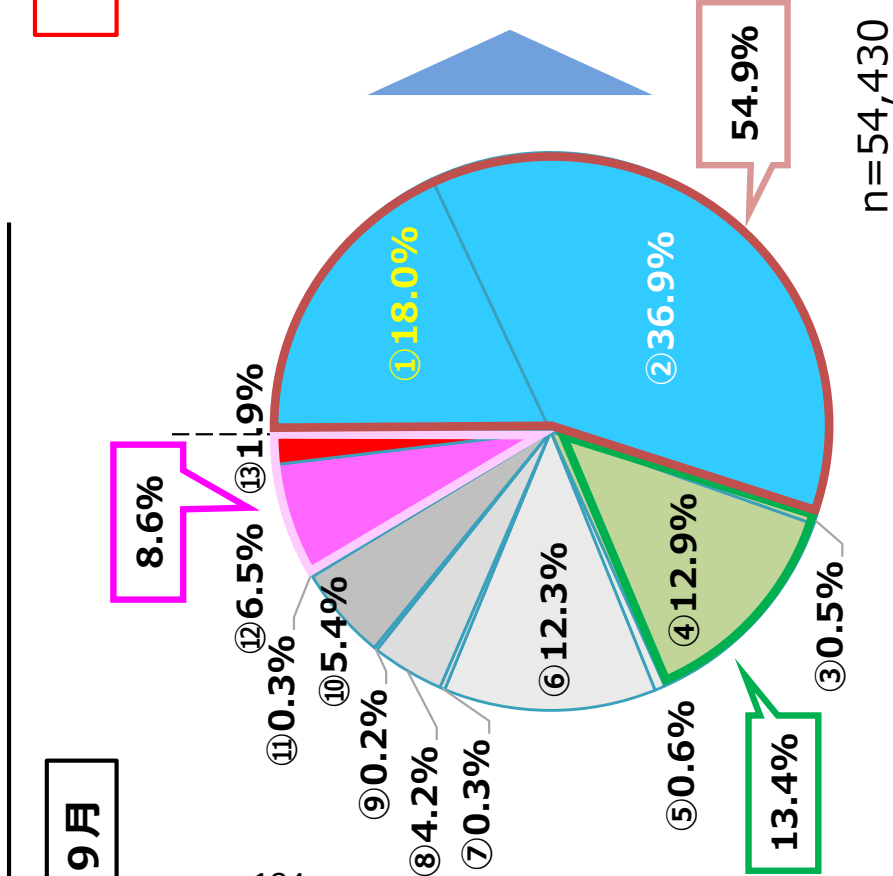
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回18.0%→22.7%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、6割超（前回54.9%→64.2%）。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は減少（前回8.6%→7.5%）。

直近6か月間における価格交渉の状況

9月

3月

134



(参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

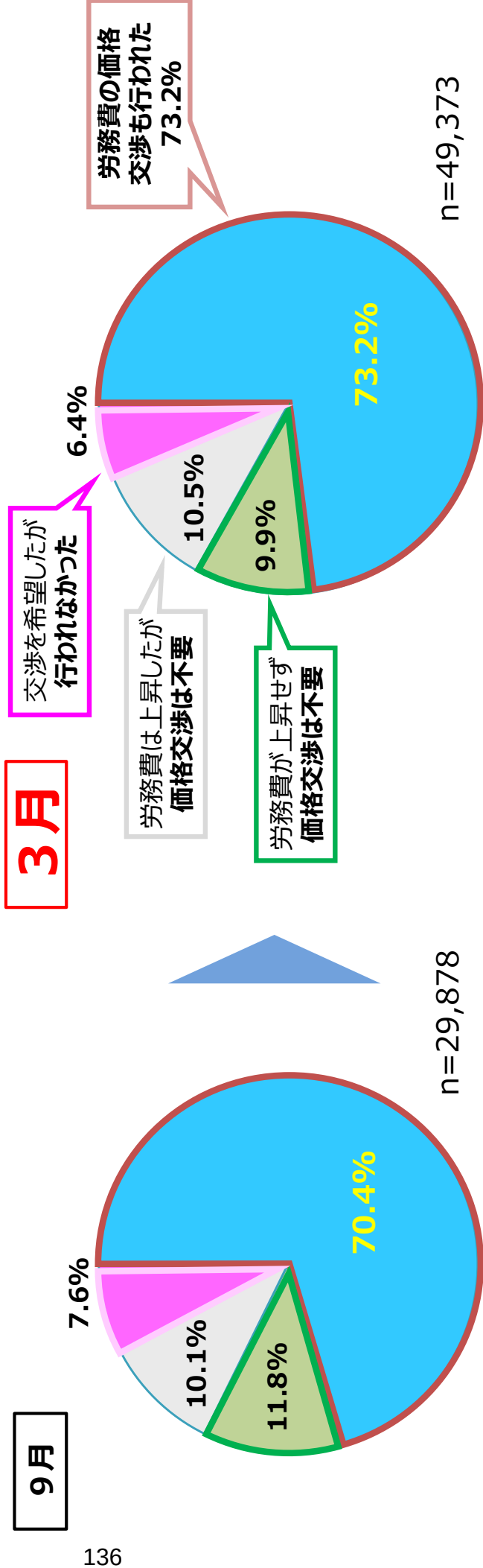
9月			3月		
n = 54,430			n = 76,894		
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%	①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%	②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.9%	④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	4.2%	⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	—	—	—
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.4%	—	—	—
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	6.5%	⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.9%	⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲労務費については**自助努力**で解決すべき部分であるとして、交渉の協議を拒否された。
- ▲労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

(参考) 「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

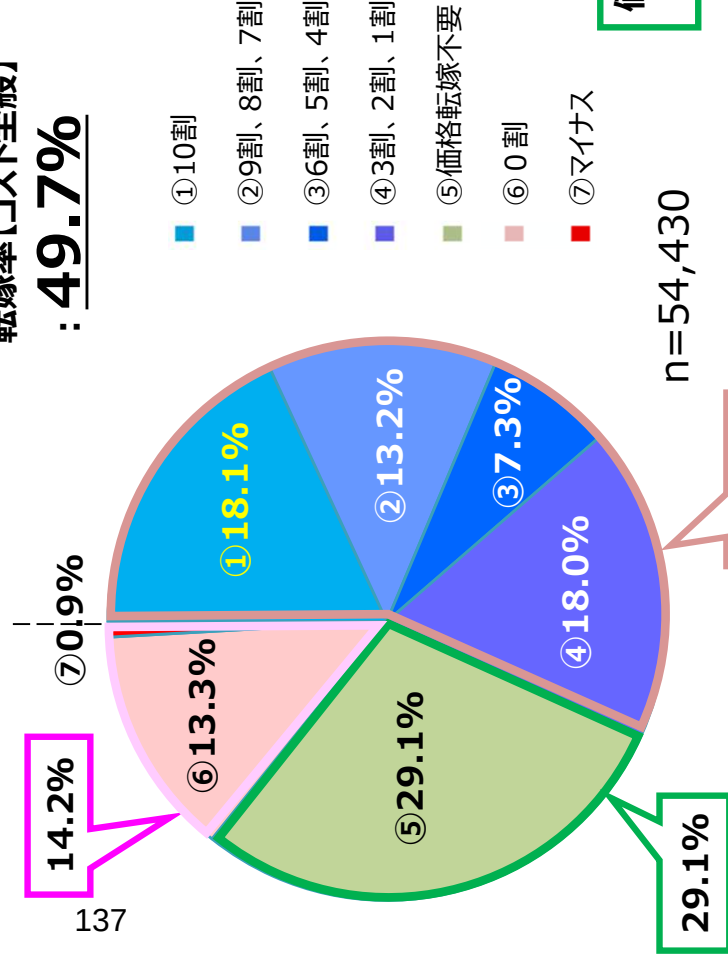
- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。
- 「一部でも転嫁できた」割合は、6割超 (前回56.7%→65.9%) 。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少 (前回14.2%→13.4%) 。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

転嫁率【コスト全般】

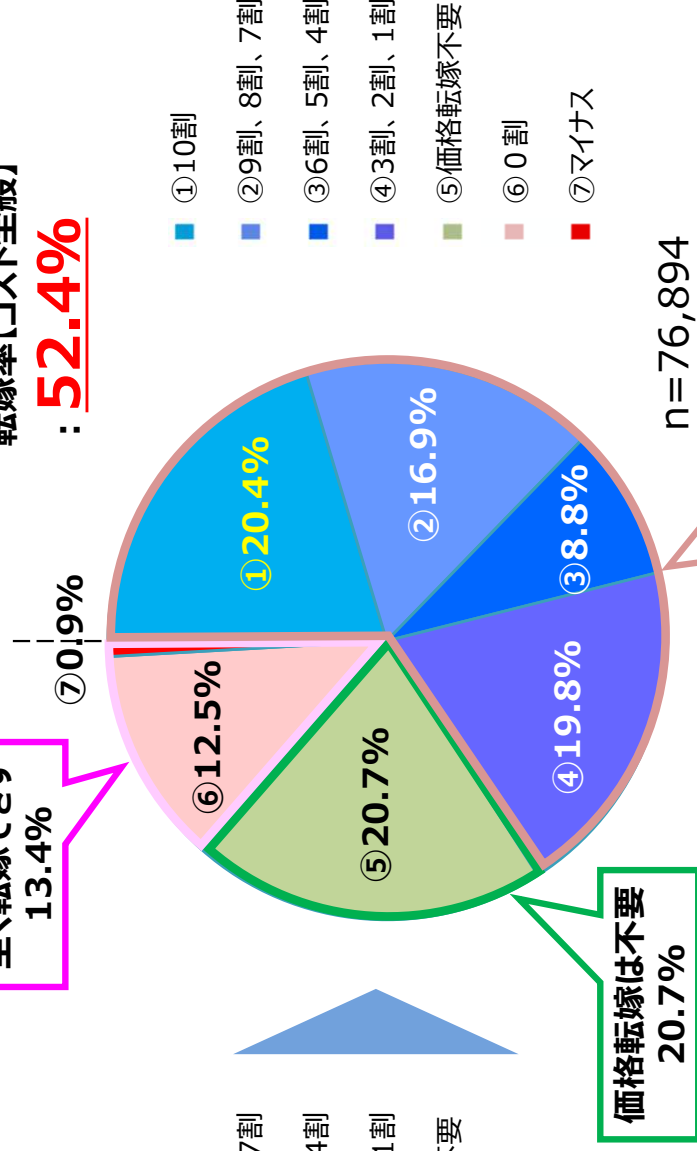
: 49.7%



3月

転嫁率【コスト全般】

: 52.4%



一部でも価格転嫁できた
65.9%

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→**52.4%**）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→**16.9%**）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月
138

転嫁率【コスト全般】

: **49.7%**

20.1%

全く転嫁できず
16.9%

3月

転嫁率【コスト全般】

: **52.4%**

全額転嫁ができた

一部でも価格転嫁できた
83.1%

⑥ 1.2%

⑤ 18.8%

④ 25.4%

③ 10.4%

② 18.7%

① 25.5%

n=38,575

79.9%

⑥ 1.1%

⑤ 15.8%

④ 25.0%

③ 11.1%

② 21.3%

① 25.7%

n=60,983

① 10割

② 9割、8割、7割

③ 6割、5割、4割

④ 3割、2割、1割

⑤ 0割

⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

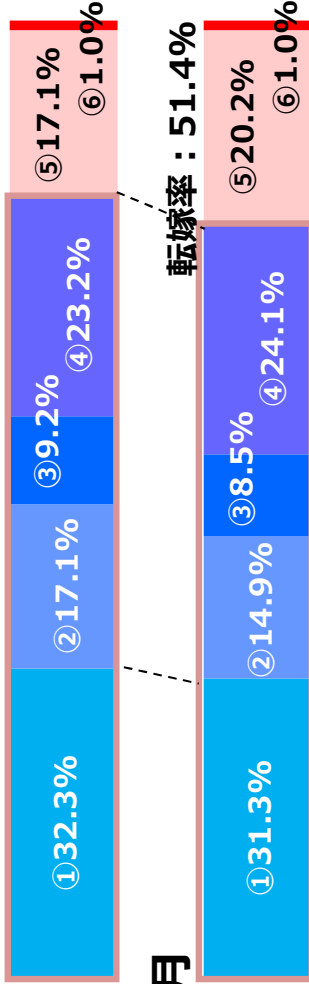
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

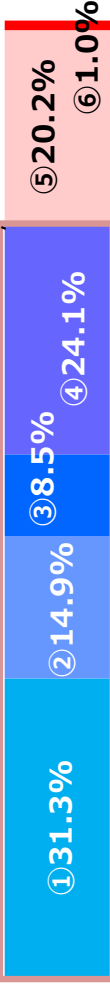
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

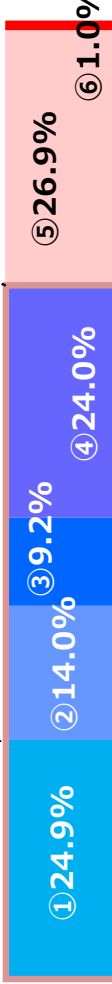
3月

転嫁率：47.8%



9月

転嫁率：44.4%



労務費

3月

転嫁率：48.6%



9月

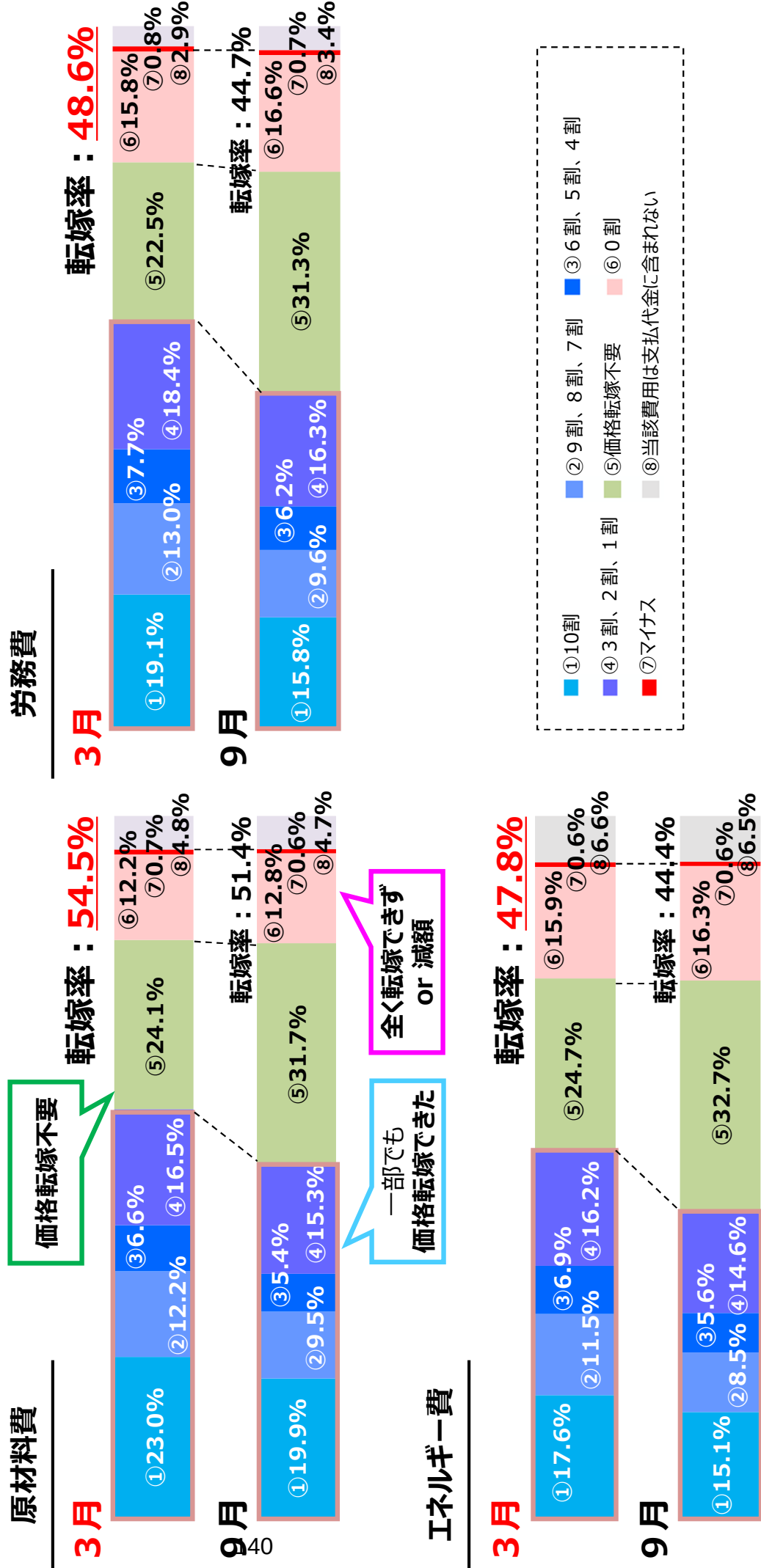
転嫁率：44.7%



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8～10ポイント増加。



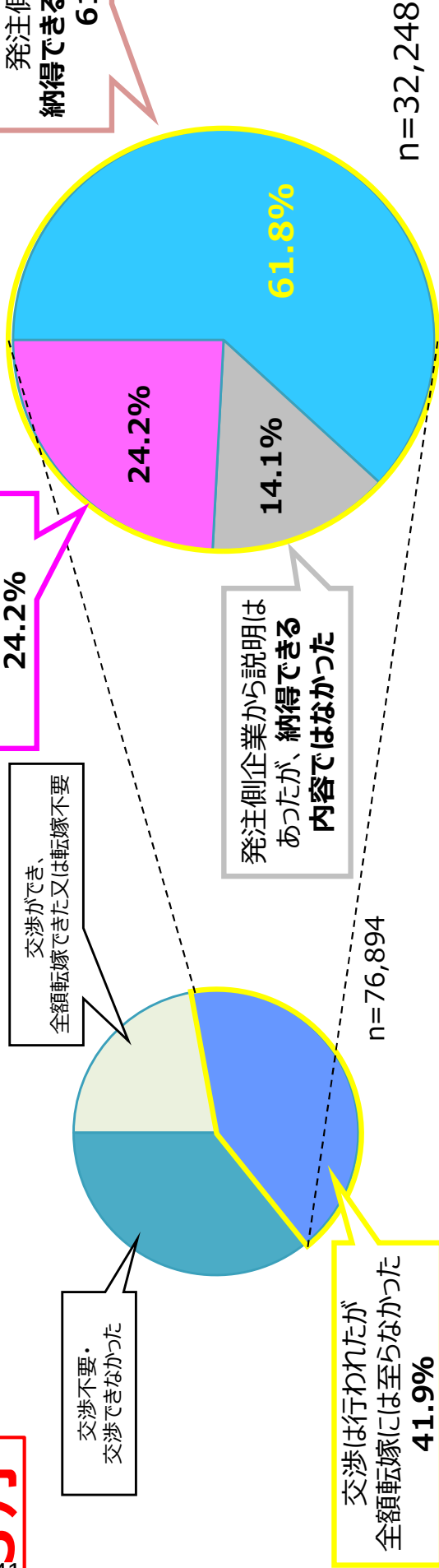
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。

➤ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

141
3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング

【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
－	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
－	その他	－	－

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑：0.1～0.4ポイント上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が増加し、交渉は不要と判断し、辞退したため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが増加したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが増加せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが増加したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が増加し、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが増加したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
コストが増加し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため		－10点	

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送**は約6ポイント、**広告**は約7ポイント上昇。

2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率													
			原材料費	エネルギー費	労務費											
①全体																
	1位	↑	52.4%	(49.7%)	↑	54.5%	(51.4%)	↑	47.8%	(44.4%)	↑	48.6%	(44.7%)			
	化学	↑	64.8%	(61.9%)	↑	69.3%	(65.0%)	↑	62.4%	(57.9%)	↑	61.3%	(54.6%)			
	2位	↑↑	64.1%	(53.6%)	↑↑	68.7%	(60.4%)	↑	56.6%	(54.2%)	↑↑	61.7%	(46.5%)			
	3位	↑↑	60.3%	(55.3%)	↑	62.7%	(58.3%)	↑	52.2%	(47.6%)	↑	51.7%	(47.2%)			
	食品製造	↑	58.4%	(54.8%)	↑	62.8%	(58.9%)	↑	52.7%	(49.6%)	↑	53.3%	(48.7%)			
	4位	↑	57.6%	(57.0%)	↓	60.2%	(62.1%)	↑	57.9%	(56.5%)	↓	51.0%	(53.2%)			
	電機・情報通信機器	↓	57.3%	(59.0%)	↓	58.4%	(61.2%)	↑	48.2%	(49.0%)	↓	46.1%	(49.4%)			
	5位	↑	56.6%	(51.9%)	↑	63.7%	(59.8%)	↑	55.0%	(51.8%)	↑	53.4%	(48.9%)			
	造船	↑	56.2%	(54.3%)	↑	63.3%	(60.7%)	↑	52.2%	(49.1%)	↑	50.6%	(47.4%)			
	飲食サービス	↑	54.4%	(51.2%)	↑	56.5%	(51.7%)	↑	48.1%	(43.9%)	↑	47.4%	(42.9%)			
	自動車・自動車部品	↑↑	54.3%	(47.1%)	↑↑	50.5%	(38.0%)	↑↑	46.0%	(34.0%)	↑↑	53.6%	(46.3%)			
	機械製造	↑↑	53.6%	(48.0%)	↑	55.2%	(49.0%)	↑	50.1%	(43.5%)	↑	51.8%	(43.9%)			
	卸売	↑	52.6%	(50.3%)	↑	53.7%	(51.6%)	↑	48.2%	(46.0%)	↑	50.4%	(47.4%)			
	情報サービス・ソフトウェア	↑	52.5%	(48.8%)	↑	53.4%	(49.2%)	↑↑	46.8%	(41.7%)	↑↑	46.3%	(40.5%)			
	電気・ガス・熱供給・水道	↑	52.2%	(49.8%)	↑↑	53.5%	(47.4%)	↑↑	51.0%	(43.6%)	↑↑	49.5%	(43.4%)			
	建設	↑↑	51.5%	(45.5%)	↑↑	50.6%	(44.3%)	↑	48.1%	(41.6%)	↑	49.3%	(42.8%)			
	小売	↑	51.4%	(50.2%)	↑	52.5%	(49.9%)	↑	46.8%	(43.0%)	↑	46.7%	(42.7%)			
	鉱業・採石・砂利採取	↑↑	51.1%	(40.9%)	↑↑	50.5%	(36.3%)	↑↑	45.6%	(31.7%)	↑↑	47.7%	(37.4%)			
	運輸 郵便 (トラック運送除く)	↑	50.9%	(50.3%)	↑	56.4%	(55.4%)	↑	47.5%	(44.5%)	↑	46.3%	(42.6%)			
	紙・紙加工	↑	50.2%	(48.4%)	↑	48.9%	(48.2%)	↑	44.5%	(41.2%)	↑	43.4%	(42.7%)			
	金融・保険	↑	48.5%	(48.1%)	↑	49.0%	(46.5%)	↑↑	46.0%	(41.0%)	↑	47.0%	(45.4%)			
	金属	↓	47.7%	(48.5%)	↓	48.9%	(49.0%)	↑	41.3%	(41.1%)	↓	39.6%	(40.6%)			
	生活関連サービス	↓	47.5%	(49.0%)	↑	49.1%	(48.8%)	↓	41.6%	(45.3%)	↓	41.7%	(46.8%)			
	不動産・物品賃貸	↓	46.6%	(51.6%)	↓	48.3%	(51.6%)	↑	41.3%	(44.9%)	↑	39.5%	(42.8%)			
	印刷	↓	46.0%	(47.6%)	↑	55.6%	(55.5%)	↓	42.4%	(42.9%)	↑	41.2%	(41.0%)			
	繊維	↑	45.0%	(41.2%)	↑	44.6%	(39.9%)	↑	41.3%	(37.3%)	↑	38.9%	(36.1%)			
	建材・住宅設備	↑	43.2%	(39.8%)	↑	44.6%	(40.4%)	↓	36.0%	(36.2%)	↑	41.7%	(36.8%)			
	石油製品・石炭製品製造	↓	39.3%	(50.7%)	↓	37.2%	(43.1%)	↓	34.4%	(47.0%)	↓	35.3%	(48.7%)			
	農業・林業	↑	38.7%	(31.4%)	↑↑	48.4%	(32.3%)	↑↑	37.8%	(26.4%)	↑	36.3%	(32.1%)			
	放送コンテンツ	↓	37.7%	(47.0%)	↓	37.2%	(44.7%)	↓	34.1%	(40.5%)	↓	37.3%	(45.7%)			
	廃棄物処理	↑	36.1%	(29.5%)	↑↑	32.1%	(25.7%)	↑↑	33.1%	(27.2%)	↑↑	32.8%	(26.9%)			
	広告															
	通信															
トラック運送																
その他																

143

②業種別

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**金融・保険は約3ポイント**、**ト、通信は約1ポイント上昇**

2025年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率									
					原材料費	エネルギー費	労務費							
②業種別	①全体		↑	52.4%	(49.7%)	↑	54.5%	(51.4%)	↑	47.8%	(44.4%)	↑	48.6%	(44.7%)
	1位	化学	↑	64.4%	(55.3%)	↑	69.8%	(59.0%)	↑	60.9%	(51.7%)	↑	58.9%	(47.0%)
	2位	卸売	↑	61.3%	(60.3%)	↑	63.7%	(61.9%)	↑	52.9%	(51.2%)	↑	51.8%	(49.6%)
	3位	機械製造	↑	61.0%	(57.3%)	↑	66.7%	(62.1%)	↑	56.8%	(52.7%)	↑	55.9%	(51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	57.3%	(54.9%)	↑	62.5%	(58.8%)	↑	52.8%	(48.4%)	↑	53.5%	(48.3%)
	5位	小売	↑	55.7%	(52.6%)	↑	56.7%	(54.0%)	↑	46.9%	(44.5%)	↑	46.1%	(44.7%)
	5位	紙・紙加工	↑	55.7%	(44.7%)	↑	58.3%	(45.8%)	↑	49.3%	(40.3%)	↑	49.6%	(38.5%)
	7位	食品製造	↑	55.4%	(50.0%)	↑	57.4%	(51.4%)	↑	49.2%	(44.5%)	↑	49.4%	(43.8%)
	8位	造船	↑	54.8%	(49.5%)	↑	62.0%	(53.0%)	↑	61.8%	(47.7%)	↑	49.3%	(46.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑	54.0%	(47.8%)	↑	50.1%	(41.8%)	↑	45.4%	(37.0%)	↑	53.4%	(47.3%)
	10位	自動車・自動車部品	↑	53.4%	(49.7%)	↑	63.2%	(59.6%)	↑	53.4%	(51.7%)	↑	52.3%	(48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑	53.0%	(43.1%)	↑	50.1%	(40.3%)	↑	50.3%	(36.5%)	↑	45.8%	(36.8%)
	12位	建設	↑	52.5%	(49.8%)	↑	53.9%	(51.6%)	↑	49.4%	(46.3%)	↑	51.5%	(48.0%)
	13位	金属	↓	51.9%	(52.3%)	↑	59.8%	(59.7%)	↑	48.5%	(47.7%)	↑	47.0%	(45.1%)
	14位	印刷	↓	51.0%	(53.1%)	↓	52.3%	(54.2%)	↑	44.7%	(44.3%)	↓	43.9%	(44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	50.7%	(47.7%)	↑	48.7%	(44.8%)	↑	48.3%	(44.1%)	↑	48.6%	(43.7%)
	16位	繊維	↑	50.6%	(49.7%)	↑	51.6%	(49.3%)	↑	45.0%	(44.9%)	↑	45.0%	(44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑	49.4%	(48.3%)	↑	51.1%	(49.8%)	↑	44.3%	(43.8%)	↑	43.1%	(40.8%)
	18位	広告	↓	48.3%	(50.4%)	↓	52.8%	(53.7%)	↑	47.4%	(44.7%)	↓	43.5%	(45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑	47.8%	(42.8%)	↑	50.8%	(34.3%)	↑	50.6%	(35.1%)	↑	48.6%	(40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑	46.8%	(46.7%)	↑	58.4%	(55.6%)	↑	42.4%	(41.7%)	↑	39.9%	(39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	45.5%	(42.1%)	↑	47.2%	(43.6%)	↑	42.1%	(37.5%)	↑	43.7%	(37.2%)
	22位	製薬	↓	45.0%	(58.6%)	↓	66.7%	(80.0%)	↓	41.7%	(72.9%)	↑	43.3%	(40.0%)
	23位	農業・林業	↑	44.8%	(36.5%)	↑	43.4%	(34.3%)	↑	40.6%	(32.7%)	↑	39.8%	(32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑	42.1%	(38.1%)	↑	41.8%	(34.5%)	↑	38.1%	(29.3%)	↑	39.7%	(33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑	41.0%	(38.0%)	↑	45.4%	(38.0%)	↑	38.2%	(34.6%)	↑	40.4%	(37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑	40.1%	(38.4%)	↑	37.6%	(36.5%)	↑	38.8%	(36.5%)	↑	37.4%	(35.4%)
	27位	トラック運送	↑	37.6%	(34.4%)	↑	33.6%	(29.6%)	↑	35.4%	(32.0%)	↑	34.1%	(31.1%)
	28位	飲食サービス	↓	36.9%	(55.0%)	↓	42.8%	(53.6%)	↓	44.6%	(47.0%)	↓	33.9%	(49.0%)
	29位	通信	↑	35.4%	(34.7%)	↑	35.7%	(30.7%)	↑	34.5%	(27.0%)	↑	36.3%	(38.0%)
30位	金融・保険	↑	28.5%	(25.2%)	↑	30.6%	(21.2%)	↑	32.1%	(19.4%)	↑	27.5%	(21.0%)	
—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

144

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

- ① 賃金・所得の増加に向けた経済の成長、② 物価高への対応、③ 安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす

日本経済・地方経済の成長

- 賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- 地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- 成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

第2の柱

誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける

物価高の克服

- 物価高の影響を受ける低所得者への支援
- 地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- 物価高の影響を受ける業種の支援
- エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く

国民の安心・安全の確保

- 自然災害からの復旧・復興
（能登半島地震等への対応も含む。）
- 防災・減災及び国土強靱化
- 外交・安全保障環境の変化への対応
- 都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

経済対策のねらい

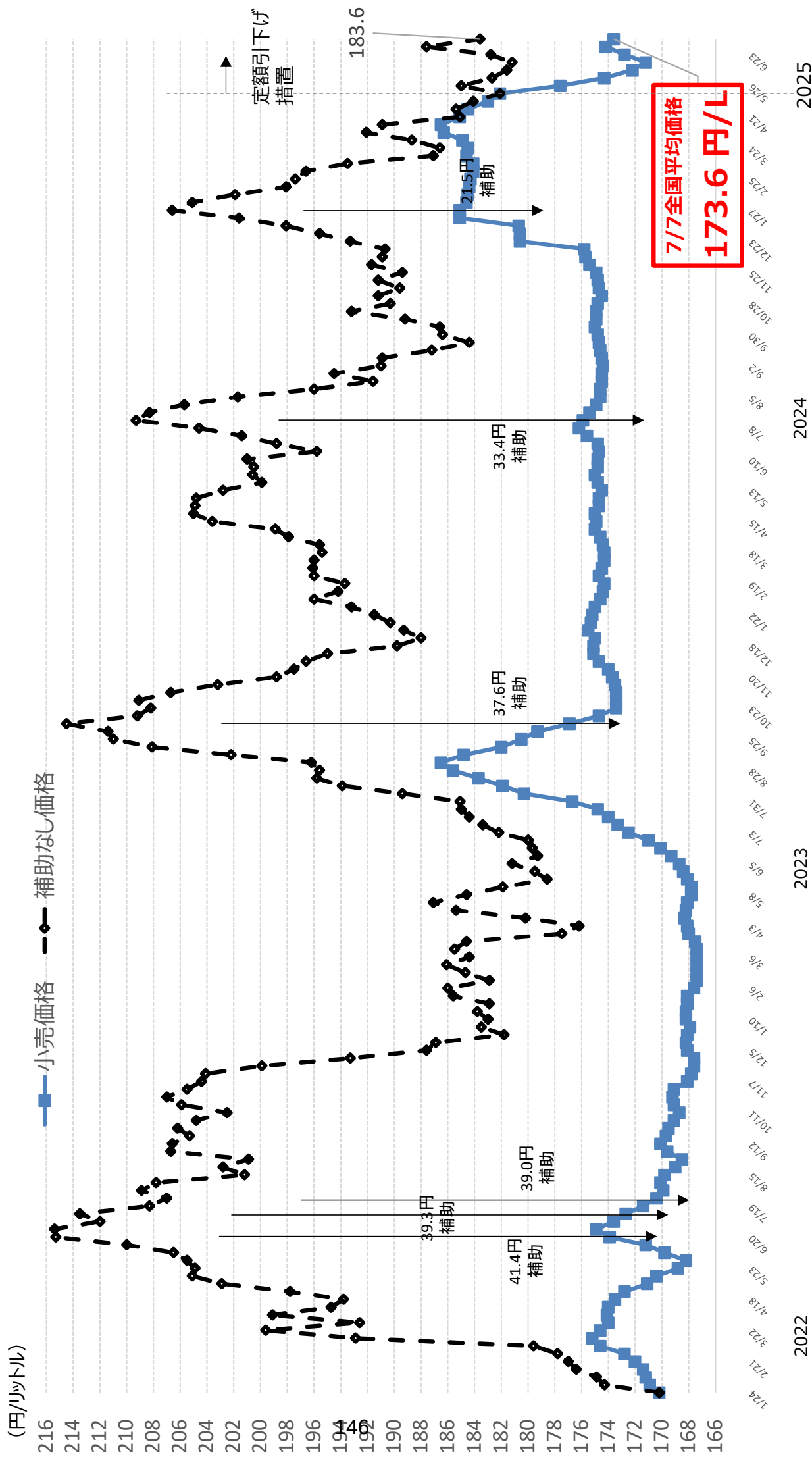
デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、
「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、
財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

（資料出所）内閣府HPより抜粋

ガソリン全国平均価格の推移

レギュラーガソリン・全国平均価格



電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化する。
- これにより、標準的な家庭において、3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、7月から9月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。

147		電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分	低圧: 2.0円/kWh 高圧: 1.0円/kWh	8円/m ³	
8月使用分	低圧: 2.4円/kWh 高圧: 1.2円/kWh	10円/m ³	

* 家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たった側の労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとっても労働力確保につながるもの。
- パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さまに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、実際にご利用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス
向け

本パッケージへの関心や認知を広げるため、**広く国民の目に触れる機会の多い媒体（SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等）**を通じて発信を行っている。
首相官邸及び厚生労働省のホームページに、本パッケージに関する特設サイトを開設。



【Web広告・テレビCM】

相談
体制

労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける「**年収の壁突破・総合相談窓口**」（コールセンター）を**2023（令和5）年10月より開設**。営業時間外の対応等、利便性向上を図るため、**チャットボット**を導入。

団体
周知

各府省庁と連携し、パート・アルバイトを多く雇用する**業界団体（1,232団体）**に、**周知用リーフレットを提供**するとともに、**会員企業・労働者への周知協力を依頼**。各団体のニーズに合わせて、**きめ細かいサポート**を実施。各都道府県労働局でも、**同様に、個別企業を含めた働きかけ**を実施。



説明会

業界団体等と協力し、会員企業向けに、**説明会や団体等の会合における説明等**を実施。事業主からの相談を受ける機会の多い**社会保険労務士**の方々に、各支援策への理解を深めていただくことを目的に、**説明会の開催や研修動画の配信等**に取り組んでいる。

【厚生労働省 特設サイト】

拡充 キャリアアップ助成金

労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）
令和7年6月24日
資料2-3
から抜粋した
資料を時点更新

令和7年度当初予算額 1,025億円（1,106億円） ※（ ）内は前年度当初予算額
うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円（1,101億円） うち職業安定局計上分 5億円（5億円）

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容

正社員化
支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換 ※

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

150

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（過当たり4時間以上等）を実施（R7年度までの措置）

年収の壁・
支援強化
パッケージ

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（過当たり5時間以上等）を実施

130万の壁
対応

支給額（1人当たり）

有期→正規：	【重点支援対象者※】	【左記以外】
無期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
	40万円（30万円）	20万円（15万円）
※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人		

- ①有期→正規：90万円（67.5万円）
- ②有期→無期：45万円（33万円）
- ③無期→正規：45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上：7万円（4.6万円）

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり1回のみの

1事業所当たり 40万円（30万円）

1事業所当たり1回のみの

(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※）
(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）
※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

60万円（45万円）<75万円>（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等/加算額

正社員化コース

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

賃金規定等改定コース

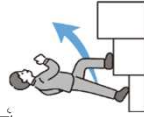
■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※（ ）は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金の拡充(「年収130万円の壁」への対応)

労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）	資料 2－3 から抜粋
	令和 7 年 6 月 24 日

現行の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4 時間以上	—	30 万円
②	3 時間以上 4 時間未満	5 % 以上	
③	2 時間以上 3 時間未満	10 % 以上	
④	1 時間以上 2 時間未満	15 % 以上	



短時間労働者労働時間延長支援コース

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	5 時間以上	—	40 万円	50 万円
②	4 時間以上 5 時間未満	5 % 以上		
③	3 時間以上 4 時間未満	10 % 以上		
④	2 時間以上 3 時間未満	15 % 以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
・取組から6ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。
・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	労働時間を更に2時間以上延長	—	20 万円	25 万円
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。
・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
（被用者保険適用後1年目と2年目で比較）
・賃金は基本給。

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。
・取組から6ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外
- ④ 51人以上の企業が適用対象

撤廃

段階的に撤廃

賃金要件

※ 最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 <公布から3年以内の政令で定める日から施行>

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

ト法律で定める17業種 適用（現行どおり）

上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ 適用

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

<2029年10月施行>
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

〔支援策〕 ※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- ・ 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- ・ **物価動向を勘案し最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。**
※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円に。
- ・ 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ。**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- ・ **物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応**
- ・ 最低保障額を55万円から**10万円引き上げ、65万円に。**

大学生年代の子の親への特別控除の創設

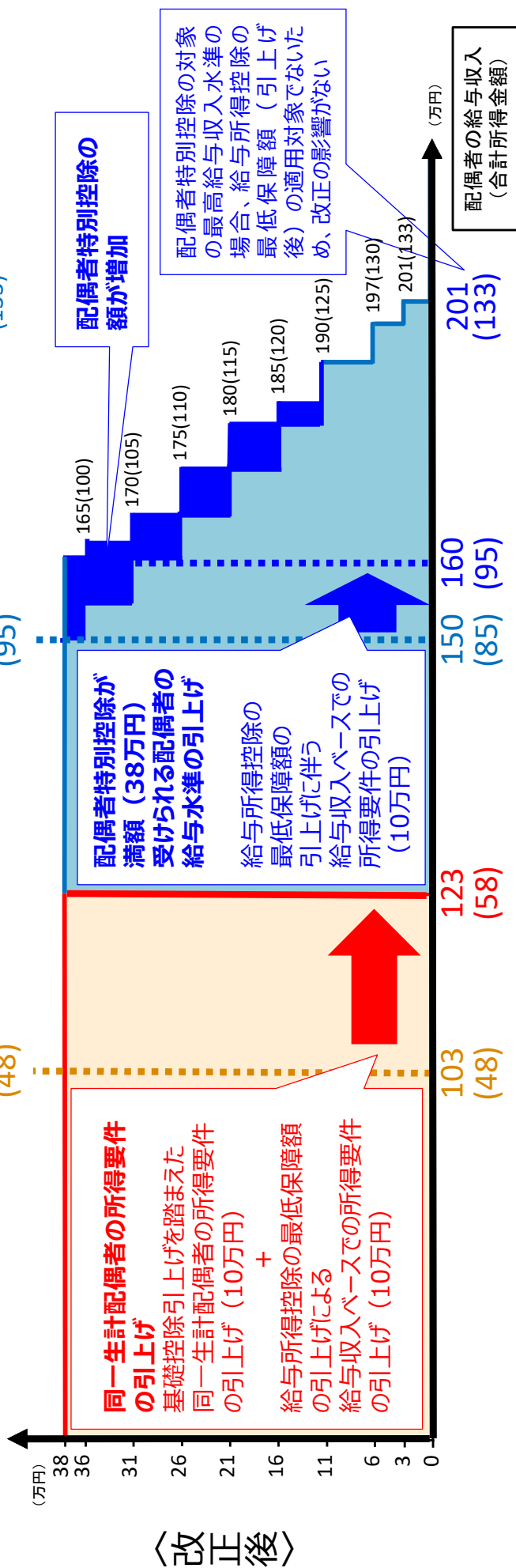
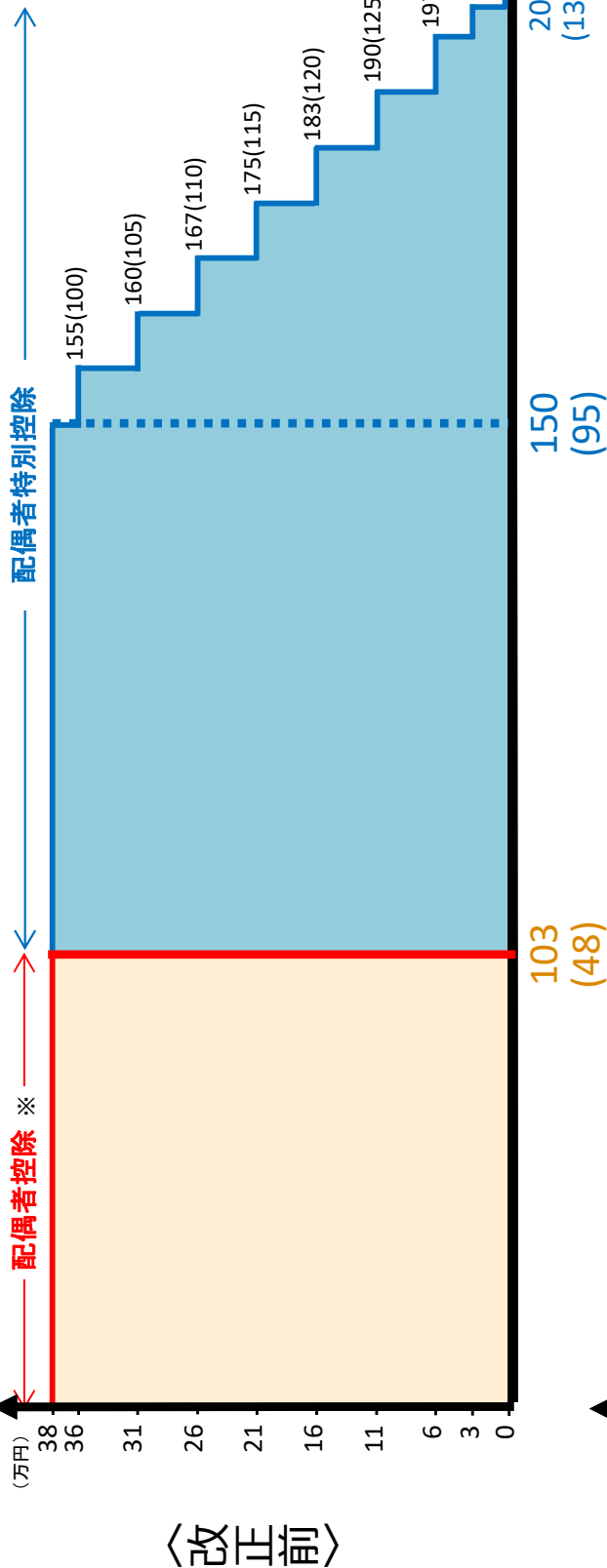
- ・ 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- ・ 大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。
 - 子の給与収入が、150万円以下→63万円
 - 子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に逓減

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（2025年度改正）

2025年分所得税から適用

※老人配偶者控除の場合、48万円

納税者本人
の
受ける控除額





厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

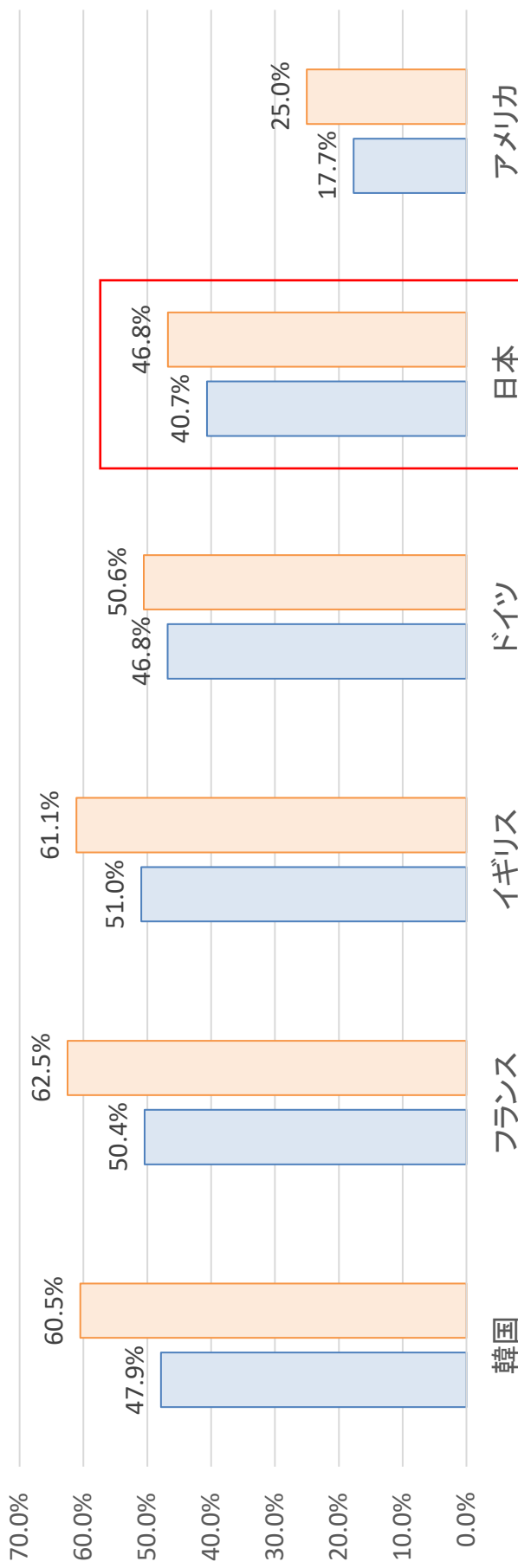
厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

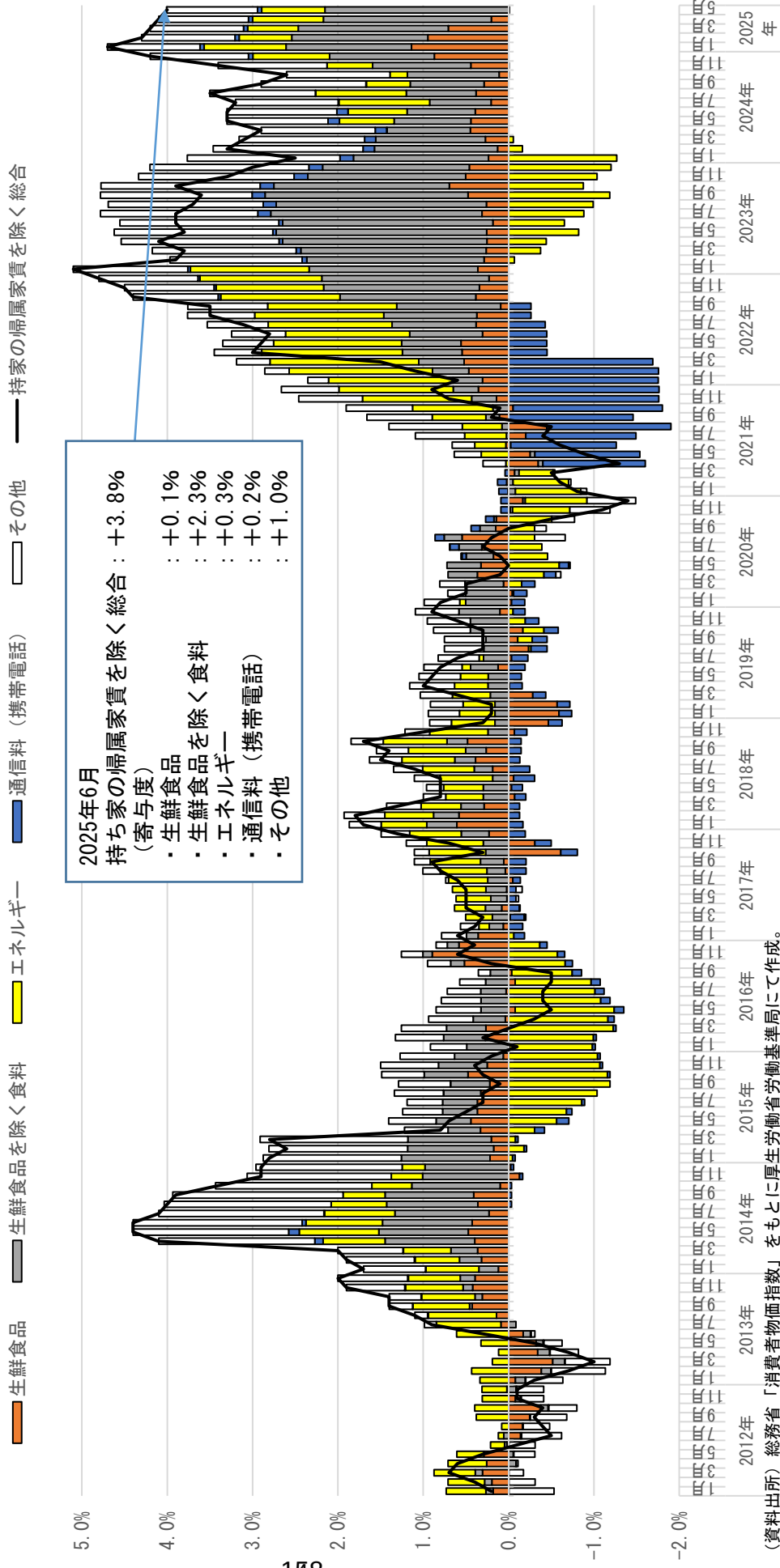
（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

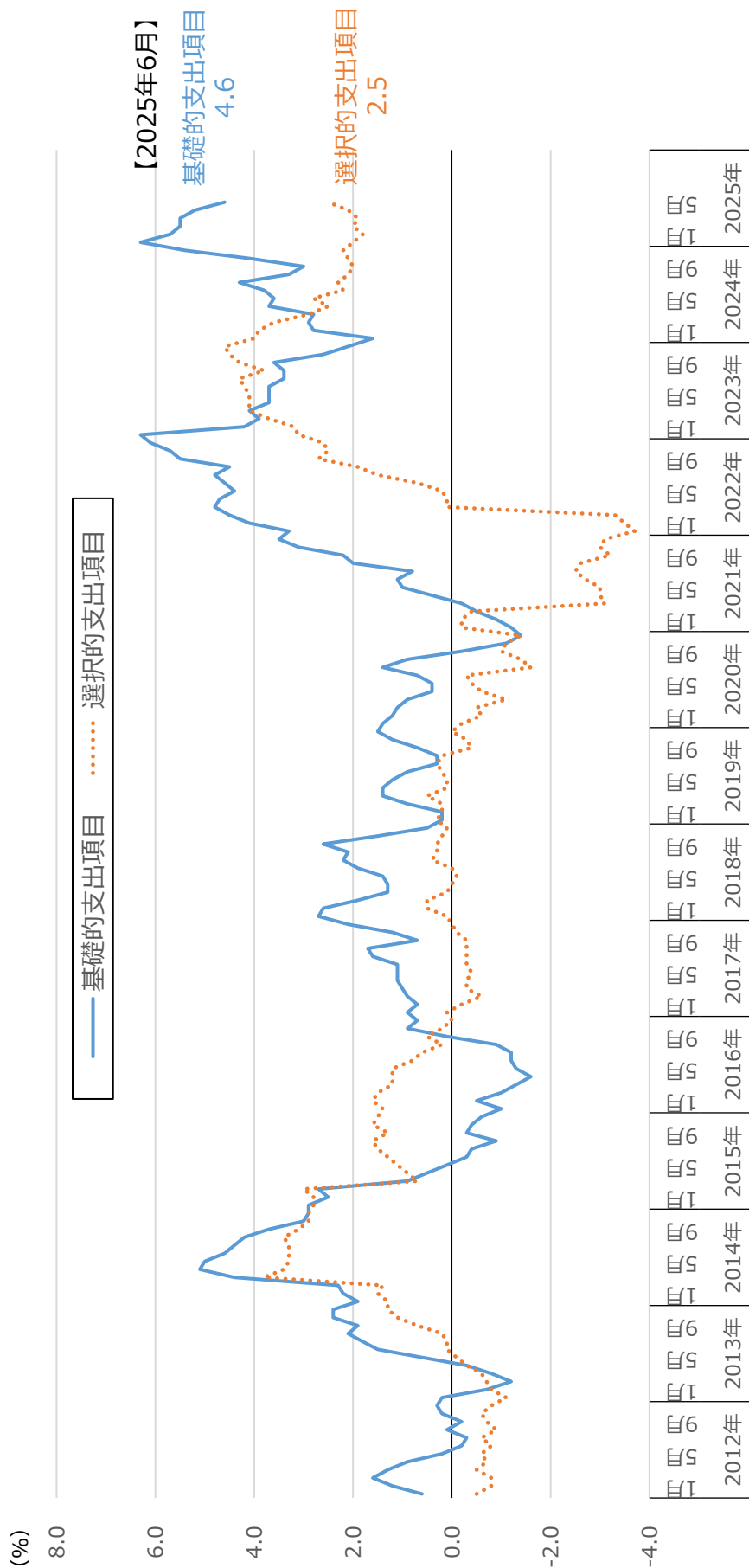
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年6月では、「基礎的支出項目」は+4.6%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目 (必需品的なもの) とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

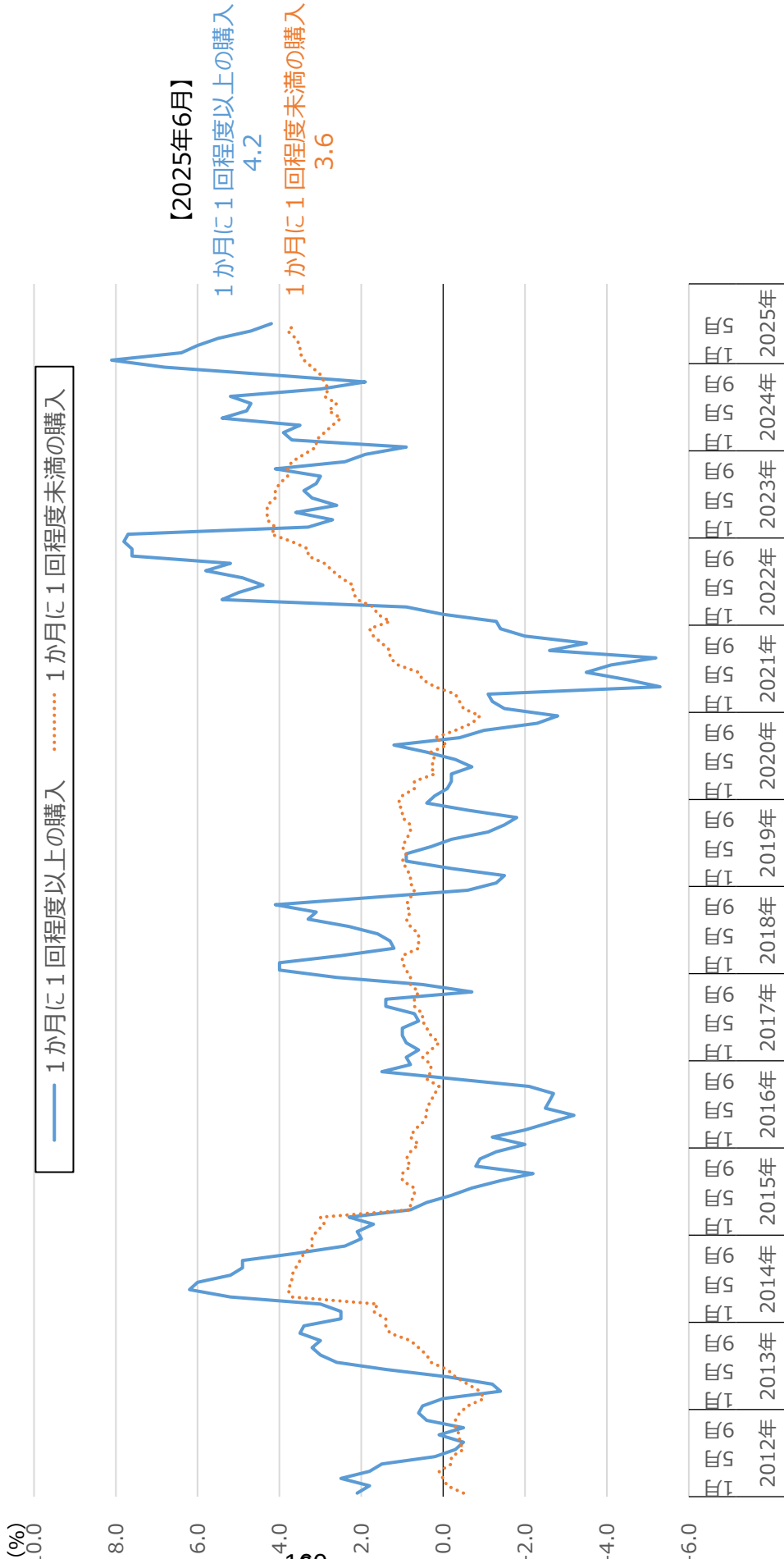
選択的支出項目 (贅沢品のなもの) とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス (支出項目) が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.2%、「1か月に1回程度未満の購入」は+3.6%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-	-

資料出所 総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス料金支援 値引き単価＞

酷暑乗り切り緊急支援（2024年 8 ～10月使用分）

2024年 8 ・ 9 月使用分 低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1m³当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1m³当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年 1 ～ 3 月使用分）

2025年 1 ・ 2 月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1m³当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年 3 月使用分 低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1m³当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%~4.7%で推移し、2024年10月~2025年6月平均の上昇率は3.9%となっている。

(単位：%)

	2024年			2025年						2024年10月 ~2025年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9
Aランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7	3.8
Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5	3.9
Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9	4.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、
その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

頻繁に購入	2024年		2025年						(単位：％)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	
				2024年10月 ～2025年6月 平均				3.0	4.2

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成									
食パン		鶏卵		せんべい		ポテトチップス			
あんパン		キャベツ		ねぎ		チョコレート			
カレーパン		レタス		もやし		アイスクリーム			
ゆでうどん		にんじん		たまねぎ		おにぎり			
カップ麺		かまぼこ		きゅうり		調理パン			
中華麺		豚肉（国産品）		トマト		サラダ			
かまぼこ		豚肉（輸入品）		ピーマン		茶飲料			
鶏肉（国産品）		鶏肉		しめじ		コーヒー飲料A			
鶏肉（輸入品）		ハム		豆腐		野菜ジュース			
ソーセージ		牛乳		油揚げ		炭酸飲料			
ヨーグルト		チーズ（国産品）		納豆		ポリ袋			
バナナ						診療代			
						ガソリン			

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「2024年10月～2025年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。